

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【5】文部科学省(8)【農林水産省(6)】 文化財保護法(昭25法214)及び農地法(昭27法229) 地方公共団体が文化財保護法に基づき埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、令和3年度中に省令を改正し、農地転用許可(農地法4条1項及び5条1項)を不要とする。</p>	—	地方公共団体が文化財保護法に基づき埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、省令を改正し、農地転用許可(農地法第4条第1項及び第5条第1項)を不要とした。	<p>【農林水産省】農地法施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月31日付け農林水産省令第27号) 【農林水産省】地方公共団体が農地で埋蔵文化財の試掘調査を行う場合の農地転用許可制度上の取扱いについて(令和4年3月31日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r36-tsuchi.tml#3.1	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課
<p>【5】内閣府(18)【農林水産省(24)】 強い農業・強い手づくり総合支援交付金 食品流通拠点施設整備については、BOO方式による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行うとする地方公共団体の検討に資するよう、非保有手法の先進的な活用事例と併せて、BOO方式による当該施設整備が補助の対象であること等を、改めて地方公共団体に令和3年度中に周知する。 (関係府省:農林水産省)</p>	—	食品流通拠点施設整備については、非保有手法の先進的な活用事例と併せて、BOO方式による当該施設整備が補助の対象であること等を、改めて地方公共団体に周知した。	【農林水産省】強い農業・強い手づくり総合支援交付金を活用した非保有方式の施設整備について(周知依頼)(令和4年3月16日付け農林水産省新事業・食品産業部食品流通課即売市場室長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r36-tsuchi.tml#3.2	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課
<p>【5】内閣府(16)(a)【文部科学省(11)(a)】【厚生労働省(50)(a)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 教育・保育施設の設置者又は地域型保育事業を行う者については、実際の利用者数が利用定員を恒常的に上回っているときは、当該利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要があることを、地方公共団体に令和3年度中に改めて周知する。</p>	—	「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日通知、令和4年3月23日最終改正)にて地方公共団体に通知済み	【内閣府】文部科学省【厚生労働省】子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について(平成26年9月10日通知、令和4年3月23日最終改正)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r36-tsuchi.tml#3.3	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
<p>【5】総務省 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令(平26総務省令85)33条)については、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られる場合や、交付申請者による入力困難であると認められる場合は、職員が代行して入力装置へ暗証番号を入力可能であることを明確化するため、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に令和3年度中に通知する。</p>	—	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)の一部を改正し、個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定については、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られる場合や、交付申請者による入力困難であると認められる場合は、職員が代行して入力装置へ暗証番号を入力可能であることを明確化した。	【総務省】個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知) 【総務省】公的個人認証サービス事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r36-tsuchi.tml#3.4	総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
<p>【5】内閣府(4)【厚生労働省(2)(iv)】 児童福祉法(昭22法164) 保育所等の利用児童が他施設に転園する際の児童に関する情報提供については、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」(令3厚生労働省子ども家庭局)に示す児童票の様式を活用するなど、保育士の事務負担に配慮した上で、可能な限り情報提供を行うことを保育所等に促すよう、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>	—	自治体及び保育所に対して、児童の転園の際には、保護者の同意を得た上でできる限り子どもの育ちに関する情報を送付することが望ましいこと、その際は、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」(令3厚生労働省子ども家庭局)に示す児童票の様式を活用することを検討いただきたい旨、通知済み。	【厚生労働省】児童の転園の際の転園先へからの情報提供について(令和4年3月24日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r36-tsuchi.tml#3.7	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課
<p>【5】農林水産省 (8)森林法(昭26法249) (1)森林の土地の所有者となった旨の届出(10条の7の2第1項)については、電子的な手段による届出が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和3年10月28日付け林野計画課長通知)】</p>	—	森林の土地の所有者となった旨の届出(10条の7の2第1項)については、電子的な手段による届出が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【農林水産省】森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについての一部改正について(令和3年10月28日付け林野計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r36-tsuchi.tml#3.9	林野庁森林整備部計画課
<p>【5】内閣府 (16)子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)子ども・子育て支援交付金の交付申請に係る実績報告については、報告書を作成する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担の軽減を図るよう、以下のとおりとする。 ・報告書への入力事務を効率化するため、令和4年度中に報告様式を改善する。 ・市町村から国への報告様式と、市町村から都道府県への報告様式を統一することについては、令和3年度中に地方公共団体の実態を調査し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・市町村から都道府県への提出期限の延長については、都道府県への影響を踏まえつつ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【5】内閣府 (9)子ども・子育て支援法(平24法65) (8)子ども・子育て支援交付金の交付申請に係る実績報告については、報告書を作成する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減するため、市町村から国へ提出する報告様式を、市町村から都道府県へ提出する報告様式への変更とする。</p>	市町村の事務負担を軽減するため、市町村から国へ提出する報告様式を、市町村から都道府県へ提出する報告様式への変更とするよう、システムを構築し、各都道府県、市町村にて配布した。	【内閣府】子ども・子育て支援交付金の事業実績報告等について(令和5年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部参事官事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r36-tsuchi.tml#3.10	内閣府子ども・子育て本部

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
R3	11	12.その他	都道府県	茨城県、福島県、群馬県、群馬県、長野県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の11及び第30条の12 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省等が定める公営住宅の家賃等の取扱いに関する事項の追加	住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省等が定める公営住宅の家賃等の取扱いに関する事項の追加	住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省等が定める公営住宅の家賃等の取扱いに関する事項の追加	地方自治法第240条第2項において「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」と規定されているが、債権者が納入に応じない場合は、訴訟手続により履行を請求することとされているが、訴訟を提起する際は債権者の氏名や住所などを把握する必要がある。また、地方自治法施行令第171条の規定により債権停止を行う場合や、回収が困難な債権について地方自治法第96条第1項第10号の規定により債権の放棄を行う場合は、債権者の氏名や住所を把握する必要がある。現在、訴訟、徴収停止、権利の放棄を行う場合は、異で把握している住所を頼りに住所変更を行う必要があり、非常に手間がかかる。また、回収が困難な債権について地方自治法第96条第1項第10号の規定により債権の放棄を行う場合は、債権者の氏名や住所を把握する必要がある。現在、訴訟、徴収停止、権利の放棄を行う場合は、異で把握している住所から住所変更している場合、変更先の市町村へ再度公用請求を行う必要があり、非常に手間がかかる。なお、現行制度で住民基本台帳法第30条の11第1項第10号の規定により、条例で規定することにより、郵送で債権通知書保存本人確認情報を利用することは可能であるが、債権者が異外に移住してしまつた場合は、改めて移住先の市町村へ申し込みに必要である。全国団体を委託しに行かざるを得ない場合がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2021/teianbosyu_jokoku.html	
R3	12	12.その他	都道府県	茨城県、福島県、横浜市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第171条の2及び同令第171条の5	地方自治法施行令第171条の2及び同令第171条の5	地方自治法施行令第171条の2及び同令第171条の5	地方自治法施行令第171条の2及び同令第171条の5	地方自治法施行令第171条の2及び同令第171条の5	地方自治法施行令第171条の2及び同令第171条の5
R3	13	03.医療・福祉	施行時特例市	茨木市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	隣保館設置運営要綱、地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱、地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金交付要綱、隣保館に指定管理者制度を導入した場合の補助金の取扱いについて(厚生労働省課長権限通知)	地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱、地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金交付要綱、隣保館に指定管理者制度を導入した場合の補助金の取扱いについて(厚生労働省課長権限通知)	国の地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金及び地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金については、交付の対象を全市町村で行う事業としているが、指定管理者制度を導入した市町村についても交付対象とされた。	隣保館の運営のあり方については、現在の市町単独だけでなく、地域課題の解決に向けて、地域関係団体等が担っていくことも検討されている必要があるが、補助対象が市町村直営に限られているため、指定管理者の導入検討にあつた際の留意点となっている。国の事業費は、指定管理者移行後は、隣保館運営補助金の適用が受けられないため、市の財政負担が増えることとなる。厳しい財政状況の中、市の財政的なデメリットが前提となるため、検討にあつたのは大きな課題である。指定管理者制度の導入を可能とする地方自治法の趣旨からしても、交付対象を広げるべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2021/teianbosyu_jokoku.html	
R3	14	03.医療・福祉	施行時特例市	茨木市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「社会福祉法第56条」、「児童福祉法第24条の34、第46条、59条」、「教育令の20」に関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律第18条、「老人福祉法第18条、29条」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条」、「介護保険法第24条」	社会福祉法人及び社会福祉施設等への指導監査の実施を伴わない手法の検討	社会福祉法人及び社会福祉施設等(保育所・幼保連携型認定こども園・地域密着型特別養護老人ホーム、認可外児童施設・有老人ホーム、特定児童福祉サービス事業所、指定介護保険サービス事業所等)に対する指導監査・立入調査・実地指導等の実施は、実地による実施が原則とされている。そこで、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、実地による指導監査の実施が困難な場合、書面やリモート等による方法も可能としていただきたい。	社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査・立入調査は実地を伴っての実施が原則とされているが、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、現地への立入を控えている。昨年度は、法人・施設側からの要望もあり、現地には赴かず、調査票や自主点検表などの書面提出と電話等での聞き取りにより、運営状況の把握を行ったが、監査方法を定めた法令や要綱には、監査方法を実際に実施することができない状況がある。現状も監査の効果が低く、再開できると見込めないため、今後とも監査の実施の未実施が強く可能性が高い。そのため、今後のコロナ禍のような状況下においても法定の指導監査が実施できるよう、現地を伴わずリモート等による実施について検討をお願いしたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2021/teianbosyu_jokoku.html	
R3	15	03.医療・福祉	施行時特例市	茨木市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子育て支援施設等の運営に関する基準並びに子育て支援施設等の設備及び運営に関する基準	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子育て支援施設等の設備及び運営に関する基準並びに子育て支援施設等の設備及び運営に関する基準」を条例で定める場合には、国が定める基準に準拠することとなるが、各市町村において、その他の地域の事情と照らし必要と認める場合においては、満3歳以上の児童の受け入れが可能である。	市町村が「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子育て支援施設等の設備及び運営に関する基準」を条例で定める場合には、国が定める基準に準拠することとなるが、各市町村において、その他の地域の事情と照らし必要と認める場合においては、満3歳以上の児童の受け入れが可能である。上記基準に従う又は準拠することとなる。しかしながら、両基準において、共に類似する内容の改正であるにもかかわらず、各条例改正の施行時期が異なるため、市町村における条例改正についても別々の時期に行わなければならない状況が生じており、条例改正に係る事務負担が増大することとなる。条例改正により類似した内容に改正する理由など、議会での説明に頼っている。条例改正の時期については、各自団体の裁量によることであるが、当該各条例には改正すべき事項と併せて「基準」を併せて記載していることから、各々の各条例の施行時期を併せて進め、各条例の施行時期を併せて進めなければならないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2021/teianbosyu_jokoku.html		
R3	16	03.医療・福祉	中核市	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万歳町、砥部町、内子町	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の3第12項(平成26年4月29日付内閣府子ども・子育て本部談話文、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項について(平成21年3月29日付内閣府子ども・子育て本部参事官・厚生労働省子ども家庭局保体課事務連絡)	児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定された事業を行う保育所型事業所内保育事業者が、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第45条に規定された連携施設に関する特例の要件を満たし、連携施設を設けたい場合については、減算額が適切について検証した上で、公定価格上の減算調整の適用を受けたいとするなど、給付教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準について(平成28年8月23日付内閣府子ども・子育て本部談話文、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)の見直しを求める。	「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項について(平成21年3月29日付内閣府子ども・子育て本部参事官・厚生労働省子ども家庭局保体課事務連絡)において、家庭的保育事業者の設備及び運営に関する基準第45条に規定された連携施設に関する特例の要件を満たし、連携施設を設けたい場合については、減算額が適切について検証した上で、公定価格上の減算調整の適用を受けたいとするなど、給付教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準について(平成28年8月23日付内閣府子ども・子育て本部談話文、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)の見直しを求める。一方、同事務連絡において「保育所型事業所内保育事業者については、当該事業において恒常的に満3歳以上の児童を受け入れているなど、市町村長が認める場合においては、卒園後の受け皿に係る連携施設の確保を要しない」としている。一方、引き続き卒園後の受け皿に係る連携施設の確保は必要不可欠との確認があった。現時点ではこれまで通り連携を継続する方向で話が進んでいるが、連携施設からの同意が得られなければ、地域の事情に応じて満3歳以上の児童の受け入れを行うことにはなかなかならぬ。公定価格上の減算調整を受けることが当該事業者が不利益を被る状況である。各市において該当する施設は1か所のみではあるが、0～5歳まで初小・小・中・高を一貫して保育を提供することは確保することが重要であり、全国統一の考え方を想定されるところであることから、各市としては、保育所型事業所内保育事業者については一定の要件を満たす場合には「連携施設の確保を要しない」として、連携施設を設けない場合は公定価格上の減算調整の適用を受けたい」ということを合理的に説明することができないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2021/teianbosyu_jokoku_yosun.html		

対応方針（閣議決定）記載内容 (従来年におけるもの)	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭22法81) (a) 公営住宅の管理に関する事務(公営住宅法(昭26法193)15条)のうち、事業主体(同法2条1項16号)である地方公共団体が同法48条に基づき行う条例による家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求であつて、氏名又は住所の変更の事実の確認に関する事務を処理する場合については、令和3年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができるものとする。住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成24年省令13)、公営住宅法(昭26法193)の規定に基づき、事業主体である地方公共団体が入居者等に対し家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求を行う際の入居者等の氏名又は住所の変更の事実を確認する事務を追加することとする。改正省令を令和4年4月31日に公布し、令和4年4月1日より施行した。</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができるものとする。住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成24年省令13)、公営住宅法(昭26法193)の規定に基づき、事業主体である地方公共団体が入居者等に対し家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求を行う際の入居者等の氏名又は住所の変更の事実を確認する事務を追加することとする。改正省令を令和4年4月31日に公布し、令和4年4月1日より施行した。</p>	<p>【総務省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年総務省令第2号) 【国土交通省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令における公営住宅の家賃等の徴収等に関する事務等の追加について(情報提供)(令和4年4月5日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinobosyu/2021/3fu-tsuchi.tui#r3.11</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課 国土交通省住宅局住宅総合整備課</p>
<p>【厚生労働省】 (2) 児童福祉法(昭22法164) (x) 認可外保育施設に対する指導監督については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すことを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【厚生労働省】 (1) 児童福祉法(昭22法164) (a) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係省庁：厚生労働省)</p>	<p>認可外保育施設に対する指導監督については、令和4年4月8日に地方公共団体による認可外保育施設に対する実地によらない指導監督の取組事例等をまとめた事例集を地方公共団体に届出した。 (a) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、保育等の質の確保と実効的な指導監査等の両立に留意しつつ、令和4年度中に政令を改正し、実地によらない方法での実施を可能とする。 (4) 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (a) 障害者支援施設等に対する一般監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、障害福祉サービス等の質の確保と実効的な指導監査等の両立に留意しつつ、今後、改正予定の児童福祉法施行令等の内容も踏まえて実地によらない方法での実施が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中を目途に通知する。</p>	<p>【厚生労働省】「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた有料老人ホームへの立ち調査に関する取扱いについて」(令和3年11月10日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡) 【厚生労働省】「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う介護保険施設等に対する指導及び老人福祉施設に対する監査について」(令和3年11月10日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡) 【厚生労働省】「認可外保育施設指導監督事例集」(令和4年4月8日) 【厚生労働省】「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について(令和4年3月14日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長及び老健局長通知) 【厚生労働省】「老人福祉施設に係る指導監査について」の一部改正について(令和4年3月31日付け厚生労働省老健局長通知) 【厚生労働省】「介護保険施設等の指導監督について」(令和4年3月31日付け厚生労働省老健局長通知) 【厚生労働省】「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」の一部改正について(令和5年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinobosyu/2021/3fu-tsuchi.tui#r3.14</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局 厚生労働省老健局高齢者支援課、総務課介護保険指導室、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部企画課監査指導室</p>
<p>【厚生労働省】 (2) 児童福祉法(昭22法164) (y) 認可外保育施設に対する指導監督については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すことを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【厚生労働省】 (2) 児童福祉法(昭22法164) (y) 認可外保育施設に対する指導監督については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すことを明確化し、地方公共団体に令和4年度中を目途に通知する。</p>	<p>(b) 障害者支援施設等に対する一般監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、保育等の質の確保と実効的な指導監査等の両立に留意しつつ、今後、改正予定の児童福祉法施行令等の内容も踏まえて実地によらない方法での実施が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中を目途に通知する。 (4) (a) 児童福祉施設に対する一般指導監査については、児童福祉法施行令及び同法施行規則を改正し、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、保育等の質の確保と実効的な指導監査等の両立に留意しつつ、実地によらない方法での実施が可能となった。 (4) (b) 障害者支援施設等(のうち、児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター)に限る。以下同じ。)については、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則を改正し、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、質の確保と実効的な指導監査等の両立に留意しつつ、実地によらない方法での実施が可能となった。 また、障害者支援施設及び児童福祉施設、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者に対する一般監査及び実施指導等に関する基本事項については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害者支援施設等に対する一般監査並びに指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等に対する実地指導について」(令和4年3月27日付け厚生労働省社会・援護局長通知)において、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害者支援施設等に対する実地指導については、一定の条件を満たした場合は、オンライン等を活用するなど実地によらない一般監査等を実施しても差し支えない旨、都道府県等宛てに周知した。</p>	<p>【厚生労働省】「老人福祉施設に係る指導監査について」の一部改正について(令和4年3月31日付け厚生労働省老健局長通知) 【厚生労働省】「介護保険施設等の指導監督について」(令和4年3月31日付け厚生労働省老健局長通知) 【厚生労働省】「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」の一部改正について(令和5年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長通知) 【厚生労働省】「児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(令和5年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長及び社会援護局障害保険指導部長通知) 【厚生労働省】「新旧対照表」児童福祉行政指導監査の実施について(通知) 【厚生労働省】「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害者支援施設等に対する一般監査並びに指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等に対する実地指導について」(令和5年4月27日付け厚生労働省社会・援護局長通知) 【厚生労働省】「障害者支援施設等に係る指導監査について」(令和5年3月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部長通知) 【厚生労働省】「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成27年法律第126号)に基づき、児童発達支援センター、児童発達支援事業所等に関する指導監査について」(令和5年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官及び文部科学省初等中等教育局長及び、厚生労働省子ども家庭局長通知) 【厚生労働省】「新旧対照表」就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成27年法律第126号)に基づき、児童発達支援センター、児童発達支援事業所等に関する指導監査について(平成27年12月7日付け府令第373号・27文科初第130号・厚児発1207第13号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>		
<p>【厚生労働省】 (2) 社会福祉法(昭26法45) 社会福祉法人に対する一般監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直し、その旨を地方公共団体に令和3年度中を目途に通知する。</p>	<p>【厚生労働省】 (2) 社会福祉法(昭26法45) 社会福祉法人に対する一般監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直し、その旨を地方公共団体に令和3年度中を目途に通知する。</p>	<p>(4) (a) 幼保連携型認定こども園に対する一般指導監査については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監督について(平成27年12月7日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)を改正し、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、教育・保育の質の確保と実効的な指導監査等の両立に留意しつつ、実地によらない方法での実施が可能であることを明確化した。</p>	<p>【厚生労働省】「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成27年法律第126号)に基づき、児童発達支援センター、児童発達支援事業所等に関する指導監査について」(令和5年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官及び文部科学省初等中等教育局長及び、厚生労働省子ども家庭局長通知) 【厚生労働省】「新旧対照表」就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成27年法律第126号)に基づき、児童発達支援センター、児童発達支援事業所等に関する指導監査について(平成27年12月7日付け府令第373号・27文科初第130号・厚児発1207第13号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>		
<p>【厚生労働省】 (3) 老人福祉法(昭38法133) (a) 有料老人ホームに対する指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和3年11月10日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)】</p>	<p>【厚生労働省】 (3) 老人福祉法(昭38法133) (a) 有料老人ホームに対する指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和3年11月10日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)】</p>	<p>(4) (b) 幼保連携型認定こども園に対する一般指導監査については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監督について(平成27年12月7日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)を改正し、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止等の観点から、教育・保育の質の確保と実効的な指導監査等の両立に留意しつつ、実地によらない方法での実施が可能であることを明確化した。</p>	<p>【厚生労働省】「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成27年法律第126号)に基づき、児童発達支援センター、児童発達支援事業所等に関する指導監査について」(令和5年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官及び文部科学省初等中等教育局長及び、厚生労働省子ども家庭局長通知) 【厚生労働省】「新旧対照表」就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成27年法律第126号)に基づき、児童発達支援センター、児童発達支援事業所等に関する指導監査について(平成27年12月7日付け府令第373号・27文科初第130号・厚児発1207第13号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>		
<p>【内閣府(8) (a)】【厚生労働省(7) (a)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平26内閣府令39)については、市区町村の円滑な事務に資するよう、府省間で緊密に連携を図り、関連省庁の省令の改正を行う場合には原則として時期を統一する。</p>					

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)及び食品衛生法(昭22法233)児童福祉施設等における衛生管理については、個々の現場の実態を踏まえた適切な衛生管理の推進を図るため、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」(平9厚生省生活衛生局食品健康課長)及び「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒の予防について」(平9厚生省児童家庭局企画課長)等の通知を改正し、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供するもの以外の施設に対して、地方公共団体は「大規模調理施設衛生管理マニュアル」(平9厚生省生活衛生局長)に限らず、厚生労働省が内容を確認した手引書等を参考に指導を行うことも可能であることを令和3年度中に明確化する。それを前提に、上記の取扱いを踏まえた児童福祉施設への指導に資する方策について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供するもの以外の施設に対して、地方公共団体は「大規模調理施設衛生管理マニュアル」(平9厚生省生活衛生局長)に限らず、厚生労働省が内容を確認した手引書等を参考に指導を行うことも可能であることを明確化した。	【厚生労働省】中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」の一部改正について(令和4年2月7日付)厚生省令第007号(1号) 【厚生労働省】中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について」(令和4年8月31日付)子総発0831第1号、子保発0831第1号、子家発0831第1号、子子発0831第2号、子母発0831第2号、障発発0831第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosy/2021/r36r.tsuichi.tml#r3.17	厚生労働省子ども家庭局総務課
<p>【個人情報保護委員会(11)】【総務省(3)】【財務省(2)】</p> <p>郵政法(昭22法165)、地方税法(昭25法226)、国税徴収法(昭34法147)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57)地方税に関する調査について必要があるときに行う事業者等への協力要請(地方税法20条の11(同法に基づき国税徴収法に規定する滞納処分)の例によって行われる協力要請を含む。)として徴収委員が日本郵便株式会社(郵便)の提供を求める場合の取扱いについては、郵便法8条2項(定められた郵便物に関して知り得た他人の秘密に留する守義務)に留意しつつ、当該情報提供の可否について検討し、令和4年までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4></p> <p>【総務省】</p> <p>(6)郵便法(昭22法165)、地方税法(昭25法226)、国税徴収法(昭34法147)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57)地方税に関する調査について必要があるときに行う事業者等への協力要請(地方税法20条の11、同法に基づき国税徴収法に規定する滞納処分の例によって行われる協力要請を含む。)として徴収委員が日本郵便株式会社(郵便)の提供を求める場合の取扱いについては、当該情報の地方公共団体への提供が可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>	令和3年10月に立ち上げた「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」にて、提案団体である青森県上町にヒアリングを実施するなど、税の滞納者に係る転居情報の地方自治体への提供可否や、提供が可能となる条件等について検討したところ、検討会での議論を踏まえ、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号)の解説に、郵便物に関して知り得た他人の秘密の第三者提供が可能となる事例として税の滞納者に係る転居情報を提供する機会を追加した(令和4年7月29日)。関係団体との協議の場において、転居情報の具体的な提供依頼手続きについて調整を行い、地方公共団体に通知した(令和5年3月30日)。	【総務省】「地方税滞納処分における「郵便転送情報の取扱い」について(情報提供)」(令和5年3月30日付)総務省自治税務局企画課事務連絡	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosy/2021/r36r.tsuichi.tml#r3.18	総務省自治税務局企画課、情報流通行政局郵便行政部郵便課
<p>【農林水産省】</p> <p>(7)農業者等に関する法律(昭28法88)農業者委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件(8条5項)については、令和3年度中に省令を改正し、当該要件を満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和する。</p>	—	農業者委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件については、省令を改正し、当該要件を満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和した。	【農林水産省】農業者委員会に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月31日付)農林水産省令第26号	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosy/2021/r36r.tsuichi.tml#r3.19	農林水産省経局農地政策課
<p>【デジタル庁(4)】【法務省(7)】【厚生労働省(31) (i)】</p> <p>水道法(昭32法177)指定給水装置工事事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付については、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>【総務省(9)】【厚生労働省(39)】</p> <p>住民基本台帳法(昭42法81)(1)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項、以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。</p> <p>・水道法(昭32法177)に基づき、地方公共団体の水道事業者(同法3条5項)が指定給水装置工事事業者の指定の申請(同法25条の2)、更新の申請(同法25条の3の2)及び変更の届出(同法25条の7)に関する事務を処理する場合</p>	<p><令6></p> <p>4【デジタル庁(10)】【法務省(6)】【国土交通省(6)】</p> <p>(ii)指定給水装置工事事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付については、当面の措置として、現行の登記情報連携システムの利用推進及び地方公共団体への大幅な利用拡大により添付省略を更に推進するとともに、令和7年度以降、公的基礎情報データベース整備改善計画(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の効率化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令6法46)による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平14法151)19条)で定める国の行政機関や地方公共団体利用可能な登記情報についてのデータベースを整備することにより、全国的に登記事項証明書の添付省略を可能とする。</p>	水道法(昭32年法律第177号)の規定に基づき、指定給水装置工事事業者の指定の申請等に関する事務について、地域の自治性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)により住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)を改正するとともに、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)を改正(令和4年8月19日公告・同8月20日施行)し、地方公共団体の水道事業者(水道法3条5項)が指定給水装置工事事業者の指定の申請(同法25条の2)、更新の申請(同法25条の3の2)及び変更の届出(同法25条の7)に関する事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとした。法人については、当面の措置として、登記情報連携システムを活用して対応してきたが、令和8年3月24日から利用申込を開始した法人ベースレジストリ(公的基礎情報データベース整備改善計画に基づき国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベース)へ順次移行することにより、全国的に登記事項証明書の添付省略を可能とした。	【厚生労働省】地域の自治性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(住民基本台帳法の一部改正)の施行について(令和4年5月24日付)厚生労働省医薬・生活衛生局水道課通知 【総務省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(令和4年総務省令第55号)【デジタル庁】法人ベースレジストリの利用開始について(周知)(令和8年3月付)デジタル庁デジタル社会共通機能G-ベースレジストリ担当通知	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosy/2021/r36r.tsuichi.tml#r3.21	デジタル庁省庁業務サービスグループ デジタル庁デジタル社会共通機能グループ 総務省自治行政局住民制度課 法務省民事局総務課 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 国土交通省水管理・国土保全局 上下水道企画課
<p>【厚生労働省(31)】</p> <p>水道法(昭32法177)(ii)給水装置工事主任技術者免状(25条の5)の交付番号については、水道事業者(3条5項)から国に電子メール等により確認することを可能とし、当該確認方法について令和3年度中に水道事業者に周知する。</p>	—	水道事業者による給水装置工事主任技術者の情報の厚生労働省への照会は、所定の様式を用い電子メールで行うことができ旨を令和3年度全国水道関係担当者会議(令和4年3月9日)にて周知した。	【厚生労働省】全国水道関係担当者会議資料(令和4年3月9日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosy/2021/r36r.tsuichi.tml#r3.22	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
<p>【財務省(10)】【農林水産省(15)】</p> <p>食料・農業・農村基本法(平11法106)農業農村整備事業において、財政法(昭22法34)42条ただし書に基づき、避け難い事故のため繰越しを必要とするときの提出書類については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、必要最小限のものとするよう、改めて地方農政局等に令和3年度中に通知する。</p>	—	事務連絡:農業農村整備事業において、財政法42条ただし書に基づき、避け難い事故のため繰越しを必要とするときの提出書類については、必要最小限のものとするよう、改めて地方農政局等に通知した。	【農林水産省】農業農村整備事業に係る事故繰越しの事務手続きについて(令和3年11月2日付)農林振興局総務課事務連絡	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosy/2021/r36r.tsuichi.tml#r3.24	財務省主計局司計課 農林水産省農林振興局総務課
<p>【農林水産省】</p> <p>(5)農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)農林等に係る災害復旧事業費補助金については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、令和4年度の申請から、災害復旧事業費補助計画書(施行令7条)の地区及び箇所ごとの記載を地方公共団体の既存の資料の添付をもって代えることを可能とするなど、運用の改善を図る。</p>	—	農林等に係る災害復旧事業費補助金については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、令和4年度の申請から、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(告示)に定める災害復旧事業補助計画書の地区及び箇所ごとの記載を、地方公共団体の既存の資料の添付をもって代えることを可能とすることとした。	【農林水産省】農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第7条の規定に基づき農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(昭43年10月1日農林省告示第1487号)の一部改正について(令和4年4月15日付)農林振興局整備部防災課長通知 【農林水産省】農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件の一部を改正する件(令和4年4月15日農林省告示第781号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinbosy/2021/r36r.tsuichi.tml#r3.25	農林水産省農林振興局整備部防災課

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】</p> <p>(6)宅地建物取引業法(昭27法176)</p> <p>宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の都道府県知事による指定(22条の2第2項)については、他の都道府県知事が指定する講習を指定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>		宅地建物取引業法第22条の2第2項の規定に基づき都道府県知事が指定する講習の指定については、指定を行わなければならない講習職種のほか、他の都道府県知事が指定した講習を都道府県知事が指定することが可能であることを明確化した。	【国土交通省】宅地建物取引業法第22条の2第2項に基づく講習の指定について(令和4年3月15日付国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_26	国土交通省不動産・建設経済局不動産業課
<p>【農林水産省】</p> <p>(8)森林法(昭26法249)</p> <p>(4)保安林における立木の伐採の許可(34条1項)については、地方公共団体による当該許可に係る事務の円滑な実施を図るため、森林経営計画(11条)の認定を受けた森林所有者等が、皆伐面積の限度(施行令4条の2第3項)内で当該計画どおりに伐採を実施できるよう、保安林には皆伐面積の限度が設定されていることを踏まえ、森林所有者等が毎年度可能な限り早期に申請を行うことが効果的であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>		保安林における立木の伐採の許可については、森林経営計画の認定を受けた森林所有者等が、皆伐面積の限度内で当該計画どおりに伐採を実施できるよう、保安林には皆伐面積の限度が設定されていることを踏まえ、森林所有者等が毎年度可能な限り早期に申請を行うことが効果的であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【農林水産省】森林経営計画に基づく計画的な保安林における皆伐による立木の伐採について(令和4年3月29日付林野庁森林整備部計画課長、治山課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_27	林野庁計画課、治山課
<p>【法務省(5)】【文部科学省(9)】【厚生労働省(27)】</p> <p>出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び職業能力開発促進法(昭44法64)</p> <p>職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項1号)において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。</p> <p>・「研修」の在留資格(出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」とい。))別表1の4)が付与されることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p> <p>・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が入管法別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を終了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務において、本邦の専修学校の専門課程の教習を受け専攻士又は高度専門士の称号(「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」(平6文部省告示84))を付与される場合と同程度の技術又は知識を有していると認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とするについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		職業能力開発校において普通職業訓練を受ける外国人について「研修」の在留資格が付与されることを、各都道府県人材開発主管部(局)長へ通知した。	【厚生労働省】職業能力開発校において普通職業訓練を受ける外国人に係る在留資格の取扱について(令和4年3月30日付厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策担当参事官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_28	出入国在留管理庁政策課 文部科学省高等教育局参事官(国際担当)付留学生交流室 厚生労働省人材開発統括官付(人材開発政策担当)
<p>【厚生労働省】</p> <p>(45)介護保険法(平9法123)</p> <p>(Ⅱ)介護保険負担限度額認定証(施行規則83条の6第4項)については、地域の実情に応じて市区町村の判断により有効期限の設定が可能であることを明確化するため、通知(令3厚生労働省老健局介護保険計画課長)を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>		介護保険負担限度額認定証の有効期限については、保険者において、受給者の預貯金等の額の変動状況や連帯調整の発生見込み等の地域の実情を踏まえ、必要があると認めるときは、当該終期を翌年7月31日としても差し支えないとした。ただし、その際には、被保険者に対して、認定証の有効期間中に支給の要件を満たさなくなった場合には認定返還等の措置を求めると不適正支給の発生防止に努めることとしている。以上のことについて、通知済み。	【厚生労働省】介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて、等の一部改正について(令和4年3月31日付厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_31	厚生労働省老健局介護保険計画課
<p>【厚生労働省】</p> <p>(40)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)</p> <p>感染症に関する情報については、以下のとおりとする。</p> <p>・都道府県から保健所設置市等以外の市町村への提供については、個人情報保護条例との関係を整理した上で可能であることを地方公共団体に通知する。</p> <p>【措置済み(令和3年9月6日付厚生労働省健康局結核感染症課長、総務省自治行政局行政課長通知)】</p> <p>・都道府県から保健所設置市等以外の市町村への提供の在り方については、都道府県と市町村との連携(44条の3第6項)が円滑に実施されるよう、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令4＞5【厚生労働省(40)】</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)</p> <p>(1)都道府県から市町村への感染症に関する情報提供については、市町村長は感染を防止するための報告又は協力(44条の3第1項及び第2項)に係る都道府県知事からの協力の求め(同条6項)に応ずるため必要であると認めるときは、当該都道府県知事に対し、新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑われる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に関する情報その他の情報の提供を求めると可能とする。</p> <p>【措置済み(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部改正する法律(令和4年法律第96号)、令和4年12月9日付厚生労働省医政局長、大臣官房医薬政策課長、医療情報審議官、健康局長、大臣官房生活衛生・食品安全審議官、保険局長通知)】</p>	感染症に関する情報については、都道府県から保健所設置市等以外の市町村への提供については、個人情報保護条例との関係を整理した上で可能であることを令和3年9月6日付けで地方公共団体に周知を行った。 <p>また、法改正により、市町村長が都道府県知事に対して、新型コロナウイルス感染症の患者等に関する情報その他の情報の提供を求めると可能とし、令和4年12月9日付けで地方公共団体に周知を行った。</p>	【厚生労働省】感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について(令和4年12月9日付厚生労働省健康局結核感染症課長、総務省自治行政局行政課長通知) <p>【厚生労働省】「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について(令和4年12月9日付厚生労働省医政局長、大臣官房医薬政策課長、医療情報審議官、健康局長、大臣官房生活衛生・食品安全審議官、保険局長通知)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_32	厚生労働省健康局結核感染症課
<p>【環境省】</p> <p>(15)自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金</p> <p>・国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)の活用等により、複数年にわたる契約の締結を可能とすることについて、予算配分及び執行状況並びに都道府県の意見を踏まえつつ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【国土交通省(11)】【環境省(3)】</p> <p>下水道法(昭33法79)</p> <p>(a)流域別下水道整備総合計画(2条の2第1項)に係る国土交通大臣への協議については、以下の措置を講ずる。</p> <p>→以上の都道府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水城等についての流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議(同条7項)については、届出とする。</p> <p>・当該計画に含まれる二以上の都道府県の区域にわたらない水系に係る河川その他の公共の水城等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都道府県に令和4年中に通知する。</p> <p>・流域別下水道整備総合計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等を行うこととし、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に通知する。</p>		下水道法に基づき流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議を届出とする内容を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和4年法律第14号)が令和4年5月20日に公布、令和4年8月20日に施行された。 <p>流域別下水道整備総合計画において、二以上の都道府県の区域にわたらない水系に係る河川その他の公共の水城等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都道府県等に通知した。</p> <p>流域別下水道整備総合計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等を行い、その旨を地方整備局及び都道府県に通知した。</p>	【国土交通省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う下水道法等の一部改正について(令和4年8月19日付国土交通省水管理・国土保全局長通知) <p>【国土交通省】下水道法施行規則の一部を改正する省令(令和4年8月19日付国土交通省令第60号)</p> <p>【国土交通省】流域別下水道整備総合計画策定に関する河川関係検討の手引きの改訂について(令和3年12月22日付国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長通知)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seinboosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_35	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課、河川環境課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年次 管理 番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 調整結果(個案等)	
R3	36	03.医療・福祉	施行時特例市	茅ヶ崎市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	民生委員法 第十四条	民生委員の職務範囲の明確化	民生委員の職務について、ガイドラインの策定等により、民生委員法を照して本来行へべき職務の範囲を明確化する。	定年後の人や専業主婦のボランティアが多かった民生委員制度であるが、定年延長、女性の社会進出等、社会情勢の変化に伴い、成り手不足が深刻化している。民生委員法を照して本来行へべき職務の範囲を明確化する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2021/teianbosyusjokka.html
R3	37	03.医療・福祉	施行時特例市	茅ヶ崎市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子どもの子育て支援施設法第15条の6第2項第3号、子どもの子育て支援施設法規則第28条の18第3項	幼稚園等利用者が認可外保育施設等を使用する場合の施設利用料の無償化に係る適用要件の厳格	幼稚園が十分な水準の預かり保育(教育時間を含む)を行うための保育の提供時間が増加8時間以上は開所日より200日以上を提供しているか否かにかかわらず、幼稚園利用者が認可外保育施設等を使用する場合には、当該認可外保育施設等の利用料について無償化の対象とすることを求めるもの。	既存する幼稚園が十分な水準の預かり保育を実施している場合、認可外保育施設等の利用は無償化の対象とならないことから、利用者から苦情が寄せられている。具体的には、医療従事者が夜間勤務を行う際、教育時間終了の預かり保育が院内保育施設のみである場合など、多様な働き方存在の中で、認可外保育施設等を使用せざるを得ない状況が想定されるが、幼稚園の預かり保育の無償化の対象外とされることによる不公平が生じている。 また、無償化の要件とされている「幼稚園法で令で定められた水準の預かり保育を提供しているか否か」については、年度開始前に作成される幼稚園の預かり保育に係る年間計画を踏まえて市町村が判断し、公示を行って告知し、預かり保育に設定されているが、障子の撤去など大々的に行っている。一方、幼稚園の無償化、影響調査、前後等は、入園年度の10月頃から実施されることが一般的であるため、保護者が入園の準備を行っている時点では、認可外保育施設等を使用した場合当該認可外保育施設等の利用について無償化の対象となるか否かについて判断できない状況にある。そのため、幼稚園と認可外保育施設等の併用を予定していたが、入園を目前にして、認可外保育施設等の利用料について、無償化の対象外であることが発覚するといった事態が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2021/teianbosyusjokka_yosona.html
R3	38	06.環境・衛生	施行時特例市	茅ヶ崎市	環境省	B 地方に対する規制緩和	地球温暖化対策の推進に関する法律	地方公共団体温室効果ガス削減削減率算定の算定に係る支援等の拡充	「技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等」・温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示	当市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条により、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画)を策定することとされている。地方公共団体実行計画(区域施策編)策定のために必要な区域の温室効果ガス排出量の算定方法について、農業者から「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver.1.1)」(令和3年3月)が技術的な助言として示されているものの、内容が専門的で非常に分かりづらく、職員のみでは対応が難しい。 国の地球温暖化対策実行計画に掲げられた温室効果ガス削減目標の達成に向けた対策・施策の効果による削減量の内容などが「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver.1.1)」(令和3年3月)に掲載されているため、削減目標を定する際、国の対策・施策の効果による削減量を考慮することができない。 温暖化対策に必要な対策を検討するために必要な正確な温室効果ガス排出量を市算定・推計ができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2021/teianbosyusjokka.html
R3	39	06.環境・衛生	施行時特例市	茅ヶ崎市	環境省	B 地方に対する規制緩和	気候変動適応法	地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみとする等との見直し	・都道府県単位での計画の策定のみとする ・単独策定する場合は、技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等	当市は、令和3年4月に策定した環境基本計画を気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する位置付けとした。しかし、気候変動の影響が大きいと考えられる防災分野や健康分野、農業分野などについては、気候変動適応法が施行される前から既に類似の個別計画を策定しているため、新たに計画を策定することは自治体として過大な負担となる。 気候変動適応計画では、気候変動影響評価を行うことが示されているが、市が影響評価や影響予測することは困難であり、国や県の影響評価・影響予測の結果を活用するしかないと考えられていることから、市町村単位で単独で実施する意義は乏しい。 気候変動適応計画に掲げる適応策の目標設定や適応策の効果の評価することが困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2021/teianbosyusjokka.html
R3	40	12.その他	都道府県	神奈川県、福島県	消費者庁	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政強化交付金交付事業、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要綱第1(1)④、(1)第2(3)	地方消費者行政強化交付金の強化事業に関する事業計画を各市町村が提出する際、都道府県でとりまとめをすることなく直接消費者庁へ提出するなど、効率的な事業の効率的な実施	各市町村が強化事業を実施する場合、地方消費者行政強化事業実施要綱に基づき、市町村は事業計画を当該県へ提出し、当該県は、管内市町村の事業計画を取りまとめた上で、消費者庁へ提出している。また、消費者庁における審査過程で疑義や修正依頼がある場合、消費者庁からまとめて当該県に提出し、それを当該県が仕分けした上で市町村へ照会し、集まった回答を再度取りまとめ、消費者庁へ回答している。しかし、審査過程の審査業務の滞りや及び疑義は消費者庁にあることから、上記の対応が行っている事務は、消費者庁からの照会の中で過ぎないものである。また、これらの事務を年度末に、集約して行うこととされているため、業務量の圧迫となっている。 さらに、地方消費者行政強化交付金のうち「推進事業」は期間、活用年限を迎えている。その代替措置として、市町村に対して「強化事業」の活用を消費者庁及び当該県は働きかけていることから、今後、強化事業の申請件数は増えることが見込まれ、取りまとめを行う当該県の事務負担が更に増える可能性が高い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2021/teianbosyusjokka.html	
R3	41	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者基本法第11条第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項、第89条第1項、児童福祉法第33条の22第1項、障害福祉サービス等及び障害児通学支援等の円滑な実施を確保するための基本的指針(平成18年厚生労働省告示第395号)	都道府県障害者計画(以下「障害者計画」といふ。)、都道府県障害福祉計画(以下「障害福祉計画」といふ。)、都道府県障害者計画と障害福祉計画を障害者基本計画に開くことに関する計画の簡素化 または、障害者基本計画を6か年計画とすることを求める。	障がい福祉に関し、都道府県には、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画等の策定が求められる。障害福祉計画は、障害者計画の一部であり、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画としての位置付けであるため、例えば、地域生活移行者数や障害福祉サービス見込量等の成果目標や、目標達成のための方策等が記載されている。 両計画は、同等の責務があるため、それぞれの計画策定について、実態把握調査の実施、住民意見の反映等の作業に加え、学識者や障がい当事者等が構成される審議会で複数回議論するところのプロセスが必要だが、大きな負担となっている。 また、障害福祉計画が3か年計画であるため、次期計画の策定に向けた現行計画の成果等の検証を、2か年の取組実績により行うこととされるが、2か年という期間は検証には短く、次期計画に現行計画の反省点等を十分に反映できない。 さらに、各年度ごとの計画が複数存在することは、住民の分かりにくさにつながっているため、両計画を統合し、1つの計画とすれば、業務負担の軽減及び住民の分かりやすさ向上を図ることができるが、両計画の計画期間が異なることが統合の妨げとなっている。 障害福祉計画は、法に基づく基本指針において、3か年の計画と定められている一方、障害者計画は、計画期間の定めはないもの、法において国の障害者基本計画(6か年計画)に基づいて策定することとされているが、6か年計画として地方公共団体の計画が策定されていることと重複する。 これを踏まえ、国の基本指針により定められる障害福祉計画の期間と、国の障害者基本計画の期間が同一、又は、例えば、3年間と6年間など、中間見直ししやすいつ期間となれば、両計画の統合や策定作業の一本化による負担軽減等が図られやすくなるものと考え、提案するものである。 また、更なる業務負担の軽減に向けて、両計画の内容の簡素化について、併せて提案する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2021/teianbosyusjokka.html	
R3	42	05.教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱	教育支援体制整備事業費補助金の迅速化	教育支援体制整備事業費補助金について、3月末に行われている内示に先立ち、予算が成立した際の見込みであることを前提に、予算額の目安について情報提供を求める。	当該補助金については、内示より初めて予算額が示されることにより、短期間で人材を確保しなければならぬなどの事務負担が非常に大きい。 【内示状況】 (事業年度) (内示日) 令和3年度 令和3年3月25日 令和4年度 令和3年3月31日 令和元年度 平成31年3月29日 平成30年度 平成30年3月30日 平成29年度 平成29年3月29日	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2021/teianbosyusjokka.html
R3	43	02.農業・農地	一般市	瀬戸内市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第6項第1号イ「丁農地の運用について」の制定について(平成21年12月11日農林省令第430号)農地法第159号農林水産省経産局長、農林水産省農耕地課農地長通知	農地を地域づくり活動に活用する場合の農地転用の許可の考え方の明確化等	農地法第4条第6項第1号イに掲げる農地区域内にある農地については、農地を農地以外のものにしようとする農地転用は、原則として認められていない。農地地域では、人口減少・高齢化に伴って農業従事者が著しく減少し、農地区域内にある農地で耕作放棄地となっているものが増加しているが、他の地域に比べ資源が限られている中で、こうした耕作放棄地は交雑の増加や地域の活性化を阻害する可能性がある。 住民主体の地域づくり取組や国の取組から、地域の人口や就業機会を誘致するための移住促進や関係づくりのため、耕作放棄地や農業体験等の地域振興イベントを開催することについて相談があり、農業体験等のイベント開催の場合は農地転用に当たらないとも考えられるが、どのような場合に農地転用をすることなく耕作放棄地の活用ができるか考え方がわからないことから、取組を断念してしまっている。その結果、耕作放棄地を有効活用できず、住民主体等の地域づくりへのモチベーションを下げている。 したがって、農地を確保しつつ農業従事者の確保や耕作放棄地の活用を促進するため、農地転用の許可を得ることなく農地区域内にある農地を活用できる場合の考え方を明確化するとともに、参考となる事例の掲載等も求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2021/teianbosyusjokka.html	
R3	44	03.医療・福祉	施行時特例市	春日井市、龍ヶ崎市の、横濱市、三原市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法施行令第27条の2、国民健康保険法施行規則第24条の3	70歳以上の国民健康保険の一部負担金の割合について、収入状況に応じた負担割合の区分に区分に応じた負担割合への適用申請の廃止	70歳以上の国民健康保険の一部負担金の割合について、収入状況で申請しない負担割合が2割に区分しない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしたい。	【事務内容】 定期的に該当の被保険者の収入状況を調べ、該当者に対し申請についての案内を送り、申請を待つて負担区分を変更した高齢受給者証を再作成し送付している。案内の送付事務と申請の催促事務、高齢受給者証の差し替え事務などが発生する。 【支援事例】 国民健康保険法施行規則第24条の3において国民健康保険法施行令第27条の2で規定される負担割合の適用を受けようとするものは申請書を提出しなければならぬこととなっている。申請があつてから負担割合の変更を行つた。被保険者の申請が選ばれる、または申請忘れにより、高い負担割合で診療を受けようとする可能性があるが、不利益を生じさせている。 【共同提案団体の支援事例】 8月の年度切替に際しては対象者が非常に多く、対象者の抽出、申請の案内、申請の受理及び高齢受給者証の差し替え業務により事務の負担感が大きい。 ・基取収入申請案内はタブレットやホームページ等でも実施しているが、これまで被保険者が自主的に申請したケースはなく、複雑な制度ゆえ動機ありきの制度となっている。 ・動機を受けた被保険者からの申請は、月中旬以降が多く、それに伴い高齢受給者証の差し替えは頻発に発生している。 ・月末までの申請のリスクは常にあり、申請締切後、月の下旬には電話等で再動議を実施しており事務の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2021/teianbosyusjokka.html
R3	45	03.医療・福祉	施行時特例市	春日井市、龍ヶ崎市の、横濱市、三原市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第32条	後期高齢者医療保険の一部負担金の割合について、収入状況で申請しない負担割合が1割に区分しない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしたい。	後期高齢者医療保険の一部負担金の割合について、収入状況で申請しない負担割合が1割に区分しない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしたい。	【事務内容】 定期的に該当の被保険者の収入状況を調べ、該当者に対し申請についての案内を送り、申請を待つて負担区分を変更した被保険者証を送付している。案内の送付事務と申請の催促事務、被保険者証の差し替え事務などが発生する。 【支援事例】 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第32条において高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条で規定される負担割合の適用を受けようとするものは申請書を提出しなければならぬこととなっている。申請があつてから負担割合の変更を行つた。被保険者の申請が選ばれる、または申請忘れにより、高い負担割合で診療を受けようとする可能性があるが、不利益を生じさせている。 【共同提案団体の支援事例】 新しい被保険者証を送付する際には、当市では10,000以上の確認を1週間程度で行う必要があり、迅速かつ正確な対応を維持することが既に困難になっている。今後団体の世代が高齢高齢者となり、対象者が増えることにより事務負担が増加する可能性があるため、このままでは申請締切後の遺漏や誤りにより被保険者に対し不利益を生じる可能性があるため、事務負担の低減は喫緊の課題と考えられる。 ・被保険者が高齢であり、申請行為の負担が相対的に大きい。後期高齢者医療制度において申請行為を不要としている他の業務と比較し、被保険者にとって大きな負担となっている。 ・申請動機が行つても申請がない場合は複数回の連絡事務も発生し、申請漏れがなくなりやすいため事務量も多くなっている。 ・基取収入申請案内はタブレットやホームページ等でも実施しているが、これまで被保険者が自主的に申請したケースはなく、複雑な制度ゆえ動機ありきの制度となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2021/teianbosyusjokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定等)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (1) 国民健康保険法(昭23法198) 民生委員については、関係団体と連携しつつ、引き続き、幅広い確保の活動の負担軽減に資する創意工夫ある取組事例を収集し、全国会議を通じて地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>	—	—	【厚生労働省】厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料(令和4年3月)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seainbosyuu/2021/r3fu-tsuechi.html#r3.36	厚生労働省社会・援護局地域福祉課
<p>【環境省】 (8) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50) (9) 地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体への支援については、地球温暖化対策計画(国対法8条)における対策・施策ごとの温室効果ガスの排出削減効果と、地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すとともに、地方公共団体が温室効果ガス排出量を算定するに当たっては、自治体排出量カルデラを活用しても差し支えないことを明確化するなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定「実施マニュアル」を改定し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>	—	—	【環境省】地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定について(令和4年3月31日付け環境省大臣官房環境計画課、環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室、環境省地球環境局総務課気候変動適応室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seainbosyuu/2021/r3fu-tsuechi.html#r3.38	環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室
<p>【環境省】 (8) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50) (10) 地域気候変動適応計画については、以下の措置を講ずる。 【環境省】地球気候変動研究所による専門家派遣については、オンラインによる派遣も可能とし、地方公共団体に令和3年度中に周知す。 ・地域気候変動適応計画策定マニュアルについては、地域気候変動適応計画が地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体の判断により策定されるものであること、環境以外の分野の行政計画であっても気候変動適応に関する内容が含まれる場合には地域気候変動適応計画と位置付けることが可能であることを明確化し、また、複数の都道府県や市区町村による共同策定を推進するため、共同策定する際の参考となる考案等の記載内容を充実させる。また、計画策定の負担軽減に資するツールの提供を含め、地方公共団体の事務負担を軽減するため改定し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>	—	—	【環境省】地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定について(令和4年3月31日付け環境省大臣官房環境計画課、環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室、環境省地球環境局総務課気候変動適応室事務連絡) 【環境省】地域気候変動適応計画策定「マニュアル」改訂について(令和5年3月31日付け環境省地球環境局総務課気候変動適応室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seainbosyuu/2021/r3fu-tsuechi.html#r3.39	環境省地球環境局総務課気候変動適応室
<p>【消費者庁】 (2) 地方消費者行政強化交付金 地方消費者行政強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、当該交付金事業に係る実施計画書及び実績報告書の記載内容の簡素化等について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	【消費者庁】地方消費者行政強化交付金交付要綱(令和4年3月22日付け消地協第44号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seainbosyuu/2021/r3fu-tsuechi.html#r3.40	消費者庁地方協力課
<p>【内閣府】 (10) 障害者基本法(昭45法84) 障害者基本計画(11条第1項)の計画期間を5年間に6年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、都道府県障害者計画(同条2項)及び市町村障害者計画(同条3項)については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間、変更時期及び内容を定めることが可能であることを地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>	—	—	【内閣府】障害者基本法第11条第2項及び第3項に基づく都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の策定について(令和4年3月31日付け内閣府政策統括官(政策調整)担当参事官(障害者施策担当))	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seainbosyuu/2021/r3fu-tsuechi.html#r3.41	内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(障害者施策担当)
<p>【厚生労働省】 (5) 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (6) 児童福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法第8条の第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおり。 これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保険審議会での議論も踏まえ、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 この間の記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。</p>	<p><令5> 5【こども家庭庁(4)(イ)】(厚生労働省(3)(イ)) 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 障害者基本計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第17法123)) 障害者福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法第8条の第1項及び33条の22第1項) (以下この事項において「計画」という。)については、告示を改正し、以下の措置を講ずる。 ・計画期間については、3年を基本とし、柔軟な期間設定を可能とした。 ・計画における任意的記載事項については、地方公共団体の実情に応じて任意の方向性が取られ、令和4年12月16日の第75回障害者政策委員会において、次期障害者基本計画案の取決めは、令和5年3月14日に閣議決定した。 【措置済】(障害者福祉計画)については、令和5年3月14日に閣議決定した。 【措置済】(障害児福祉計画)については、令和5年3月14日に閣議決定した。 ・3年を一括して作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定をすること。 ・サービスの見込み・重み以外の活動指標について、地方公共団体の実情に応じて任意に定めること。 また、令和5年6月30日に、障害(児)福祉計画に定めるよう努めるものとされている事項を記載するか否かは、地方公共団体の判断によるものと明確化し、周知した。</p>	<p>【内閣府】障害者基本法第11条第2項及び第3項に基づく都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の策定について(令和4年3月31日付け内閣府政策統括官(政策調整)担当参事官(障害者施策担当)) 【こども家庭庁】(厚生労働省)障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について(通知)(令和5年5月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知) 【こども家庭庁】(厚生労働省)「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&A(第2版)について」(令和5年5月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡) 【こども家庭庁】(厚生労働省)「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&A(第2版)について」(令和5年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seainbosyuu/2021/r3fu-tsuechi.html#r3.42	内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(障害者施策担当) こども家庭庁支援局障害児支援課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課	
<p>【文部科学省】 (14) 教育支援体制整備事業費補助金 教育支援体制整備事業費補助金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に内容を行。</p>	—	—	令和4年度事業に関する自治体への内示について、令和3年度より早期に実施した。 (参考) ＜補遺等のための指導員等派遣事業＞ 令和3年度事業に関する内示:令和3年3月25日 ＜スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー一括活用事業＞ 令和3年度事業に関する内示:令和3年3月31日	—	文部科学省初等中等教育局児童生徒課、財務課
<p>【農林水産省】 (9) 農地法(昭27法229) (イ) 農地その区画や形質を変更するに付短期間で利用し、当該利用終了後、直ちに当該農地を耕作の目的に供することが可能であること 区画のみの場合については、農地転用許可(4条1項及び5条1項)を受けることが不要であることを明確化し、参考となる事例を示しつつ、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>	—	—	【農林水産省】農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取扱いについて(技術的助言)(令和4年3月31日付け農林水産省農林振興局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seainbosyuu/2021/r3fu-tsuechi.html#r3.43	農林水産省農林振興局農林政策部農林計画課
<p>【厚生労働省】 (33) 国民健康保険法(昭33法192) (イ) 国民健康保険における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合(42条1項)については、被保険者等及び市区町村の負担を軽減するため、告示を改正し、市区町村が当該被保険者の負担割合が1割となることを確認できる場合は、被保険者からの申請(施行規則24条の3第1項)により、負担割合を2割とする(施行令27条の2第3項又は2)ことを可能とする。 【措置済済】(国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号))</p>	—	—	【厚生労働省】国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号) 【厚生労働省】国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和3年12月10日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】国民健康保険の一部負担金割合の判定に係る申請の不要化に関するQ&Aの送付について(令和3年12月24日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seainbosyuu/2021/r3fu-tsuechi.html#r3.44	厚生労働省保険局国民健康保険課
<p>【厚生労働省】 (43) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合(67条1項)については、被保険者等及び市区町村等の負担を軽減するため、告示を改正し、後期高齢者医療広域連合が当該被保険者の負担割合が1割となることを確認できる場合は、被保険者からの申請(施行規則32条1項)により、負担割合を1割とする(施行令45条1項又は2)ことを可能とする。 【措置済済】(国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号))</p>	—	—	【厚生労働省】国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号) 【厚生労働省】国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和3年12月10日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】後期高齢者医療の一部負担金軽減に係る申請の不要化に関するQ&Aの送付について(令和3年12月24日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seainbosyuu/2021/r3fu-tsuechi.html#r3.45	厚生労働省保険局高齢者医療課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	46	03.医療・福祉	町	岡垣町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進事業実施要綱	地域少子化対策重点推進事業のうち、結婚新生活支援事業の補助対象期間を拡大を求める。具体的には、以下のいずれかを求める。 ① 現行制度では、補助対象期間中に婚姻届を提出し、受理された夫婦で一定の要件を満たす者が補助の対象とされていること。補助対象期間の拡大(事業実施年度の前年度の1月1日)を前倒しすること。 ② 補助対象者が補助対象期間中に受けた補助金額が、補助上限額に達しない場合については、翌年度も引き続き補助上限額に達するまで家賃等について補助を受けようとする。	地域少子化対策重点推進事業実施要綱において、結婚新生活支援事業の補助要件として、事業実施年度の前年度の1月1日以降で、都道府県等が定める日から当該都道府県等の事業終了日まで婚姻届を提出し、受理された夫婦で一定の要件を満たす者が補助の対象としている。事業実施年度の1月1日から3月31日までが2年度事業の直結期間とされており、補助対象者が都合により年度を繰り越すことが可能であるが、事業実施年度の年末付近に婚姻した世帯は、当該実施年度の事業を選択するしかなく、引越費用や家賃の額によっては、補助対象期間である年度末までの間に補助金額が補助上限額まで達しないことがあり、婚姻時期により受けられる補助金額に不均衡が生じている。(例)は、12月24日に婚姻した世帯が受けられる補助対象期間は1月から3月までの3か月分であり、仮に、引越費用10万円、家賃5万円とすると、令和3年度からは、28歳以下の補助上限額が30万円から40万円に増額されることができ、更に大きな不均衡が生じることが見込まれる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/jokka_yosha.html	
R3	47	12.その他	中核市	金沢市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政実例(昭和47年6月19日自治法14号)の解釈(当該行政実例上の債権等を「債権のみなし消滅」し、上記不納欠損処分を「債権のみなし消滅」し、上記不納欠損処分をするための規定の整備等(以下「解釈」として記載する))に関する省令	時効期間を経過した私法上の債権は、裁判上、債務者からの時効の援用がなげば消滅しない。このため、債務者の所在が不明である場合等で時効の援用が行われない債権は、一般的には、地方自治法第96条第1項第10号の「債権の放棄」として議会の議決を得る。債権管理条例を制定し、条例の規定に基づいて債権放棄をとして不納欠損処分をすべきとされている。しかし、債務者の所在が不明であれば、債権放棄の議決を得ても、放棄の意思表示を到達させなければ、意思表示の到達主義(民法第9条第1項)の下では、債権は消滅しない、これを消滅させるには、裁判所において意思表示の公達を行ふ必要があり、一定の手続きと費用が必要となる。一方、国においては、財政法第8条において債務の免除は「法律に基づくこと」を要するとされるところ、省令で「債権のみなし消滅」による不納欠損処分を定めている。このことは、債権のみなし消滅は「債権の免除(権利の放棄)」ではないと解釈しているものと考えられる。そこで、「債権放棄」ではなく、国と同様の「債権のみなし消滅」による不納欠損処分が地方公共団体も行うことが明らかになれば、債権放棄の方法における「意思表示の到達」という問題を生じさせずに不納欠損処分ができるようになる。	—		
R3	48	03.医療・福祉	大府市	一般市	財務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	戦没者の遺族に対する特別葬式等の特例(特別葬式支給法)に関する省令	戦没者等の遺族に対する特別葬式等の請求手続きの簡素化	「印鑑等提出書」については、押印廃止につき、「氏名等提出書」に改められるが、改定後の様式が「債権支払所」、「記名者住所」、「記名者住所」を記載するものとなる場合は、請求書との記載と重複することとなるため、請求書との一本化を求める。 また、前記提出書と印鑑の両方の者が請求する場合、「戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者の続柄を証する戸籍」が必要となるが、本戸籍は主に戦没者の死亡当時の戸籍簿であり、請求者によって変動する可能性が低いため、省略を求める。	戦没者等が経過した請求者の多い高齢者である。請求に当たり、重複した記載内容(氏名、住所)があるため、申請者の負担となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、印鑑の取得に時間がかかるとともに、申請者の負担となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、印鑑の取得に時間がかかるとともに、申請者の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/jokka.html
R3	49	12.その他	一般市	大府市	デジタル庁、総務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	国税通則法第74条の12、国税徴収法第146条の2、行政手続法に関する特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条7号、第19条9号	税務署からの住民税課税情報等の照会対応に係る事務負担の軽減	税務署からの住民税課税情報等の照会を、地方公共団体に負担をかけない方法としてほしい。例えば、情報提供ネットワークシステムや税務連通システムなどを活用した照会など、地方公共団体に負担をかけることなく、税務署からの住民税課税情報等の照会を、地方公共団体に負担をかけない方法としてほしい。	現在、税務署からの住民税課税情報等の照会は電話、窓口への来庁及び郵送で行われており、市町村の住民税担当窓口において、その照会回答の対応に多くの時間を費やされ、通常業務を行う時間が奪われ対応に苦慮している。具体的には、年間100件以上の問い合わせがあり、1件に15分程度かかるとして、人口約9万人の本市において、総合計年間1,800分程度費やしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/jokka.html
R3	50	06.環境・衛生	一般市	大府市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、食品廃棄物の再生利用等に関する法律第2条第4項、第2条第5項、食品廃棄物の再生利用等に関する法律施行令第1条	食品リサイクル法における廃棄物処理法の特例措置の拡充	食品リサイクル法第21条における廃棄物処理法の特例措置では、食品リサイクル法第2条第4項で規定する食品関連事業者に対し、廃棄物処理法第7条の規定にかかわらず、一般廃棄物収集運搬業(前倒し)に関する許可を不要としているが、現在対象外となっている。(外部業者を入庫運搬の食堂や老人ホームの食堂についても特例対象とする)。	【現状】 当市では、バイオマス産業都市構想に基づき、民間事業者が設置したバイオガス発電施設に市内内外の食品関連事業者等から食品廃棄物(食品残さ)を受け入れ、処理している。一般廃棄物は排出された自治体内での処理が基本となっているが、食品の再生利用に関しては広域的な処理の必要性があることから、一般廃棄物収集運搬業の許可の特例が設けられている。当該バイオガス発電施設は食品リサイクル法に基づき再生事業者登録がされているため、他の自治体の食品関連事業者から排出された一般廃棄物(食品残さ)の受け入れの際に、一般廃棄物収集運搬業(前倒し)に係る申請及び許認可手続きが必要となる。 食品関連事業者では、食産連携を委託された事業者を含むもの、外部委託せず自社で食堂を運営している中小企業や小規模な老人ホームについては対象外となることから、収集運搬事業者に対し、2年に1回一般廃棄物収集運搬業(前倒し)に係る申請及び許認可手続きが必要となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/jokka.html
R3	51	03.医療・福祉	中核市	船橋市、横浜市、三原市	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第6条第11項、国民健康保険法施行規則第1条第2号4号、第13条	出入国在留管理庁から提供された情報を活用した特定技能外国人の国民健康保険への加入促進の実施について(令和2年4月7日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について(平成22年12月17日付け保発1217第1号)	特定活動の在留資格を所持する外国人で国民健康保険に加入できない者の情報、出入国在留管理庁から提供された国民健康保険に加入できない者の情報が住民登録をしている市町村への通知の実施。 現在、令和2年4月7日付け事務連絡厚生労働省保険局国民健康保険課通知に基づき、出入国在留管理庁から国民中央会及び国保連合会を經由して各市町村へシステムにて外国人情報が提供されているが、その情報について、今回の対象者情報を追加することを想定。	当市国民健康保険加入者である外国人のうち、在留資格が特定活動(医療を受ける活動)である者がいたため、実態調査及び対象者のサポートの確認を行い、当該者の資格喪失処理を行った。当該者は住民登録時に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格であったが国民健康保険に加入していたものの、後日、医療機関での情報提供により在留資格が特定活動(医療を受ける活動)に変更となっていたことが判明した。在留資格が医療滞在である場合は国民健康保険に加入することができないとし、もしも国民健康保険に加入したまま在留資格が特定活動(医療を受ける活動等)へ変更された者については、本人からの届出がない限り市町村では変更後の在留資格を把握することができない。判明した際には多額の医療費(総額約188万円)が発生していた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/jokka.html
R3	52	03.医療・福祉	一般市	津久見市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	薬剤師法第19条、第22条、医療法、医療機関の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3	薬剤師法に基づく調剤制限等の規制緩和	へき地におけるオンライン診療において、一定の要件を満たした患者にオンライン診療を提供できるよう規制を緩和する。	当市の離島部の診療所については、診療所の院長、看護師などが週4日、本土より定期船で、島在住の看護師を含めた体制で診療を行っている。荒天等において、医師が島をでないときの診療体制を確保するため、令和2年10月より、本土の当市内の病院からオンライン診療が出来るよう、市が情報通信機器の整備を行い、当該診療所で運用を開始した。しかしながら、医師が本土の当市内の病院からオンライン診療を実施することになるため、当該診療所に医師が不在となり、薬剤師法第19条(調剤)及び第22条(調剤の場所)による制限のため診療所内に在籍している薬剤師を患者に提供できない事態が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/jokka.html
R3	53	12.その他	町	吉岡町、安中市、久万の市、榑東村、神波町、甘藷町、長野原町、葛津町、高山村、川場村、昭和村、みなのみどり、玉村町、千代田町、色葉町	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳事務処理要綱第5-107(ニ)、キ	DV等支援措置の延長に係る届出書類の簡素化及びDV等支援措置期間の延長	【支障事例】 DV等支援措置の期間は1年となっているが、DV等支援措置の対象者が当該措置の延長の届出を行う場合、1年ごとに初回と同様の届出が必要となる。窓口への届出が必要となり、市町村窓口でDV等支援措置の延長の届出を行った際にも関わらず、相談機関等に相談した際に届出が完了したことで、やむを得ずDV等支援措置が終了に至ったケースがある。 【制度改正の必要性】 DV等支援措置の期間は、初回は延長の手続きであるが、2年となっているが、特に延長手続きを行う対象者については、初回の手続き時と比べて対象者の環境が大きく変化することは少ないと考えられ、1年ごとにDV等支援措置の延長の届出を行わなければならないことについては、当初職員だけでなくDV等支援措置対象者等からも柔軟な対応を可能にすることを求める声がある。また、DV等支援措置の延長及び初回時と窓口への届出が本人確認が各種並びにDV等支援措置期間を1年を超えて設定することを可能とする。	【支障事例】 DV等支援措置の期間は1年となっているが、DV等支援措置の対象者が当該措置の延長の届出を行う場合、1年ごとに初回と同様の届出が必要となる。窓口への届出が必要となり、市町村窓口でDV等支援措置の延長の届出を行った際にも関わらず、相談機関等に相談した際に届出が完了したことで、やむを得ずDV等支援措置が終了に至ったケースがある。 【制度改正の必要性】 DV等支援措置の期間は、初回は延長の手続きであるが、2年となっているが、特に延長手続きを行う対象者については、初回の手続き時と比べて対象者の環境が大きく変化することは少ないと考えられ、1年ごとにDV等支援措置の延長の届出を行わなければならないことについては、当初職員だけでなくDV等支援措置対象者等からも柔軟な対応を可能にすることを求める声がある。また、DV等支援措置の延長及び初回時と窓口への届出が本人確認が各種並びにDV等支援措置期間を1年を超えて設定することを可能とする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/jokka.html
R3	53	12.その他	町	吉岡町、安中市、久万の市、榑東村、神波町、甘藷町、長野原町、葛津町、高山村、川場村、昭和村、みなのみどり、玉村町、千代田町、色葉町	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳事務処理要綱第5-107(ニ)、キ	DV等支援措置の延長に係る届出書類の簡素化及びDV等支援措置期間の延長	【支障事例】 DV等支援措置の期間は1年となっているが、DV等支援措置の対象者が当該措置の延長の届出を行う場合、1年ごとに初回と同様の届出が必要となる。窓口への届出が必要となり、市町村窓口でDV等支援措置の延長の届出を行った際にも関わらず、相談機関等に相談した際に届出が完了したことで、やむを得ずDV等支援措置が終了に至ったケースがある。 【制度改正の必要性】 DV等支援措置の期間は、初回は延長の手続きであるが、2年となっているが、特に延長手続きを行う対象者については、初回の手続き時と比べて対象者の環境が大きく変化することは少ないと考えられ、1年ごとにDV等支援措置の延長の届出を行わなければならないことについては、当初職員だけでなくDV等支援措置対象者等からも柔軟な対応を可能にすることを求める声がある。また、DV等支援措置の延長及び初回時と窓口への届出が本人確認が各種並びにDV等支援措置期間を1年を超えて設定することを可能とする。	【支障事例】 DV等支援措置の期間は1年となっているが、DV等支援措置の対象者が当該措置の延長の届出を行う場合、1年ごとに初回と同様の届出が必要となる。窓口への届出が必要となり、市町村窓口でDV等支援措置の延長の届出を行った際にも関わらず、相談機関等に相談した際に届出が完了したことで、やむを得ずDV等支援措置が終了に至ったケースがある。 【制度改正の必要性】 DV等支援措置の期間は、初回は延長の手続きであるが、2年となっているが、特に延長手続きを行う対象者については、初回の手続き時と比べて対象者の環境が大きく変化することは少ないと考えられ、1年ごとにDV等支援措置の延長の届出を行わなければならないことについては、当初職員だけでなくDV等支援措置対象者等からも柔軟な対応を可能にすることを求める声がある。また、DV等支援措置の延長及び初回時と窓口への届出が本人確認が各種並びにDV等支援措置期間を1年を超えて設定することを可能とする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【財務省(8)】【厚生労働省(38)】 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、簡素化する方向で検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 3【財務省(8)】【厚生労働省(38)】 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、簡素化する方向で検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <令7> 4【財務省(7)】【厚生労働省(44)(i)】 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続(施行規則1条1項)については、請求者及び地方公共団体の負担軽減に資するよう、氏名等届出書の提出を省略するとともに、現況申立書の記載事項を一部省略し、一定の条件を満たす場合には、当該申立書の提出を省略することが可能となるよう特別弔慰金事務処理マニュアルを改訂し、地方公共団体に通知した。</p>	<p>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、請求者及び地方公共団体の負担軽減に資するよう、氏名等届出書の提出を省略するとともに、現況申立書の記載事項を一部省略し、一定の条件を満たす場合には、当該申立書の提出を省略することが可能となるよう特別弔慰金事務処理マニュアルを改訂し、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】次期特別弔慰金に係る連絡事項について(令和7年1月29日付け厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2021/r36tsuchi.htm#r3_348</p>	<p>財務省理財局国債業務課 厚生労働省社会・援護局援護・業務課</p>
<p>【デジタル庁(5)】【総務省(8)】【財務省(6)】 国税徴収法(昭34法147)、国税通則法(昭37法66)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 税務署から地方公共団体への住民税情報連携等の照会(国税徴収法146条の2並びに国税通則法74条の12第1項及び2項)については、令和8年度に予定している国税情報システム(国税総合管理(KSK)システムと国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(e-TAS)の刷新・改修等、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>【農林水産省(16)】【環境省(11)】 食品関連事業者(2条4項)の委託を受けて食品循環資源(同条3項)の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例(21条)については、市区町村の許可に係る事務負担の軽減及び当該事業者に求められる目標設定等の負担も考慮し、食品関連事業者の対象範囲の拡大について、関連する事業者等の意見も踏まえ、検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【農林水産省(11)】【環境省(13)】 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116) 食品関連事業者(2条4項)の委託を受けて食品循環資源(同条3項)の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例(21条)については、市区町村の許可に係る事務負担を軽減するため、食品関連事業者の対象範囲を拡大することについて、令和4年度中に食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いた上で、令和5年中に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(令元財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示)の改定等を行う。</p>	<p>食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例については、大府市が挙げている事業者の実態を把握し、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いたこと、現行においても特例の活用が可能であるとの結論を得た。 この結論を踏まえ、食品関連事業者及び各都道府県、市区町村廃棄物行政主管部(局)に対し、食品リサイクル法に基づく廃棄物処理法の特例について改めて周知を実施した。</p>	<p>【農林水産省】食品リサイクル法に基づく廃棄物処理法の特例について(周知)(令和5年12月19日付け農林水産大臣官房総務室・食品産業部食品ロス・リサイクル対策室事務連絡)</p> <p>【環境省】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の収集運搬に係る許可を不要とする特例について(周知)(令和5年12月19日付け環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2021/r36tsuchi.htm#r3_350</p>	<p>農林水産大臣官房総務室・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室</p>
<p>【法務省(4)】【厚生労働省(26)】 出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険の被保険者である外国人が、在留資格の変更により、国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)1条2号から4号までに該当する者となったこと、被保険者の資格を喪失した場合における市区町村の資格喪失処理に係る事務については、当該市区町村における事務の円滑な実施に資するよう、法務省から市区町村に対する既存の情報提供の仕組みを活用して当該者の情報を提供することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【法務省】 (5)出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険の被保険者である外国人が、在留資格の変更により、国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)1条2号から4号までに該当する者となったこと、被保険者の資格を喪失した場合における市区町村の資格喪失処理に係る事務については、当該市区町村における事務の円滑な実施に資するよう、法務省から市区町村に対する当該者の情報提供を令和5年度中に開始する。 (関係府省：厚生労働省)</p>	<p>出入国在留管理庁、厚生労働省、国民健康保険中央会において、情報提供に係る確認事項を網羅し、厚生労働省において地方自治体向けに「出入国在留管理庁から提供された情報を活用した国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者の資格喪失の実施について」(令和5年8月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)を発出した。必要なシステム改修等を実施し、令和5年8月から提供を開始した。</p>	<p>【厚生労働省】「出入国在留管理庁から提供された情報を活用した国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者の資格喪失の実施について」(令和5年8月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】「別紙_国保総合システム(在留資格)」</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2021/r36tsuchi.htm#r3_351</p>	<p>法務省出入国在留管理庁政策課 厚生労働省保険局国民健康保険課</p>
<p>【厚生労働省】 (35)薬剤師法(昭25法146) 離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師が渡航できないことにより不在となる場合において、当該診療所に従事する医師が患者に対して遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤については、当該医師又は薬剤師が、映像及び音声の送受信による方法で、当該診療所の看護師又は准看護師が行ったPTPシート等で包装されたままの医薬品の提供を可能とするもの 考え方や条件等について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【薬剤師法(昭25法146)】 離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師が渡航できないことにより不在となる場合に、当該診療所に従事する医師が患者に対して遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤については、患者の同意を得る。 ・当該医師又は薬剤師が、映像及び音声の送受信による方法で、当該診療所の看護師又は准看護師が行ったPTPシート等で包装されたままの医薬品の取り扱った状況を確認することで、当該医薬品の提供を可能とするもの考え方等について、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和4年3月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医政局総務課長通知)】</p>	<p>「離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について」(令和4年3月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、同各医政局総務課長通知)を通知した。</p>	<p>【厚生労働省】離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について(令和4年3月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、同各医政局総務課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2021/r36tsuchi.htm#r3_352</p>	<p>厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医政局総務課</p>
<p>【内閣府(9)(i)】【警察庁(1)(i)】【総務省(9)(iii)】【厚生労働省(39)(ii)】 住民基本台帳法(昭42法81) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧(11条及び11条の2)、住民票の写し等の交付(12条から12条の4)、除票の写し等の交付(15条の4)、戸籍の附票の写しの交付(20条)及び戸籍の附票の除票の写しの交付(21条の2)における、ドキュメント・バイオンズ(配備者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平13法11)1条1項)、スターカー行為等(スターカー行為等の規制等に関する法律(平12法116)6条)、児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平12法82)2条)及びこれらに準ずる行為(以下「DV等」という。))の被害者の保護のための措置(以下「DV等」支援措置という。))に係る延長の申出については、市区町村の事務所へ出願して行うこととしているが、代理人による手続も認められている旨、また、精神疾患等により市区町村の事務所へ出願が困難な場合の申出については、市区町村長の判断で、郵送等により申出を受け付け、添付された本人確認書類の写しにより申出者本人からの申出であることの確認をした上、警察などの相談機関等から当該措置の必要性を確認できた場合には受理することとして差し支えない旨、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)】</p>		<p>支援措置に係る延長の申出については、市区町村の事務所へ出願して行うこととしているが、代理人による手続も認められている旨、また、精神疾患等の理由により、市区町村の事務所へ出願して延長の申出を行うことが困難と認められる場合であって、代理人の申出によることも困難な場合には、市区町村長の判断で、郵送等により申出を受け付け、添付された本人確認書類の写しにより申出者本人からの申出であることの確認をした上、警察などの相談機関等から当該措置の必要性を確認できた場合には受理することとして差し支えない旨、地方公共団体に通知した。 ※郵便等による延長の申出を受け付ける場合にも、判断の客観性を担保するため住民基本台帳事務処理新編5-10-イの例により、支援の必要性の確認を行い、市区町村長において支援措置の実施に関する判断を行うことが適当。</p>	<p>【総務省】ドキュメント・バイオンズ、スターカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施に関する質疑応答について(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2021/r36tsuchi.htm#r3_353</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)	
R3	54	03.医療・福祉	中核市	前橋市、大田市、沼田市、藤岡市、安中市、碓氷郡、神流町、長野原町、碓氷郡、高山村、川場村、昭和村、玉村町、邑楽町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		保育体制強化事業実施要綱 B 地方に対する規制緩和 保育体制強化事業実施要綱 B 地方に対する規制緩和 保育体制強化事業実施要綱 B 地方に対する規制緩和	保育体制強化事業において、保育支援者を配置した上における職員(保育士及び保育士以外の者)の数の前年同月と比較を要する。「当該年度において、公定価格の基本単価を充足する職員を配置し、かつ、当該年度の保育支援者を配置した月と前年度の同月を比較して保育支援者の配置数が同以上であること」に改める等、補助要件の緩和を求める。	保育所等で職業者が出た場合等において、現職保育士の負担軽減を目的として、新たに保育支援者を配置しても、現在の補助要件では当該保育支援者のほかに新たな職員(保育士及び保育士以外の者)を雇用し、保育体制強化事業を活用することができない。保育体制強化事業を活用する地域では、保育士の負担が増大している施設では、新たな職員の確保がより一層困難な状況であるばかりで、少数の保育士で保育事業を行っている規模も小さい施設などでは、当該制度の活用が乏しく、また、自主財源での職員負担が増大している施設では、新たな職員の確保がより一層困難な状況が多いため、更に保育士の職歴が進むような悪循環に陥る可能性も高い。当市において、当該制度を活用して保育支援者を配置することで、保育士の負担軽減を図ることが期待している。職員数が前年より減少していたために補助対象できなかった事例が生じた。その結果、より一層保育士の確保が困難になり、利用定員の縮小を検討している事例もあつた。保育体制強化事業の活用が促進されるためには、「保育補助者による強化事業」の活用という方法も考えられるもの、保育士確保が継続している地域では、実習等を必要とする保育補助者の希望者の数も不足していることが多く、保育補助者強化強化事業により保育士の負担を軽減させるなどの人材を確保することは現実的ではないため、より多様な人材である保育支援者が対象となる保育体制強化事業の要件緩和を求めるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka_yosana.html	
R3	55	09.土木・建築	中核市	前橋市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和		国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県に委任することとした件(平成12年4月13日付建設省告示第1171号)	中核市が国土交通省所管の補助金等(社会資本整備総合交付金)においては中核市が単独で社会資本整備整備計画を策定しているものに関する交付申請書を上よりする場合、指定都市と同様、地方整備局等に対して交付申請等を行うことであるより地方整備局等及び都道府県が行っている国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の対象とする地方公共団体について見直しを行う。	国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県に委任することとした件(平成12年4月13日付建設省告示第1171号)に基づき、都道府県は告示に定める補助金等のうち、市町村(地方自治法第25条の19に規定する指定都市を除く。)に対するものについて、補助金等の交付に関する事務の一部(交付申請書の受理、審査、現地調査等)を行っている。これにより、市が国土交通省に対して補助金を申請する際には、都道府県を経る必要がある。一方、市街地再開発事業において、都市計画法第8条による高度利用地区など地域地区の指定や同法第12条の市街地再開発事業(国、都道府県による施行は除く)は市が単独で決定し、さらに当市の例では、認めらるる再開発法に係る施行認可や権利変換認可等に関する権限移譲を受けており、事業施行者である民間事業者等に対して市が単独で許可を行っていること。県は事業に干渉していない。このように中核市においては一部の事務手続きに関して指定都市と同様な権限移譲がされており、認可等に係る行政能力が十分に備わっているにもかかわらず、補助金等の交付申請等においては、指定都市と必要以上に事務的負担の発生を求められる等の負担が生じている。また、現行制度においては、地方整備局より、事業に直接に関与していないために事業内容を十分に把握していない。都道府県側で対応することとなるため、直接市が対応する場合であれば必要以上に説明書資料の作成を求められる等の負担が生じている。さらに、補助事業の運用等に関して、都道府県を通じて地方整備局等に確認を行っているが、回答が得られるまでに時間を要したり、質疑内容が十分に伝達されないなどの支障も生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html	
R3	56	12.その他	中核市	碓氷郡、松山市、今治市、新居町、西条市、四国中央市、四万高原町、内子町、伊予町、松野町、鬼北町、愛南町	総務省	B 地方に対する規制緩和		マナインパークの代理利用への交付が認められるケースの拡大	学業で仕事が多忙であることや、施設は入所していないものの高齢者などにより本人が夜間帰宅し来庁するなどの困難な場合などにより、本人へのマナインパークの交付を可能とする。また、申請者が仕事や学業で都合上、住民票を移さず、別居で生活しているような場合の代理交付時における、本人確認の簡素化を求める。	マナインパークは、原則本人が所持し利用し、交付ができないことになっている。利用者の交付が可能である。病気、身体の不備等やその他の理由があるときに認められて、仕事や学業が多忙であることや、高齢者が外出が難しいという理由で本人への交付が認められ、本人に代わって申請者本人が平日日中の受け取りが困難な場合に対応するため、平日の夜間や休日の窓口開庁を実施しているが、仕事や学業で都合上、本人に代わって申請者本人が平日日中の受け取りが困難なケースあり、必ずしも夜間開庁や休日開庁で本人が受け取りに来庁できないと認めない。また、申請者が仕事や学業で都合上、住民票を移さず、別居で生活しているような場合の代理交付時における、本人確認の簡素化を求める。また、申請者が仕事や学業で都合上、住民票を移さず、別居で生活しているような場合の代理交付時における、本人確認の簡素化を求める。また、申請者が仕事や学業で都合上、住民票を移さず、別居で生活しているような場合の代理交付時における、本人確認の簡素化を求める。また、申請者が仕事や学業で都合上、住民票を移さず、別居で生活しているような場合の代理交付時における、本人確認の簡素化を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html	
R3	57	12.その他	中核市	碓氷郡、宇和島市、新居町、大洲市、東温市、上島町、久万高原町、内子町、伊予町、松野町、鬼北町、愛南町	総務省、外務省	B 地方に対する規制緩和		選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録されていない外国に住所を有する者の在外投票に際しての適正化	在外選挙人名簿から抹消された者が誤って投票することがないよう制度の改正を求める。	在外選挙人として登録のある者が、帰国し、当市に住居登録した後に4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消した。しかし、その後すぐに、在外選挙人証を返却しないまま出国した。当市選管は、抹消後、速やかに外務省に在外選挙人名簿の抹消を通知した。しかし、本人は在外選挙人抹消後、在外選挙人証を返却せず、在外公館で在外投票を続けており、選挙の度に投票用紙が返送されてくる。本件について、総務省に確認を行ったが、在外公館では名簿記載の確認までは行っており、在外選挙人証を併せて投票できることであった。当市選管では在外選挙人名簿未登録者のため受理ができず、外務省に返送しないよう依頼したが、受理できないと返答されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html	
R3	58	03.医療・福祉	中核市	豊橋市	内閣府	B 地方に対する規制緩和		令和元年度児童手当交付金事業実績報告書の提出について別紙・確定に伴う追加交付額及び返還額の算出について(令和6年4月12日付内閣府子ども子育て本部事務連絡)	児童手当交付金の実績報告における精算手続について、児童手当交付金の実績報告書の提出について別紙・確定に伴う追加交付額及び返還額の算出について(令和6年4月12日付内閣府子ども子育て本部事務連絡)	毎年7月、内閣府が指定するシステムを活用し、前年度分の児童手当について実績報告を行っている。児童手当交付金の実績報告書の提出について別紙・確定に伴う追加交付額及び返還額の算出については、児童手当交付金の特例交付金の形でも継続された形では返還額が算出されるが、実際には、児童手当の追加交付額と返還額(事業主拠出分)、児童手当の追加交付額と返還額(国庫財源分)、特例交付金の追加交付額と返還額について、それぞれを分けて形を報告することが求められている。そのため、システムによる出力結果を基に、各区分の追加交付及び返還額を別算出する必要がある。そのために相当な時間を要するとともに、追加交付及び返還額について誤りが発生しやすい状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html	
R3	59	12.その他	中核市	豊橋市	総務省	B 地方に対する規制緩和		公職選挙法施行令第25条	投票管理者及び職務代理者を兼任した場合の告示事項から住所を削る又は住所を住所の市区町村まで、若しくは住所の町字までと改める。	公職選挙法施行令第25条において、投票管理者又はその職務代理者を兼任した場合は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない旨規定されている。当該住所及び氏名を告示する職官は、その職務の重要性に鑑み、広く投票人に開かれ、投票所において公開な投票を促すことが求められることとされている。また、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年度法律第1号)にて、投票管理者等の選任要件が緩和された職官から住所を告示することの有益性は乏しくなっている。また、国会議員の立候補の届出があった旨の告示事項については、令和2年7月1日付付総務省205号総務省自治行政局選挙部長通知にて、取扱いを厳格化する技術的助言がなされたところであり、住所については、「住所の市区町村まで又は町字まで」とすることが適当とされた。以上から、投票管理者等の告示事項についても、投票管理者等の確保、プライバシーの保護などの観点から告示事項を改められたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html	
R3	60	12.その他	中核市	豊橋市	総務省	B 地方に対する規制緩和		公職選挙法第113条第3項	公職選挙法第113条第3項のただし書きにおいて、各号の区分による選挙の期日の告示があった後に(市町村)の選挙の期日(告示の日)に欠員が生じた旨の通知を選挙が受けたときは、いかなる便乗補欠選挙を行わないこととしているが、市町村の選挙の期日(告示の日)の前までに、その他の選挙では親選挙の告示(告示の前までに欠員通知を受けた場合は、便乗補欠選挙を執行する必要がある。しかし、上述の通知期間で欠員通知を受けた場合、選挙執行に支障を来すおそれが高いため、相当程度の期間の延長を求める。	市町村の選挙の期日(告示の日)の前までに、その他の選挙では親選挙の告示(告示の前までに欠員通知を受けた場合は、便乗補欠選挙を執行する必要がある。しかし、上述の通知期間で欠員通知を受けた場合、選挙執行に支障を来すおそれが高いため、相当程度の期間の延長を求める。	市町村の選挙の期日(告示の日)の前までに、その他の選挙では親選挙の告示(告示の前までに欠員通知を受けた場合は、便乗補欠選挙を執行する必要がある。しかし、上述の通知期間で欠員通知を受けた場合、選挙執行に支障を来すおそれが高いため、相当程度の期間の延長を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html
R3	61	02.農業・農地	都道府県	三重県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和		農業振興地域全体の整備に関する法律	市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、前年度に農業振興地域整備計画の届出があった場合は、市町村長が必要と認める農用地利用計画の変更については、手続を進め変更を完了することが可能となるよう制度の改正を求める。	農用地利用計画は市全域で一つを作成しているが、農議申出等があった場合、市全域に係る計画の変更を全体的に行う必要が停止してしまつたため、当該農議申出等と関係ないと考えられる土地についても、農用地域から除外されるか否か等が確定せず、その土地の開発が遅れるなどの影響が発生するケースが毎年数件程度発生している(当該年度では、農議申出後の審査申立に係る手続を約170日間待たずよう変更手続について、前年度に農業振興地域整備計画の届出があった場合は、市町村長が必要と認める農用地利用計画の変更については、手続を進め変更を完了することが可能となるよう制度の改正を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html	
R3	62	02.農業・農地	都道府県	三重県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和		農業振興地域全体の整備に関する法律	市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更における審査申立に対しては、審理の内容や複雑さにより当該期間内の都道府県知事による裁決が困難な場合があるため、各都道府県が標準処理期間を設定できるよう制度の改正を求める。	農用地利用計画の作成・変更の協議を受ける場であるが、現在の仕組みは住民の所得取引活動の妨げになると考えられ、実際に農用地利用計画の変更が停滞していることについて利害関係者や住民からの問合せへの対応が遅れることとなった。	農用地利用計画の作成・変更の協議を受ける場であるが、現在の仕組みは住民の所得取引活動の妨げになると考えられ、実際に農用地利用計画の変更が停滞していることについて利害関係者や住民からの問合せへの対応が遅れることとなった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】</p> <p>(9) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件(平12建設省告示1171)に係る都道府県の知事が行う事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、引き続き、国及び地方整備局による地方公共団体への交付決定のための確認を必要最小限のものとするよう、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に周知する。</p>		<p>補助金等の交付に関する事務について、地方公共団体や各補助金事務担当者の事務負担軽減のため、補助金等の交付決定のための確認は、引き続き法令や各補助金等の要綱等に基づき必要最小限のものとするよう、改めて関係者に周知した。</p>	<p>【国土交通省】国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の取組について(令和3年12月22日付け大臣官房会計課企画専門官(法規担当)事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_55</p>	<p>国土交通省大臣官房会計課</p>
<p>【総務省】</p> <p>(14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (三) 個人番号カードの代理人への交付については、交付申請者が居宅サービス(介護保険法(平9法123)8条1項)を受けている場合における交付申請者の本人確認の方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令4＞ 5【総務省】 (24) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1) 個人番号カードの代理人への交付については、交付申請者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている場合、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類を本人確認書類として利用できるものとするため、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」(平27総務省自治行政局長)及び「公的個人認証サービス事務処理要領」(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に通知する。 【措置済み(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知)】</p>	<p>個人番号カードの交付申請者が居宅サービスを受けている場合のカードの代理交付については、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類を、交付申請者本人の確認書類として利用できるものとする。これに伴い、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)の一部を改正した。</p>	<p>【総務省】個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_56</p>	<p>総務省自治行政局長官民制度課マイナンバー制度支援室</p>
<p>【総務省(4)(i)】【外務省(1)】</p> <p>公職選挙法(昭25法100) 一 帰国した在外選挙人名簿に登録されている者を当該名簿から抹消した場合における市町村(特別区を含む。)の選挙管理委員会による通知(施行令23条の14第1項)を受け取った在外公館の対応については、在外選挙人に対する抹消の事実の周知を図るため、在外選挙事務処理要領を改訂し、その留意事項を在外公館に周知する。 【措置済み(令和3年9月27日付け大臣官房在外公館長宛公文)】 なお、在留届を管理するための選挙事務情報システムについては、在外選挙人証等受渡簿(施行令23条の10)の各在外公館間における情報共有が可能となるよう当該システムの改修について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令5＞ 5【総務省(6)(i)】【外務省(1)】 (6) 公職選挙法(昭25法100) (1) 在外選挙人名簿から抹消された者については、市町村(特別区を含む。)の選挙管理委員会による通知(施行令23条の14第1項)に基づき、令和5年から、外務省本署においても、必要に応じて在留届の抹消を確認し、在留届が提出されている場合には、在外公館において、当該者に抹消の事実に係る連絡を行うこととした。</p>	<p>在外公館が在外選挙事務を行う際の在外選挙事務処理要領を改訂し、在外選挙人名簿に登録されている者が当該名簿から抹消された場合において、当該選挙人への連絡が可能となる。改めて在外選挙人名簿登録を行うよう指導すべきであることなどについて、各在外公館に周知した。 また、在留届を管理するための選挙事務情報システムについては、在外選挙人証等受渡簿(施行令23条の10)の各在外公館間における情報共有を可能とするシステム改修が可能を検討していたが、在外公館で抹消通知を受け取った後、本年対象となる者が第三国に国外転出する場合等も想定されることから、より正確な成果を得るべく、令和5年からは、外務省において一定期間における抹消された者をリストアップし、全在外公館に提出されている在留届に同一人物が存在するかが確認し、在留届がある場合には在留届提出先公館から当該者に抹消の事実につき連絡することとする。</p>	<p>【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年4月6日付け政令第172号)</p>		<p>総務省自治行政局長選挙部選挙課 外務省領事局政策課在外選挙室</p>
<p>【内閣府】</p> <p>(11) 児童手当法(昭46法73) 児童手当交付金の確定に伴う追加交付額及び返還額については、子ども子育て支援総合システムで財源等の区分に応じた算出されるよう、当該システムを改修する方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【総務省】</p> <p>(4) 公職選挙法(昭25法100) (4) 市区町村が投票管理者、開票管理者若しくは選挙長又はそれらの職務代理者を選任した場合に告示すべき事項(施行令25条、68条及び81条)については、選挙の公正性の確保に配慮しつつ、投票管理者等の個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令6＞ 5【総務省】 (10) 公職選挙法(昭25法100) (1) 選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又はそれらの職務代理者を選任した場合に行う告示(施行令25条、68条及び81条)については、政令を改正し、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができることとする。 【措置済み(公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第172号))】</p>	<p>選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長、若しくは選挙分会長又はそれらの職務代理者を選任した場合に行う告示について、令和4年4月6日に公職選挙法施行令を改正し、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができることとした。</p>	<p>【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年4月6日付け政令第172号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_59</p>	<p>総務省自治行政局長選挙部選挙課</p>
<p>【農林水産省】</p> <p>(11) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農用地利用計画の案に対する異議の申出(11条3項)については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>令和6年3月28日付け農用地利用計画の変更の案に対する異議の申出の対象は、当該計画変更部分(農用地区域に編入される土地、農用地区域から除外される土地及び用途区分が変更される土地)の内容である旨を明確化するなどガイドラインの改正を行った。</p>	<p>【農林水産省】「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和6年3月28日付け農林水産省農林振興局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_61</p>	<p>農林水産省農林振興局農林政策部農村計画課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R3	63	12.その他	都道府県	青森県、岩手県、宮城県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法第3条第3項、第6条第4項、第6条第4項、地方独立行政法施行令第2条第3号、地方独立行政法施行令の一部を改正する政令等の公布及び施行について(平成25年10月17日付け総務省第22号総務大臣通知)第2節	地方独立行政法人におおし出資財産の区分	地方独立行政法人法第6条第4項に規定される「出資等に係る出資財産に当たらない地方独立行政法人の資産に影響を及ぼさない」という要件に伴う手続きの簡略化を図ること。	【制度改正の必要性】 地方独立行政法人法(以下「法」という。))に基づき置かれた地方独立行政法人当産業技術センター(以下「法人」という。))は、設立から12年目を迎えている。当県が法人に出資した財産(件数558)は老朽化が進行しているほか、社会情勢の変化に合わせた組織再編等に伴う整理・統合が必要で発生し、今後も増加が見込まれている。財産処分後の定款変更には、法第8条第2項に基づき、県議会の議を経る上で総務大臣の認可を得る必要があり、財産処分規模の大きや法人の経費に与える影響の多寡にかかわらず、法人及び当県の事務負担が増加し、限られた人員や働き方改革などを踏まえ、事務負担の軽減や効率性が求められている。また、財産処分後、定款変更について県議会の議決を要する場合は、県議会から審議会に対する必要性の問い合わせがないものと考えている。なお、過去には、法人の業務に何ら影響がないという理由から、法人の名称等の変更について、定款変更手続きを簡略化する取組が実施された経緯がある。本事業も業務に影響ない出資財産の処分に関するものについて求めるものとして、県事務課と関係団体としての意向を反映させるとして観点から、事前に処分承認を行う手続きを経ている。 【支援事例】 法第6条第4項に規定される「出資等に係る不要財産(重要な財産)に当たらない出資財産であるにもかかわらず、処分に当たり定款変更が必要であることから、総務省との事前協議、県議会上程議案の協議、議会対峙と議決、認可申請等の手続きが必要となった事例は以下のとおり。 ①平成26年11月、土地の一部を売却し、平成27年2月に議決、平成27年7月に認可 ②平成27年11月、船舶を売却し、平成28年2月に議決、平成28年8月に認可 ③平成27年12月、土地の一部を売却し、平成28年9月に議決、平成28年9月に認可 ④平成31年2月、土地の一部を売却し、令和元年6月に議決、令和元年10月に認可 ※令和3年度、3件程度の財産処分に係る定款変更を行う予定がある。	—
R3	64	03.医療・福祉	都道府県	岐阜県、郡山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法施行令第9条第2項、子ども子育て支援法施行規則第9条の2	子ども子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(令和元年9月13日付け内閣府子ども子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	月途中での入退園等に係る施設等利用費の日割り計算の簡略化	施設等利用費については、月途中での入退園、保護者が市町村を主として住所地を変更した場合などは、日割りにおこなうことが求められているが、その際の施設等利用費の算出方法は、非常に煩雑であり、特に、入退園に保護者が市町村を主として住所地を変更した場合や新制未移行幼稚園に転園した場合、日割り計算において発生する10円未満の端数は切り捨てることになっており、切り捨てられた端数は、施設等利用費を求めたいため、新制未移行幼稚園に保護者に対し請求するが、当該園に端数分を負担することとしている。多くの園は保護者に端数分を請求しているため、保護者に対する請求業務が新たに発生した。施設等利用費における日割り計算(利用開始の場合)は、「2.57円(上限)×認定起算日最初の利用日以降のその月の開所日数÷その月の開所日数」で算出することとされているが、「その月の開所日数」を25日と設定する等、統一した考え方を求める。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/teianbosyusyo/2021/teianbosyusyo/kekka.html
R3	65	06.環境・衛生	都道府県	岐阜県	環境省	B 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条	「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付の廃止を求める。都道府県分別収集促進計画は各市町村が策定する分別収集計画のデータを取り扱っている部分が多いため、従って、計画策定までは不要であり、市町村分別収集計画のデータを取り扱うため、ホームページ上で公開することとする。また、再商品化業務量の算定、容器包装廃棄物の排出抑制等に係る取組み、広域的処理の促進、市町村間の広域連携等の調整機能や分別収集の意義に関する知識の普及等に関しては、「都道府県分別収集促進計画」の策定には無関係に実施可能と考えられることから、都道府県が作成しなくても目的は達成できる。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/teianbosyusyo/2021/teianbosyusyo/kekka.html	
R3	66	05.教育・文化	都道府県	福岡県、九州地方知事会、宮城県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(役員等の職務)、同法第81条(解散命令)、同法第81条の2(事務の区分)	宗教法人法への暴力団排除規定の追加	宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員に属する役員)に役員を兼ねている旨を有する者(以下「役員」と)を排除することである。宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。 【改正案1】 宗教法人の欠格事由として (1)役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの (2)暴力団員等がその事業活動を支配するもの を規定すること。 【改正案2】 (1)宗教法人法第22条の役員欠格事由に「暴力団員等を追加すること」 (2)宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」を追加すること ※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同内容	【現状】 法定受託事業として、各都道府県知事は宗教法人の設立認定や規則変更認定などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人に法人格を付与することにより、暴力団排除規定が定められ、暴力団員等の関与を防止することができる。 【具体的な支援事例】 (1)宗教法人は、宗教法人法に基づき、公益事業等を行うことが、規制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事業が過去に発生している(別添1、2、3)。 (2)暴力団員等と関係する者が支配している宗教法人についての情報が寄せられているが、警察への照会を行うこともできず、役員が暴力団員等であるかを確認することができない(別添4)。 (3)暴力団員等が関与する宗教団体の法人設立認定を否認しながら、宗教法人に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等が就任している旨が「別添5」【類似法人の状況】 なお、公益事業を行うことを目的とする法人のうち、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。	—
R3	67	07.産業振興	都道府県	福岡県、九州地方知事会、宮城県、新潟県、岐阜県、岡山県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業信用保証法第2条第5項、同法第2条第6項、同法第4号、同法第2条第6項、同法第4号の指定基準	セーフティネット保証4号の指定事由は危機関連保証が発動した場合にセーフティネット保証4号の指定期間と同様とする。	セーフティネット保証4号の指定事由は危機関連保証(指定期間原則1年)と同じ令和元年新型コロナウイルス感染症となっている。セーフティネット保証4号の指定期間は原則3月であるため、指定期間終了前には毎週都道府県がセーフティネット保証4号の延長調査を行っている。延長調査の都道府県、都道府県の事務作業または県内市町村セリング等を行うため、事務負担が大きい。また危機関連保証の指定期間中は指定事由が継続していると考えられるため調査の必要性も低い。新型コロナウイルス感染症の拡大が全国的に広がっていることはセーフティネット保証4号の指定期間も同一とされた。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/teianbosyusyo/2021/teianbosyusyo/kekka.html	
R3	68	03.医療・福祉	都道府県	長崎県、九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知)	臨床研修を行くための基準(入院患者数年間約3,000名以上)における知事の裁量権拡大	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知)第9条の(1)の基準に準じ都道府県知事の裁量権の拡大(二次医療圏内)に基幹型臨床研修病院がない場合限り、入院患者数の基準を撤廃又は緩和すること。また、基準の緩和が困難である場合は、当該基準を参照して地方の表情に応じた指定を行うことが可能であることを明確化すること。	当県はつづの二次医療圏(市4医療圏が確立)を有し、医師確保の解消に向けて県内すべての二次医療圏に基幹型臨床研修病院を置くことを検討している。現在、県内7医療圏内には基幹型臨床研修病院があるものの、1医療圏については医療の中心となる病院の入院患者数が3,000名以下であることから、基幹型臨床研修病院の指定実現が困難な状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/teianbosyusyo/2021/teianbosyusyo/kekka.html
R3	69	03.医療・福祉	都道府県	長崎県、九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国から都道府県への事務・権限の移譲に関する省令の施行について(令和2年3月25日 厚生労働省医政局長事務連絡)	国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱について(令和2年3月25日 厚生労働省医政局長事務連絡)	国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱について(令和2年3月25日 厚生労働省医政局長事務連絡)による地方厚生局からの情報提供方法の見直し (1)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (2)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (3)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (4)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (5)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (6)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (7)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (8)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (9)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (10)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (11)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (12)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (13)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (14)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (15)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (16)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (17)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (18)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (19)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (20)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (21)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (22)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (23)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (24)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (25)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (26)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (27)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (28)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (29)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (30)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (31)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (32)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (33)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (34)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (35)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (36)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (37)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (38)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (39)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (40)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (41)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (42)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (43)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (44)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (45)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (46)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (47)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (48)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (49)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (50)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (51)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (52)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (53)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (54)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (55)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (56)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (57)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (58)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (59)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (60)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (61)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (62)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (63)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (64)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (65)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (66)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (67)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (68)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (69)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (70)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (71)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (72)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (73)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (74)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (75)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (76)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (77)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (78)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (79)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (80)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (81)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (82)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (83)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (84)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (85)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (86)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (87)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (88)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (89)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (90)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (91)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (92)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (93)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (94)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (95)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (96)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (97)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (98)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (99)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (100)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (101)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (102)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (103)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (104)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (105)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (106)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (107)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (108)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (109)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (110)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (111)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (112)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (113)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (114)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (115)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (116)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (117)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (118)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (119)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (120)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (121)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (122)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (123)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (124)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (125)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (126)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (127)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (128)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (129)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (130)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (131)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (132)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (133)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (134)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (135)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (136)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (137)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (138)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (139)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (140)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (141)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (142)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (143)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (144)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (145)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (146)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (147)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (148)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (149)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (150)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (151)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (152)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (153)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (154)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (155)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (156)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (157)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (158)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (159)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (160)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (161)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (162)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (163)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (164)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (165)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (166)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (167)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (168)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (169)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (170)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (171)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (172)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (173)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (174)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (175)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (176)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (177)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (178)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (179)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (180)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (181)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (182)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (183)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (184)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (185)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (186)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (187)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (188)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (189)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (190)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (191)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (192)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (193)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (194)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (195)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (196)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (197)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (198)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (199)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (200)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (201)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (202)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (203)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (204)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (205)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (206)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (207)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (208)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (209)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (210)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (211)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (212)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (213)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (214)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (215)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (216)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (217)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (218)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (219)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (220)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (221)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (222)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (223)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (224)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (225)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (226)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (227)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (228)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (229)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (230)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (231)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (232)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (233)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (234)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (235)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (236)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (237)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (238)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (239)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (240)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (241)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (242)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (243)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (244)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (245)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (246)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (247)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (248)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (249)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (250)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (251)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (252)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (253)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (254)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (255)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (256)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (257)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (258)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (259)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (260)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (261)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (262)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (263)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (264)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (265)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (266)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (267)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (268)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (269)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (270)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (271)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (272)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (273)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (274)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (275)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (276)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (277)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (278)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (279)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (280)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (281)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (282)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (283)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (284)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (285)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (286)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (287)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (288)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (289)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (290)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (291)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (292)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (293)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (294)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (295)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (296)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (297)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (298)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (299)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (300)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (301)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (302)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (303)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (304)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (305)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (306)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (307)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (308)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (309)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (310)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (311)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (312)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (313)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (314)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (315)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (316)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (317)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (318)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (319)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (320)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (321)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (322)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (323)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (324)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (325)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (326)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (327)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (328)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (329)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (330)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (331)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (332)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (333)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (334)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (335)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (336)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (337)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (338)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (339)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (340)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (341)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (342)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (343)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (344)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (345)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (346)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (347)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (348)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (349)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (350)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (351)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (352)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (353)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (354)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (355)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (356)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (357)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (358)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (359)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (360)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (361)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (362)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (363)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (364)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (365)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (366)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (367)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (368)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (369)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (370)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (371)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (372)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (373)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (374)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (375)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (376)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (377)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (378)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (379)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (380)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (381)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (382)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (383)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (384)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (385)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (386)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (387)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (388)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (389)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (390)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (391)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (392)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (393)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (394)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (395)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (396)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (397)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (398)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (399)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (400)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (401)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (402)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (403)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (404)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (405)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (406)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (407)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (408)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (409)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (410)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (411)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (412)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (413)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (414)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (415)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (416)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (417)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (418)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (419)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (420)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (421)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (422)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (423)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (424)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (425)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (426)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (427)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (428)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (429)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (430)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (431)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (432)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (433)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (434)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (435)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (436)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (437)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (438)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (439)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (440)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (441)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (442)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (443)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (444)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (445)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (446)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (447)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (448)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (449)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (450)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (451)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (452)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (453)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (454)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (455)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (456)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (457)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (458)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (459)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (460)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (461)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (462)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (463)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (464)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (465)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (466)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (467)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (468)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (469)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (470)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (471)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (472)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (473)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (474)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (475)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (476)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (477)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (478)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (479)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (480)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (481)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (482)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (483)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (484)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (485)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (486)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (487)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (488)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (489)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (490)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (491)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (492)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (493)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (494)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (495)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (496)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (497)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (498)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (499)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (500)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (501)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (502)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (503)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (504)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (505)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (506)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (507)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (508)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (509)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (510)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (511)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (512)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (513)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (514)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (515)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (516)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (517)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (518)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (519)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (520)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (521)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (522)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (523)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (524)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (525)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (526)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (527)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (528)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (529)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (530)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (531)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (532)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (533)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (534)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (535)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (536)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (537)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (538)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (539)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (540)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (541)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (542)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (543)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (544)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (545)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (546)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (547)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (548)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (549)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (550)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (551)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (552)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (553)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (554)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (555)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (556)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (557)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (558)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (559)地方厚生局からの情報提供方法の見直し (560)地方		

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【内閣府(16)】【文部科学省(11)】【厚生労働省(50)】</p> <p>子ども子育て支援法(平24法65)</p> <p>(a)子育てのための施設等利用給付(30条の2)を受ける保護者が、月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合等における施設等利用費の目割り計算については、以下の措置を講ずる。</p> <p>・特定子ども子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)における目割り計算の基礎となる日数については、市町村及び事業者の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、現在「施設又は事業所を開所する日数」であるところ、一律、「その月の平日の日数」とする。</p> <p>・目割り計算において生じた10円未満の端数については、支給の対象とはしていなかったところ、事業者又は保護者(以下この事項において「事業者等」という。)の負担を軽減する観点から、10円未満の端数を切り捨てず、市町村から事業者等に施設等利用費として支給することとし、その旨を地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>		<p>1ポツ目</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第25号)</p> <p>子ども子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府子ども子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長)</p> <p>2ポツ目</p> <p>子ども子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府子ども子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長)</p>	<p>【内閣府】文部科学省【厚生労働省】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第25号)</p> <p>【内閣府】文部科学省【厚生労働省】子ども子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府子ども子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2021/r3tu1suechi.htm#r3_64</p>	<p>内閣府子ども子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼・児教育課 厚生労働省子ども家庭局少子化総合対策室</p>
<p>【環境省】</p> <p>(7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)</p> <p>(1)都道府県分別収集促進計画(9条1項)については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たった際の留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>	<p><令6> 4【環境省】</p> <p>(7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)</p> <p>都道府県分別収集促進計画(9条1項)の必須記載事項である市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量等を含算した量(同条2項1号から3号)については、市町村分別収集計画(9条1項)における当該見込量等を総付すれば足りることとともに、デジタル技術を活用した事務負担の軽減に資する方策を検討する。これらを踏まえ、「市町村分別収集計画策定の手引き(令4環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室)」を改訂し、地方公共団体へ令和6年度中に通知する。</p>	<p>都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たった際の留意事項を含め、都道府県に通知した。事務負担の軽減・合理化を図るため、第1期の分別収集計画・分別収集促進計画の策定から、市区町村が分別収集計画を都道府県ではなく環境省へ提出し、都道府県ごとに取りまとものを都道府県が確認できるように運用方法を改め、この内容を盛り込んだ「市町村分別収集計画策定の手引き(十一訂版)」(令7環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室)を地方公共団体へ通知した。</p>	<p>【環境省】容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく都道府県分別収集促進計画の策定の留意事項について(令和4年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室事務連絡)</p> <p>【環境省】市町村分別収集計画策定の手引き(令和7年3月環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室)</p> <p>【環境省】第11期市町村分別収集計画の策定について(令和7年3月28日環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室)</p> <p>【環境省】第11期都道府県分別収集促進計画の策定について(令和7年3月28日環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2021/r3tu1suechi.htm#r3_65</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(14)医師法(昭23法201)</p> <p>(4)基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例(医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号)の内容については、地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令6> 4【厚生労働省】</p> <p>(12)医師法(昭23法201)</p> <p>基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例(医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号)については、病院の入院患者の数が年間2,700人未満であっても、一定の条件を満たす場合には基幹型臨床研修病院として都道府県知事による指定が可能となる。医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平15厚生労働省医政局長通知)を改正し、都道府県に通知した。</p> <p>【措置済み(令和6年3月29日付け厚生労働省医政局長通知)】</p>	<p>基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例については、「医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(令和6年3月29日付け厚生労働省医政局長通知)」において、病院の入院患者の数が年間2,700人未満である場合の一定の条件を盛り込んだ。</p>	<p>【厚生労働省】医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(令和6年3月29日付け厚生労働省医政局長通知)</p> <p>【厚生労働省】医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(令和6年3月29日付け厚生労働省医政局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2021/r3tu1suechi.htm#r3_68</p>	<p>厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(14)医師法(昭23法201)</p> <p>(4)基幹型臨床研修病院に権限移譲した事務に係る文書等の取扱いについては、電子メールによる送付を可能とし、その旨を都道府県に通知する。【措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省大臣官房地方農地方厚生局管理室長補佐事務連絡、令和3年10月6日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)】</p>		<p>国から都道府県に権限移譲した事務に係る文書等の電子メールによる送付を可能とする事務連絡を、令和3年9月30日及び同年10月5日に発出した。</p>	<p>【厚生労働省】国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴う地方厚生(支)局の行政文書の取扱いについて(令和3年9月30日付け厚生労働省大臣官房地方農地方厚生局管理室長補佐事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う国・都道府県間における行政文書等の取扱いについて(令和3年10月6日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2021/r3tu1suechi.htm#r3_69</p>	<p>厚生労働省大臣官房地方農地方厚生局管理室、医政局医事課医師臨床研修推進室</p>
<p>【国土交通省】</p> <p>(13)河川法(昭39法167)</p> <p>河川整備基本方針(16条1項)及び河川整備計画(16条の2第1項)の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間に記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>		<p>河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間に記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【国土交通省】河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位について(令和4年3月31日付け国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2021/r3tu1suechi.htm#r3_70</p>	<p>国土交通省水管理・国土保全局河川計画課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【環境省】 循環型社会形成推進交付金 (14) 循環型社会形成推進交付金 循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、予算区分にかかわらず事業ごとに一括して提出することを可能とするため、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(令3環境省環境再生・資源循環局長)等を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>	-	<p>「循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて」(令和4年3月31日付環境省環境再生・資源循環局長通知) ※上記通知において、令和3年の地方からの提案を踏まえて、予算区分に関わらず事業ごとに一括して交付申請書等を提出することを可能とするための様式改正を実施。 また、上記の改正通知の発出を受けて、地方公共団体の担当者の理解を図るため、「循環型社会形成推進交付金交付申請書の作成・確認方法について」(きずめる交付申請マニュアル)についても所要の改正を実施(令和4年4月1日付事務連絡)の上、周知。</p>	<p>【環境省】循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて(令和4年3月31日付「環境省環境再生・資源循環局長通知」) 【環境省】循環型社会形成推進交付金等交付申請書の作成・確認方法について」の改訂について(令和4年4月1日付「環境省環境再生・資源循環局長通知」) 【環境省】循環型社会形成推進交付金交付申請書の作成・確認方法について(きずめる交付申請マニュアル)についても所要の改正を実施(令和4年4月1日付事務連絡)の上、周知。</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#3.71</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局長通知 環境省環境再生・資源循環局長通知 環境省環境再生・資源循環局長通知</p>
-	-	-	-	-	-
<p>【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (1) 市町村長(特別区の長を含む。)の認可を受けた地縁による団体(260条の2第1項)については、以下のとおりとする。 ・合併に関する手続を新たに定める。 ・一定の要件を満たす場合には、総会における決議(260条の17)に代えて書面又は電磁的方法による決議を行うことを可能とする。 ・清算人(260条の24)による債権者に対する債権申出の催告に関する公告(260条の28第1項)については、その回数を3回以上から1回とする。</p>	-	<p>左記対応方針に記載された内容に係る地方自治法の改正を含む第12次地方分権一括法が、令和4年第208回通常国会において成立し、令和4年5月20日に公布され、令和4年8月20日に一部施行された。 認可地縁団体の合併に関する手続を新たに定める地方自治法の改正を含む第12次地方分権一括法が、令和4年第208回通常国会において成立し、令和4年5月20日に公布・通知した。 また、地方自治法の改正にあわせて地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)の改正を行い、令和4年3月10日に公布・通知した。</p>	<p>【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法の改正について(令和4年5月20日付「総務省自治行政局長通知」) 【総務省】地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布について(通知)(令和4年8月12日付「総務省自治行政局長通知」) 【総務省】地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布について(通知)(令和5年3月10日付「総務省自治行政局長通知」)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#3.73</p>	<p>総務省自治行政局長通知 総務省自治行政局長通知 総務省自治行政局長通知</p>
-	-	-	-	-	-
<p>【内閣官房(5)】【内閣府(17)】 まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実績に応じた策定・効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令元内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。</p>	-	<p>令和3年10月より「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」の改訂に係る調査を実施し、調査結果を踏まえ、令和4年5月に手引きを改訂し、地方公共団体あて発出した。</p>	<p>【内閣官房】内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」 https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chihouban/index.html</p>	-	<p>内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府地方創生推進事務局</p>
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【文部科学省】</p> <p>(2)学校教育法(昭22法26)</p> <p>(1)専門職大学の体育館その他のスポーツ施設(専門職大学設置基準(平29文部科学省令33)44条)については、学生の教育活動に支障がない場合には、地方公共団体等が所有する施設を専門職大学自らが所有する施設に代えて利用できることを一層明確化するため、「専門職大学等の設置構想のポイント」(令3文部科学省高等教育局専門教育課)を改正し、令和3年度中に周知する。</p>		<p>専門職大学の体育館その他のスポーツ施設(専門職大学設置基準(平29文部科学省令33)44条)については、学生の教育活動に支障がない場合には、地方公共団体等が所有する施設を専門職大学自らが所有する施設に代えて利用できることを一層明確化するため、「専門職大学等の設置構想のポイント」(令3文部科学省高等教育局専門教育課)を改正し、周知した。</p>	<p>【文部科学省】専門職大学等の設置構想のポイントの改正について(令和4年3月30日付【文部科学省】専門職大学等の設置構想のポイント(令和4年3月改訂版)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3htsuchi.htm#3_84</p>	<p>文部科学省高等教育局専門教育課</p>
<p>【農務庁(2)】【総務省(12)】【総務省(9)】【厚生労働省(47)】【農林水産省(14)】【経済産業省(4)】【国土交通省(17)】【環境省(9)】</p> <p>中小企業等経営強化法(平11法18)</p> <p>事業分野別指針(16条1項)に関し、当該指針が定められていない事業分野については、複数の都道府県が加入する広域連合及び都道府県の意見を踏まえつつ、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>【総務省】</p> <p>(14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(a)個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令(平26総務省令85)33条)については、交付申請者による暗証番号の設定が困難であると認められる場合に職員が行う「補助」や介助者が行う「支援」には、暗証番号の「決定」が含まれないことを明確化するため、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に令和3年度中に通知する。</p>		<p>個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)の一部を改正し、個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定については、交付申請者による暗証番号の設定が困難であると認められる場合に職員が行う「補助」や介助者が行う「支援」には、暗証番号の「決定」が含まれないことを明確化した。</p>	<p>【総務省】個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付総務省自治行政局長通知)</p> <p>【総務省】公的個人認証サービス事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付総務省自治行政局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3htsuchi.htm#3_89</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課マイナンバー副課長 渡辺</p>
<p>【内閣府(15)】【総務省(13)】</p> <p>公文書等の管理に関する法律(平21法66)</p> <p>地方公共団体における紙媒体の文書を電子媒体に変換する際の具体的な手順や留意事項等については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、34条の趣旨を踏まえ、国における取扱い及び手順等を地方公共団体に情報提供する。</p> <p>【措置済み(令和3年11月16日付内閣府大臣官房公文書管理課事務連絡)】</p>		<p>地方公共団体が保有する紙媒体の文書を電子媒体に変換した場合における紙媒体の取扱いの参考となるよう、国における取扱い等について、地方公共団体に情報提供した。</p>	<p>【内閣府】紙媒体の文書を電子媒体に変換する際の留意点等について(令和3年11月16日付内閣府大臣官房公文書管理課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3htsuchi.htm#3_90</p>	<p>内閣府大臣官房公文書管理課</p> <p>総務省自治行政局市町村課行政経営支援室</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(48)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(i)障害者支援区分の認定等に係る調査(20条2項)については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、臨時的な取扱いとして、障害者支援施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置が取られることにより、当該施設等に入所している対象者への認定調査が困難な場合において、情報通信機器を用いて映像を介する方法による調査を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。</p> <p>【措置済み(令和3年8月27日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)】</p>		<p>障害者支援区分の認定等に係る調査について、臨時的な取扱いとして、障害者支援施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置が取られることにより、当該施設等に入所している対象者への認定調査が困難な場合において、情報通信機器を用いて映像を介する方法による調査を可能とし、令和3年8月27日付で地方公共団体に周知を行った。</p>	<p>【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症に係る障害者支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて(その3)(令和3年8月27日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3htsuchi.htm#3_91</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R3	94	06.環境・衛生	都道府県	愛知県	国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	下水道法第25条の11第4項、第6項	下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知の手段に関し、運用上、地方公共団体が作成し、国土交通大臣に提出している書類について簡素化を求める。	下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知の手段に関し、運用上、地方公共団体が作成し、国土交通大臣に提出している書類について簡素化を求める。	下水道法に基づく事業計画の策定又は変更の際には下水道管理者は国土交通大臣に協議又は届出をしなければならない。このとき、国土交通大臣は、原則として環境大臣に意見聴取又は通知をすることとなるが、そのために必要な資料については、運用上、下水道管理者である地方公共団体に作成が求められているが実情である。特に、「事業計画の内容資料」、「終末処理場における屎尿投入計画表」及び「屎尿処理及び汚泥処分全体計画表」は、国土交通大臣との協議が必要とされていないにもかかわらず、地方公共団体に作成が求められる。なお、上記資料を意見聴取において不要としなければ、実質的に地方公共団体に資料の作成が求められる現状は変わらないと思われるため、意見聴取に必要な書類自体を簡素化する必要があるものと考え。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2021/teianboosu/jokku.html
R3	95	01.土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県、津島市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第23条第1項、国土利用計画法施行規則第20条、国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針(平成20年11月10日)	国土利用計画法に基づく土地売買等届出について、地方公共団体及び届出者双方の事務負担軽減の観点から、「土地の位置を明かした縮尺五分の一以上の地形図」については提出を不要とすることを求める。また、土地売買等届出書の記載事項のうち、「土地に関する事項」については「契約書」とおりの記載し、具体的な内容の記載の省略を可能にし、一団の土地において複数の契約を締結した場合に記載内容を重複する場合には、「契約書」への「おのり」等として届出書を一案におよぼすことを可能とすることを求める。	国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき土地売買等届出制においては、複数の図面を提出することや、契約書の写しに記載された内容と同じ内容を届出書に記載すること、一団の土地の場合について契約書との届出書の作成等が求められている。土地の位置を明かした縮尺五分の一以上の地形図については、「縮尺五分の一以上の図面」や「土地の形状を明らかにした図面」等の他の書類により内容が確認できるため特段必要とせず、また届出書があった場合には、書類の督促といった事務負担が生じている。また、契約書と同じ内容が届出書に記載されることにより、契約書や、契約書と届出書の内容に齟齬がある場合には、契約書の内容に即した記載を行うよう指導する等の事務負担が発生している。さらに、一団の土地の売買の際、記載内容や用意する書類の簡素化を図ること、複数案件の処理にかかる負担の軽減効果が見込まれる。そして、必要以上の書類提出が求められることによる届出書の要領もなっており、当県では令和2年において1,818件のうち2割が遅延となっている状況で、遅延違反者に対する注意喚起の事務が生じている。このように地方公共団体及び届出者双方に負担が生じていることから、書類の簡素化を求めたい。なお、一部県内外の市町村からも、同様の問題意識があると聞いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2021/teianboosu/jokku.html	
R3	96	02.農業・農地	都道府県	群馬県、茨城県、新潟県、長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条、農林水産省関係補助金等交付金第6条、土地改良事業関係補助金交付要綱第15、補助金交付事務必携(農業農村整備事業等)	土地改良事業関係補助事業における繰越分及び国庫債務負担行為分後の実績報告書の提出期限について、交付規則及び交付要綱に基づき、通常分と同様に6月10日とするよう見直しを求める。	土地改良事業関係補助事業に係る実績報告書(繰越分、国庫債務負担行為分)の提出期限について、交付規則及び交付要綱上、全額概算払いを受けたい土地改良事業関係補助事業の繰越分及び国庫債務負担行為分に係る補助事業完了後の実績報告書の提出期限について、交付規則及び交付要綱に基づき、通常分と同様に6月10日とするよう見直しを求める。	土地改良事業関係補助事業に係る実績報告書(繰越分、国庫債務負担行為分)の提出期限について、交付規則及び交付要綱上、全額概算払いの場合は6月10日となっているにもかかわらず、地方農政局から示されている「補助金交付事務必携(農業農村整備事業等)」では翌年度の4月10日とされている。そのため、年度末に事業が完了した場合は短期間で実績報告書を作成する必要があり、特にこの数年は、年末に編成される国の補正予算を活用しての事業案件が多く、国の補正予算については全地区繰越をして事業を実施しているため、事業完了が翌年度の年度末となることから、4月10日までに実績報告書提出するには、非常に短期間で処理を求められており、過度な負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2021/teianboosu/jokku.html
R3	97	03.医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、川崎市、厚生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、桐原村、吉岡町、神流町、下仁田町、草津町、高山村、東吾妻町、川場村、邑楽町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	予防接種法施行令第4条	予防接種を行う医師についての公告の廃止	予防接種法施行令第4条を改正し、予防接種を行う医師の氏名等の公告を廃止すること	市町村長等が行う予防接種について、協力する旨を承諾した医師が予防接種を行う場合、当該予防接種を行う医師について、その氏名及び予防接種を行う主たる場所を公告するものとされており(予防接種法施行令第4条第1項)、また、公告した事項に変更等があった場合は速やかにその旨を公告しなければならない(同条第2項)とされている。しかし、病院の人事異動等により予防接種を行う医師は頻りに変わると、予防接種を行う医師に係る公告の事務について、手間が生じている。また、医師の氏名の公告は、必ずしもリアルタイムで更新できるものではないため(医療機関→市町村→県)という流れで公告依頼が来るためタイムラグが生じ、古い情報が被接種者に伝わり混乱を招くおそれがある。以上を踏まえ、施行令第4条に基づく予防接種を行う医師の氏名等の公告を廃止することにより、事務負担を軽減いただきたい。なお、被接種者にとっては、施行令第5条及び第6条より、どこの医療機関で予防接種を受けられるかが分かれば十分であり、医師の氏名を公告する意義は乏しく、仮に医師の氏名等の公告を廃止しても、被接種者に支障は生じないと考え。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2021/teianboosu/jokku.html
R3	98	06.環境・衛生	都道府県	群馬県、福島県、茨城県	環境省	B 地方に対する規制緩和	ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項～第4項	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	大気汚染防止法等でも、自主測定実施の義務づけはあるが、本法のみ結果の報告義務があり、事業者の負担となっている。都道府県にて統計及び公表するのは形式的な事務に留まり、届出する実益が無く、自主測定結果の取りまとめ、公表資料の作成等作業が職員の仕事となっている。自主測定結果の報告義務が、今後も国に対する情報提供として必要であれば、国が決められている事務手続き電子化の一環で、PRTR法のように電子で直接国に報告し、だれでも容易に確認できるシステムとして欲しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2021/teianboosu/jokku.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【国土交通省(11)】【環境省(3)】 下水道法(昭33法79)</p> <p>(1)公共下水道又は流域下水道の事業計画に関する意見聴取又は通知(4条3項若しくは5項又は25条の23第4項若しくは6項)に当たり、地方公共団体が行う事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類を簡素化するなど、運用の改善を図る。 【措置済み(令和3年11月26日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)】</p>	—	下水道法に基づく事業計画の策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知については、その旨を地方整備局及び地方公共団体に通知した。	【国土交通省】【環境省】下水道法に基づく事業計画の策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知について(通知)(令和3年11月26日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_94	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
<p>5【国土交通省】 (16)国土利用計画法(昭49法92) 土地売買等の事後届出(23条1項)については、以下のとおりとする。 一団の土地について締結する複数の契約であって、地方公共団体が適切に認めるものについては、土地売買等届出書(施行規則20条1項の記様式3)を一枚にまとめることで差し支えないことを、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・届出に係る届付書類のうち、土地の位置を明らかにした縮尺五分の一以上の地形図(施行規則20条2項で準用する施行規則5条2項2号)については、制度の趣旨に則した確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とする方向で、地方公共団体の意見を踏まえて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令4 > 5【国土交通省】 (23)国土利用計画法(昭49法92) (i)土地売買等の事後届出(23条1項)については、届出に係る届付書類のうち、土地の位置を明らかにした縮尺五分の一以上の地形図(施行規則20条2項で準用する施行規則5条2項2号)について、令和4年度中に省令を改正し、制度の趣旨に則した確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とする。</p>	土地売買等の事後届出について、一団の土地について締結する複数の契約であって、地方公共団体が適切に認めるものについては、土地売買等届出書を一枚でまとめることで差し支えない旨を都道府県及び指定都市に通知した。 都道府県知事及び指定都市の長の判断により地形図の提出を不要とするなどの措置を講ずるための国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令を令和5年3月31日に公布(令和5年7月1日に施行)するとともに、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言を都道府県及び指定都市に対して通知した。	【国土交通省】国土利用計画法の事後届出における一団の土地の契約について(令和4年3月30日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課事務連絡) 【国土交通省】国土利用計画法施行規則の一部改正について(令和5年3月31日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_95	国土交通省不動産・建設経済局土地政策課
<p>5【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) (iii)土地改良事業(2条2項)等に係る補助金の金額が前金払又は概算払により交付された場合における実績報告の期日については、一部が補助金の交付決定のあった年度の翌年度の6月10日とされているが、令和3年度中に省令を改正し、補助事業の完了した年度の翌年度の6月10日までとし、その旨を地方農政局及び地方公共団体に通知する。</p>	—	土地改良事業(2条2項)等に係る補助金の金額が前金払又は概算払により交付された場合における実績報告の期日については、一部が補助金の交付決定のあった年度の翌年度の6月10日とされているが、農林畜水産関係補助金等交付規則第6条第1項及び第2項を改正し、補助事業の完了した年度の翌年度の6月10日までとし、その旨を地方農政局及び地方公共団体に通知した。	【農林水産省】全額概算払を行った土地改良事業関係補助事業における事業完了後の実績報告書の提出期限について(令和3年12月24日付け農林振興局総務課事務連絡) 【農林水産省】農林畜水産関係補助金等交付規則の一部を改正する省令(令和3年農林水産省令第70号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_96	農林水産省農林振興局総務課
<p>5【厚生労働省】 (12)予防接種法(昭23法68) 予防接種を行う医師の氏名等の公告(施行令4条1項)に係る事務については、地方公共団体及び医療機関の事務負担を軽減するため、市町村長(特別区の長を含む。)又は都道府県知事の要請(前項)は予防接種を行うことが想定される医師に対して幅広く行うことも可能であること、変更時等の公告(同条2項)は変更等の都度個別に行うのではなく、地方公共団体の実績に応じて一定期間分を一括して行うことも可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)】</p>	—	予防接種を行う医師の氏名等の公告に係る事務について、市町村長(特別区の長を含む。)又は都道府県知事の要請は予防接種を行うことが想定される医師に対して幅広く行うことも可能であること及び変更時等の公告は承諾や変更の都度個別に行うのではなく、地方公共団体の実績に応じて一定期間分を一括して行うことも可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】予防接種を行う医師の氏名等の公告に係る事務について(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_97	厚生労働省健康局健康課
<p>5【環境省】 (10)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (ii)大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者がダイオキシン類による汚染の状況についての測定を行ったときの都道府県知事等への結果報告義務(28条3項)及び当該報告を受けた都道府県知事等による結果公表義務(28条4項)については、令和6年度に運用開始を予定している電子システムの在り方を踏まえて、事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令4 > 5【環境省】 (12)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (ii)大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者がダイオキシン類による汚染の状況についての測定を行ったときの都道府県知事等への結果報告義務(28条3項)及び当該報告を受けた都道府県知事等による結果公表義務(同条4項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和5年度中に省令を改正し、地方公共団体が利用するe-GWANへの接続が令和6年度に予定されている政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請)を利用した手続を可能とする。</p>	環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(令和6年2月20日施行)により、電子データでの手続きが可能である旨、令和6年4月19日に地方公共団体へメールで周知した。	—	—	環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R3	99	12.その他	中核市	明石市	総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方税法附則第7条、国民健康保険法施行規則第27条の14の2、国民年金法施行規則第83条の6第1項、児童福祉法施行規則第7条の2第2号等	届出様式等における性別記載欄の削除	法令等によって定められた各種届出様式等について、性別記載欄の削除を求める	【提案に至った背景】 当市は、昨年度に市が規定する様式のうち業務上性別を記載することが必要ないと判断した届出様式等から性別記載欄を削除した。しかし、当市が取り扱う届出様式等の中には国の規定に基づき性別記載欄を設けているものもあり、その中には業務上性別を記載することが必要か疑問のあるものもあった(以下参照)。 【支障事例】 性的マイノリティの方にとって、性自認と一致しない性別を選択することや、戸籍上の性別と見た目の性別が異なるために職務な本人確認をされることは、強い心理的負担となっている。また、抵抗感から行政手続き自体のためたことにも繋がっている。当市市民の声としても、様式上で男女いずれかの性別を選択することを苦痛に感じている旨の相談を受ける事例が多々ある。なお、性自認に関する相談等を行うこと自体が心理的負担・苦痛等を伴うため、当事者が声を上げ辛いという状況を鑑みると、実際はより多くの市民が同様の悩みを抱えていると想定される。 【措置を求める届出様式等】 法令等に基づき性別記載のある届出様式等のうち、以下の届出様式等について左記の措置を求める。 国民健康保険府民医療費納付金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民健康保険府民医療費納付金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書、国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用(標準負担額減額)認定証、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)、小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書、年金手帳再交付申請書、経営所得安定対策等交付金交付申請書、農業者年金農業者高齢年金決定請求書、新農業者年金農業者高齢年金決定請求書、借地権申告書、権利変動届出書	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teainbosyuu/2021/teainbosyuu/kekka.html
R3	100	12.その他	施行時特例市	伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榑東村、甘泉町、長野原町、葛津町、高山村、東吾妻町、川場村、碓和村、みなかみ町、玉村町、千代田町、邑楽町	総務省、財務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第20条の11、租税特別措置法第25条	国民健康保険税の賦課に必要となる租税特別措置法第25条適用者情報に関する税務署から市町村への情報提供	国民健康保険賦課に必要となるため、地方税法第20条の11に基づき、市町村が税務署に対し、関係資料の閲覧等の協力を要請を行った場合に、特別措置法第25条適用者情報については、適用者リスト等による情報提供に協力するよう、事務連絡等によって周知を図る。 関係資料の仕組みは必ずしも旧連携システムのデータ提供に限らずとも、税務署で進める台帳の整備や補充資料の提供等により市町村が所得把握をしやすくなることを求めるもの。	租税特別措置法第25条に基づく肉用牛の売却による農業所得の課税の特例により、所得税及び市町村民税は肉用牛の売却に伴う所得が免税となるものの、国民健康保険税に関しては当該免税措置の対象とならない。したがって、国民健康保険税の賦課に際しては、免税前の所得を把握する必要がある(市町村民税においては均等割の判定には免税前の所得が基準となる)。 国民連携システム上で、市町村は、(De-Tax)により申告のあった者については確定申告書のほか、青色申告決算書(農業所得用)等の添付書類、②紙媒体により申告のあった者については確定申告書のみに確認できるが、税特別措置法第25条の適用があったにもかかわらず、申告書への記載が漏れている事例(②のうち、確定申告書B第一表の①に「免」と記載のないもの及び第二表の特例条文等欄に「指法25条」と記載のないもの)が、当市ほか共同推進団体でも見受けられ、国民健康保険税の課税額が過大となり過徴及課税が発生する要因となっている。 免税前の所得については、国民健康保険税の修正課税だけでなく、介護保険料も算定にも必要となることから、租税特別措置法適用者の確定な把握が求められる。 ※当市においては、確定申告書B第一表農業収入、所得欄に数字があるもの(令和3年1,568件)を確認し、肉用牛所得がある場合は、確定申告書B第一表①に「免」と記載のあるもの、第二表の特例適用条文欄に「指法25条」と記載のあるもの、前年の確定申告において、肉用牛免税・免税外所得があったもの等について、税務署に赴き、肉用牛の売却による所得の税額計算書、収支内訳書等を提示し把握しているが、把握に係る事務が膨大となっている(令和3年35件)。 (参考)当市で発生した過及課税状況(要因:確定申告書の記載漏れ) ・平成30年度処理 2件(平成28年度分、平成29年度分) ・令和元年度処理 1件(平成30年度分) ・令和2年度処理 2件(平成30年度分、令和元年度分)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teainbosyuu/2021/teainbosyuu/kekka.html
R3	101	12.その他	都道府県	秋田県、岩手県、宮城県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	公益認定等総合情報システム(PICTS)における入力方法等の見直しを促した事務負担軽減	PICTSの入力にあたって、会計システム等との連携など、過年度数値や決算書数値を法人(公益法人及び移住法人)が直接入力することなく自動転記される仕組みに見直しを促すこと、上記2点が難しい場合は、Excel様式を改善し、過年度数値等が自動反映され、条件付き書式等により自動移行しやすくなることを確認できるようにしていただきたい。 その他、入力事項の簡素化、入力事項の転記の容易化など、事務負担軽減策を講じていただきたい。	PICTSは内閣府主導の下、全国の都道府県が導入しているシステムであり、システム上で法人からの公益認定申請・事業報告書等を受け付け、行政庁が審査を行っている。システムはExcelの様式に入力したものをアップロードする形態であるが、直接入力する箇所が多いため、入力誤りが多発しており、行政庁の審査に要する時間が膨大なものとなっている。 具体的には、 ・公益目的支出計画実施報告書別紙2の計画の額及び過年度の実績額 ・事業報告書別紙A(収支内訳)における剰余金の額 ・別表C(2)控除対象財産における過年度帳簿価額 ・別表H(1)公益目的財産残額における前事業年度の末日の公益目的増減差額 等については、過年度数値をそのまま反映すべき欄であるにもかかわらず、自動で引用されず直接入力であることから、入力誤りが多発しており、行政庁における過年度数値との突合、補正依頼等に要する事務負担が大きくなっている。 また、これ以外の欄についても、基本的に決算書の数値をそのまま反映すべきものが多いが、その入力欄が多いため、法人側の入力や担当者が交代した際の引き継ぎ、行政庁側の確認作業に係る負担が大きくなっている。 システムにおいては、データ活用機能の利用により過去に提出した報告等の情報を活用したオンライン様式をダウンロードすることもできるとされているが、年度の更新に伴う数値の移行は行われず、法人の担当者は手動で数値を移行しなければならないことから、入力誤りが生じる可能性があるため、結局、行政庁における過年度数値等との突合が必要となり、事務負担は解消されない。 入力値に誤りがあった場合、行政庁では修正ができず、必ず法人に補正依頼することが必要となるため、修正作業も大きな負担である。 法人数及び年間の取扱件数は、当県においては約140であり、全国では約13,000となるが、その全ての報告について、限られた人員で膨大な確認・修正作業を行わなければならないと、大変な事務負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teainbosyuu/2021/teainbosyuu/kekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【総務省】 【地方税法(昭25法226)】 (1)道府県民税及び市町村民税の寄付金税額控除に係る申告特例申請書(附則7条3項及び10項)及び申告特例申請事項変更届出書(附則7条4項及び11項)における性別の記載については、削除することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164)第14条第1項第1号に規定される医療受給者証の再交付申請書(施行規則7条の23第2項)及び医療費支給認定の変更申請書(施行規則7条の2第1項)における性別の記載については、令和3年度中に省令及び「小児慢性特定疾病医療費の支給認定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、削除する。</p> <p>5【厚生労働省】 (33)国民健康保険法(昭33法192) (a)国民健康保険に係る特定疾病療養受療証(施行規則27条の13第4項)、限度額適用認定証(施行規則27条の14の2第2項及び27条の14の4第2項)及び限度額適用・標準負担額減額認定証(施行規則27条の14の5第2項)における性別の記載については、令和3年度中に省令を改正し、削除する。</p> <p>5【厚生労働省】 (34)国民年金法(昭34法41) (1)国民年金手帳の再交付に係る申請書(施行規則11条2項)における性別の記載については、令和4年度から、当該手帳に代えて発行される基礎年金番号通知書の再交付に係る申請書から不要とする。 【措置済み(年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和3年厚生労働省令第115号))】</p> <p>5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (b)介護保険負担限度額の認定に係る申請書等(施行規則3条の6第1項、4項及び77項並びに172条の2)における性別の記載については、令和3年度中に省令及び「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」(令3厚生労働省老健局介護保険計画課長)を改正し、削除する。</p> <p>5【農林水産省】 (12)平成13年改正前の農業者年金基金法(昭45法78) 旧農業者老齢年金の裁定に係る請求書(独立行政法人農業者年金基金法(平14法127)附則6条3項の規定によるおのおの効力を有するものとする)農業者年金基金法の一部を改正する法律(平13第39)附則6条2項又は11条1項の規定によるおのおの効力を有するものとする)農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令(平13厚生労働省・農林水産省令4)1号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則(昭45厚生省・農林省令2)26条)における性別の記載については、自由記載であることを明確化し、独立行政法人農業者年金基金に令和3年度中に通知する。 【措置済み(令和3年11月10日付け厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長、農林水産省経営局経営政策課長通知)】</p> <p>5【農林水産省】 (23)経営所得安定対策等交付金 【経営所得安定対策等実施要綱(平23農林水産事務次官)に定める経営所得安定対策等交付金交付申請書における性別の記載については、同要綱を改正し、令和4年度の交付申請手続から削除する。</p> <p>5【国土交通省】 (8)土地区画整理法(昭29法119) 借地権申告書(施行規則16条1項)及び権利変動届出書(施行規則23条5項)における性別の記載については、令和3年度中に省令を改正し、削除する。</p>	<p><令4> (12)地方税法(昭25法226) (1)道府県民税及び市町村民税の寄付金税額控除に係る申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書の性別の記載については、令和4年3月31日に地方税法及び地方税法施行規則を改正し、省令様式から性別欄を削除した。 小児慢性特定疾病医療費に係る医療受給者証の再交付申請書及び医療費支給認定の変更申請書の性別の記載については、令和3年12月27日に児童福祉法施行規則を改正し、省令様式から性別欄を削除した。 国民健康保険に係る特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の性別の記載については、令和4年3月31日に国民健康保険法施行規則を改正し、性別欄を不要とした。 国民年金手帳の再交付に係る申請書の性別の記載については、令和4年3月31日に国民年金法施行規則を改正し、当該手帳に代わり令和4年度から発行される基礎年金番号通知書の再交付に係る申請書の性別の記載については、令和4年3月31日付介護保険法施行規則及び通知を改正し、省令様式から性別欄を削除した。 旧農業者老齢年金の裁定に係る請求書の性別の記載については、自由記載であることを明確化し、令和3年11月10日に独立行政法人農業者年金基金に通知した。 経営所得安定対策等交付金交付申請書における性別の記載については、令和4年4月1日に経営所得安定対策等実施要綱を改正し、交付申請手続から削除した。 借地権申告書及び権利変動届出書の性別の記載については、令和4年3月1日に土地区画整理法施行規則を改正し、省令様式から性別欄を削除した。</p>	<p>【総務省】地方税法等の一部を改正する法律新旧対象条文 【総務省】道府県民税及び市町村民税の寄付金税額控除に係る申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書 【厚生労働省】民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和4年厚生労働省令第201号) 【厚生労働省】健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第56号) 【厚生労働省】年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和3年厚生労働省令第115号) 【厚生労働省】年金制度の機能強化のための国民年金基金の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について(令和3年6月30日付け厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知) 【厚生労働省】介護保険法(昭33法192)第192条第1項第1号に規定する「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」等の一部改正について(令和4年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知) 【農林水産省】平成13年改正前の農業者年金基金法施行規則に基づく裁定請求書の性別の記載について(令和3年11月10日付け厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長及び農林水産省経営局経営政策課長通知) 【農林水産省】経営所得安定対策等実施要綱(令和4年4月1日付け農林水産事務次官(仮命通)) 【農林水産省】経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について(令和4年4月1日付け農林水産事務次官通知) 【農林水産省】経営所得安定対策等実施要綱新旧対照表(令和4年4月1日) 【国土交通省】土地区画整理法施行規則及び新都市基盤整備法施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第10号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-taishin/seinboosyu/2021/33fu-tsuchi.htm#r3_99</p>	<p>総務省自治税務局市町村税課 厚生労働省健康局難病対策課、老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、年金局事業管理課 農林水産省農産局穀物課経営安定対策室、経営局経営政策課 国土交通省都市局市街地整備課</p>	
<p>5【総務省(6)】【財務省(4)】【厚生労働省(22)】 地方税法(昭25法226)及び租税特別措置法(昭32法26) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例(租税特別措置法(以下この事項において「措置法」という。)25条)については、以下のとおりとする。 ・国税電子申告・納税システム(e-Tax)以外の方法により提出された所得税申告書については、措置法25条適用者の場合、各税務署が当該申告書の税務署整理簿のうち「区分4」欄に「1」(措置法25条適用者)又は「3」(措置法25条適用者の義務的修正)と補完記入を行うことについて、地方公共団体における国民健康保険料(税)に係る課税(課税)事務等の円滑かつ適正な実施を図る観点から、確定申告書における事務処理手続において、当該補完記入に係る事務処理手続を徹底するよう、国税局及び税務署に周知する。 【措置済み(令和3年10月27日付け国税庁管理運営課長、企画課長、課税総括課長、個人課税課長、資産課税課長指示)】 ・肉用牛の売却による所得の税額計算書及び「税支内訳書」に関する地方公共団体の情報連携並びに当該特例適用者の一覧表等による国から地方公共団体への情報提供については、令和8年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、国及び地方公共団体間の閲覧事務の更なる効率化の実現に向け、地方公共団体の意向も踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、国税電子申告・納税システム(e-Tax)以外の方法により提出された所得税申告書については、措置法25条適用者の場合、各税務署が当該申告書の税務署整理簿のうち「区分4」欄に「1」(措置法25条適用者)又は「3」(措置法25条適用者の義務的修正)と補完記入を行うことについて、地方公共団体における国民健康保険料(税)に係る課税(課税)事務等の円滑かつ適正な実施を図る観点から、確定申告書における事務処理手続において、当該補完記入に係る事務処理手続を徹底するよう、令和3年10月27日付けで国税庁から国税局及び税務署に対して周知し(対応方針前段部分)、なお、対応方針後段部分については検討中。</p>			<p>総務省自治税務局市町村税課 国税庁課税部個人税課 厚生労働省保険局国民健康保険課</p>
<p>5【内閣府】 (13)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49) 財産目録等の提出(22条)において利用される公益認定等総合情報システムについては、都道府県の事務負担を軽減するため、都道府県からの意見聴取を行った上で、機能改善及び費用分担について検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【内閣府(9)(b)】【警察庁(1)(b)】【総務省(9)(iv)】【厚生労働省(39)(iii)】 左記基本条法(昭42法11) DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に関する情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のおおとする。 ・DV等支援措置の申出者が他の市町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市町村に措置情報を伝達する具体的な方法について検討し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。</p>	<p>—</p>	<p>支援措置申出者が他の市区町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市区町村に支援措置に準じた支援を申出る仕組みとその留意点について、各都道府県宛てに通知した。 関係府省において、個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討中</p>	<p>【総務省】ドメイン・バイオレンス、スカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について(令和4年3月31日付総行住第32号、総検固第8号総務省自治行政局住民制度課長、自治税務局固定資産税課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teibanbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3.111</p>	<p>内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課 警察庁生活安全局人身安全・少年課 総務省自治行政局住民制度課 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、虐待防止対策推進室</p>
<p>【デジタル庁(2)】【総務省(6)(b)】【財務省(3)】 地方税法(昭25法226) 債務資産に対する固定資産税の賦課徴収に係る所得税又は法人税に関する書類の閲覧等(354条の2)の規定に基づく閲覧事務については、国及び地方公共団体の間で当該事務の更なる効率化の観点から、地方公共団体が電子的な手段により閲覧できる国債情報の拡充の策案に向け、令和8年度に予定されている国債に関する基幹システムである国債総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAx)の更改に合わせて、地方公共団体の意向も踏まえつつ、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 厚生労働省所管の一般会計補助金等を受けて開設された小規模保育事業所(児童福祉法59条の3第10項)の認定こども園への転用等については、厚生労働大臣等が円庫納付に関する条件を付さず承認できるよう、令和3年度中に「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、地方公共団体に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の一部改正について(令和4年1月12日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)にて、地方公共団体に通知を发出した。</p>	<p>【厚生労働省】「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の一部改正について(令和4年1月12日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teibanbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3.113</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び幼学の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条2号、3号及び6号)及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)7条6項)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和4年度中に政令を改正し、令和7年3月31日まで延長する。</p>	<p>—</p>	<p>保育所の居室の床面積に係る基準及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間について、令和4年度中に政令を改正し、令和7年3月31日まで延長した。</p>	<p>【内閣府】文部科学省【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和4年政令第398号) 【内閣府】文部科学省【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第2号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teibanbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3.114</p>	<p>内閣府子ども子育て本部 文部科学省幼児教育課 厚生労働省保育課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>【厚生労働省】 (36)児童扶養手当法(昭36法238) 児童扶養手当の支給要件(4条1項)については、離婚調停中等であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童であると認められる場合には支給対象となることを明確化するため、「児童扶養手当法(昭36法238)第5条児童家庭局企画課長)を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>児童扶養手当の支給要件(4条1項)について、「児童扶養手当法(昭36法238)第5条児童家庭局企画課長)を改正し、離婚調停中等であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童であると認められる場合には支給対象となることを明確化した。</p>	<p>【厚生労働省】児童扶養手当法(昭36法238)第5条児童家庭局企画課長)を改正し、離婚調停中等であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童であると認められる場合には支給対象となることを明確化した。</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teibanbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3.116</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)				
R3	117	09.土木・建築	都道府県	京都府	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成25年法律第24号)第14条	B 地方における建築物特定施設の追加に関する条例委任	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成25年法律第24号)第14条第1項において、バリアフリー法(以下「第14条第1項」)において、政令で定める「特定特定建築物」については、条例で追加することができることとされている一方、政令で定める「建築物特定施設」については、条例で追加することができることとされていることから、バリアフリー法において建築物特定施設の追加についても同項で条例委任することを求める。	バリアフリー法第14条第3項においては、「特定特定建築物(例:学校、病院、劇場等)への追加等が条例委任されている一方、「建築物特定施設(例:出入口、廊下、階段等)の追加については条例委任されてはならない」と規定している。また、同法において「建築物特定施設」を追加することはできない状況にある。一方、当府では、平成27年に制定した「京都府福祉のまちづくり条例」において、バリアフリー法の建築物特定施設に準ずるものとして、条例で定める特定まちづくり施設の整備項目として「客席」を定め、誰もが音楽鑑賞や観劇等への参加を奨励するよう、車椅子使用者や聴覚障害者等の利用への対応を求めている。このように地方公共団体が条例で独自の建築物特定施設に準ずるものを定める、規制することは可能である一方、条例により独自に定める建築物特定施設が同時に施行することにより、一方の手続きで受けた指図をもう一方の手続きの書類に反映させなければならない手戻りが発生するなどの、申請者にとっても、法に基づき手戻りなく申請に基づく手続を2回行わなければならないという負担となっている。なお、条例に基づく協議が終了し、また建築物特定施設が完了し、申請者が工事を完了させたし、事例もある。建築物特定施設の追加がバリアフリー法で条例委任できない理由はないと考えられることから、地方公共団体がバリアフリー法に基づき地域の実情に応じた建築物特定施設を追加し、当該施設について効率的かつ実効性の高い規制を行うことが可能となり、法改正を行っていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teishobosyu/2021/teishobosyu/Jokka.html				
R3	118	03.医療・福祉	中核市	高知市	内閣府、デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、同法第22条、子ども子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号、第30条第2項、第30条の4、第39条第3項、子ども子育て支援法施行令第4条～第6条、第9条～第14条	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法に規定する児童手当の支給対象者に関する法律第19条第7号、同法第22条、子ども子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号、第30条第2項、第30条の4、第39条第3項、子ども子育て支援法施行令第4条～第6条、第9条～第14条	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び副食費補給給付事業に関する事務手続において対象者の住民課税情報等をマイナンバー制度において情報連携を行う際、現在のデータ標準レイトアウトで取得できる項目には必要な情報が不足しており、以下のケースにおいて住民課税明書の提出を求めている。 ①照会対象者が同一生計内配偶者(控除対象配偶者を含む)又は各種扶養控除対象者だった場合 ②照会対象者と同居し、父母のみで家計の主宰者として認めるための基礎額以上の収入があるかを判定する必要がある場合 ③課税証明書の提出を求める理由は、①のケースについては申告がない者と全く同じ内容で情報が出てくるので申告がないかを判定できないため、②のケースについては収入に関する情報が取得できず、判定できないためである。家計の主宰者の判定については自治体ごとで異なる場合がある住民課税情報の中で判定に関する情報(合計所得金額等、合計所得金額)又は収入に関する情報がない、所得に関する情報は現時点で連携可能であるため、収入に関する情報の追加が必要である。 上記①②③に該当するケースは、当市においてマイナンバー制度における情報連携を行う約3割に該当し、マイナンバー制度における情報連携の結果確認の際に上記①②に該当しないか判定する手続が発生し事務の遅延がもたらされている。	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び副食費補給給付事業に関する事務手続において対象者の住民課税情報等をマイナンバー制度において情報連携を行う際、現在のデータ標準レイトアウトで取得できる項目には必要な情報が不足しており、以下のケースにおいて住民課税明書の提出を求めている。 ①照会対象者が同一生計内配偶者(控除対象配偶者を含む)又は各種扶養控除対象者だった場合 ②照会対象者と同居し、父母のみで家計の主宰者として認めるための基礎額以上の収入があるかを判定する必要がある場合 ③課税証明書の提出を求める理由は、①のケースについては申告がない者と全く同じ内容で情報が出てくるので申告がないかを判定できないため、②のケースについては収入に関する情報が取得できず、判定できないためである。家計の主宰者の判定については自治体ごとで異なる場合がある住民課税情報の中で判定に関する情報(合計所得金額等、合計所得金額)又は収入に関する情報がない、所得に関する情報は現時点で連携可能であるため、収入に関する情報の追加が必要である。 上記①②③に該当するケースは、当市においてマイナンバー制度における情報連携を行う約3割に該当し、マイナンバー制度における情報連携の結果確認の際に上記①②に該当しないか判定する手続が発生し事務の遅延がもたらされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teishobosyu/2021/teishobosyu/Jokka.html			
R3	119	12.その他	中核市	高知市	総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳事務処理要領第5～10号	DV等支援措置に関する条例	住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民の写しの交付並びに各種の写しの交付におけるおこなうスキャン・バックアップ、スローカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置(以下「DV等支援措置」という。)において、市区町村が行っている運用(特に市区町村間の情報伝達の方法)に関して、統一かつ具体的な方法等を定める方針を策定すること等について明確化するなど。	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民の写しの交付並びに各種の写しの交付におけるおこなうスキャン・バックアップ、スローカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置(以下「DV等支援措置」という。))において、市区町村が行っている運用(特に市区町村間の情報伝達の方法)に関して、統一かつ具体的な方法等を定める方針を策定すること等について明確化するなど。	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民の写しの交付並びに各種の写しの交付におけるおこなうスキャン・バックアップ、スローカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置(以下「DV等支援措置」という。))において、市区町村が行っている運用(特に市区町村間の情報伝達の方法)に関して、統一かつ具体的な方法等を定める方針を策定すること等について明確化するなど。	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民の写しの交付並びに各種の写しの交付におけるおこなうスキャン・バックアップ、スローカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置(以下「DV等支援措置」という。))において、市区町村が行っている運用(特に市区町村間の情報伝達の方法)に関して、統一かつ具体的な方法等を定める方針を策定すること等について明確化するなど。	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民の写しの交付並びに各種の写しの交付におけるおこなうスキャン・バックアップ、スローカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置(以下「DV等支援措置」という。))において、市区町村が行っている運用(特に市区町村間の情報伝達の方法)に関して、統一かつ具体的な方法等を定める方針を策定すること等について明確化するなど。	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民の写しの交付並びに各種の写しの交付におけるおこなうスキャン・バックアップ、スローカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置(以下「DV等支援措置」という。))において、市区町村が行っている運用(特に市区町村間の情報伝達の方法)に関して、統一かつ具体的な方法等を定める方針を策定すること等について明確化するなど。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teishobosyu/2021/teishobosyu/Jokka.html
R3	120	12.その他	指定都市	京都市	内閣府、内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第1号及び第13条、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年1月20日付総務省第1号、28農農第4号、同総務第1号、環境対第160420)第3、第11及び第12、まちひしご創生法(平成26年法律第136号)第9条、第10条、第2期「まちひしご創生総合戦略」(2020改訂版)、地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和元年12月版)	地方版総合戦略に求める要件等の簡素化など、同戦略の在り方の見直し	地方自治体の限られた人員、資源等を効率的に配分・活用するに当たっては、まちひしご創生法に基づく地方版総合戦略に求める要件等(KPIの策定、毎年の外部有識者の評価を含めた進捗管理)の簡素化など、同戦略の在り方の見直し	地方自治体の限られた人員、資源等を効率的に配分・活用するに当たっては、まちひしご創生法に基づく地方版総合戦略に求める要件等(KPIの策定、毎年の外部有識者の評価を含めた進捗管理)の簡素化など、同戦略の在り方の見直し	地方自治体の限られた人員、資源等を効率的に配分・活用するに当たっては、まちひしご創生法に基づく地方版総合戦略に求める要件等(KPIの策定、毎年の外部有識者の評価を含めた進捗管理)の簡素化など、同戦略の在り方の見直し	地方自治体の限られた人員、資源等を効率的に配分・活用するに当たっては、まちひしご創生法に基づく地方版総合戦略に求める要件等(KPIの策定、毎年の外部有識者の評価を含めた進捗管理)の簡素化など、同戦略の在り方の見直し	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teishobosyu/2021/teishobosyu/Jokka.html		
R3	121	05.教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行令第23条第1項第11号	広域通信制高等学校の学則変更手続きの簡素化	知事の認可事項となっている広域通信制高等学校の学則変更を、全日制・狭域通信制と同様に、届出事項とする	学校教育法第4条及び同法施行令第23条において、私立の広域通信制高校では、すべての学則変更が知事の認可事項である。しかし、全日制狭域通信制高校では、取容定員に係る学則変更だけが認可事項で、その他は届出事項である。例えば、コース、授業料、表彰規程、面接指導施設(通信制のみ)等に関する学則変更は、全日制と狭域通信制では届出で足りるが、広域通信制では認可が必要である。広域通信制高校のみ、より強度の規制を課す必要性は希薄なことから、学則変更の認可事項を、取容定員に関するもの(例:教育区域の変更や協力校・面接指導施設の設置、廃止)に限定し、それ以外のものは届出事項としていただきたい。 なお、令和4年度施行の新学習指導要領の教育課程に対応するため、現行の制度では、令和3年度中に、すべての広域通信制高校で教育課程に係る学則変更(例:「公共」や「世界史探究」などの新科目、各科目単元を示す程度)の認可が必要となる。また、広域通信制高校の校長から、「法で県に対し変更認可申請が必要であることは承知している。しかし、全日制と狭域通信制は届出で済むものが、広域通信制は申請が必要で、審議会に諮問するため届出に提出する必要があることから、準備の時間に余裕がない。軽微な案件は届出でよいとしていただければありがたい。」との意見が出ている。	学校教育法第4条及び同法施行令第23条において、私立の広域通信制高校では、すべての学則変更が知事の認可事項である。しかし、全日制狭域通信制高校では、取容定員に係る学則変更だけが認可事項で、その他は届出事項である。例えば、コース、授業料、表彰規程、面接指導施設(通信制のみ)等に関する学則変更は、全日制と狭域通信制では届出で足りるが、広域通信制では認可が必要である。広域通信制高校のみ、より強度の規制を課す必要性は希薄なことから、学則変更の認可事項を、取容定員に関するもの(例:教育区域の変更や協力校・面接指導施設の設置、廃止)に限定し、それ以外のものは届出事項としていただきたい。 なお、令和4年度施行の新学習指導要領の教育課程に対応するため、現行の制度では、令和3年度中に、すべての広域通信制高校で教育課程に係る学則変更(例:「公共」や「世界史探究」などの新科目、各科目単元を示す程度)の認可が必要となる。また、広域通信制高校の校長から、「法で県に対し変更認可申請が必要であることは承知している。しかし、全日制と狭域通信制は届出で済むものが、広域通信制は申請が必要で、審議会に諮問するため届出に提出する必要があることから、準備の時間に余裕がない。軽微な案件は届出でよいとしていただければありがたい。」との意見が出ている。	学校教育法第4条及び同法施行令第23条において、私立の広域通信制高校では、すべての学則変更が知事の認可事項である。しかし、全日制狭域通信制高校では、取容定員に係る学則変更だけが認可事項で、その他は届出事項である。例えば、コース、授業料、表彰規程、面接指導施設(通信制のみ)等に関する学則変更は、全日制と狭域通信制では届出で足りるが、広域通信制では認可が必要である。広域通信制高校のみ、より強度の規制を課す必要性は希薄なことから、学則変更の認可事項を、取容定員に関するもの(例:教育区域の変更や協力校・面接指導施設の設置、廃止)に限定し、それ以外のものは届出事項としていただきたい。 なお、令和4年度施行の新学習指導要領の教育課程に対応するため、現行の制度では、令和3年度中に、すべての広域通信制高校で教育課程に係る学則変更(例:「公共」や「世界史探究」などの新科目、各科目単元を示す程度)の認可が必要となる。また、広域通信制高校の校長から、「法で県に対し変更認可申請が必要であることは承知している。しかし、全日制と狭域通信制は届出で済むものが、広域通信制は申請が必要で、審議会に諮問するため届出に提出する必要があることから、準備の時間に余裕がない。軽微な案件は届出でよいとしていただければありがたい。」との意見が出ている。	学校教育法第4条及び同法施行令第23条において、私立の広域通信制高校では、すべての学則変更が知事の認可事項である。しかし、全日制狭域通信制高校では、取容定員に係る学則変更だけが認可事項で、その他は届出事項である。例えば、コース、授業料、表彰規程、面接指導施設(通信制のみ)等に関する学則変更は、全日制と狭域通信制では届出で足りるが、広域通信制では認可が必要である。広域通信制高校のみ、より強度の規制を課す必要性は希薄なことから、学則変更の認可事項を、取容定員に関するもの(例:教育区域の変更や協力校・面接指導施設の設置、廃止)に限定し、それ以外のものは届出事項としていただきたい。 なお、令和4年度施行の新学習指導要領の教育課程に対応するため、現行の制度では、令和3年度中に、すべての広域通信制高校で教育課程に係る学則変更(例:「公共」や「世界史探究」などの新科目、各科目単元を示す程度)の認可が必要となる。また、広域通信制高校の校長から、「法で県に対し変更認可申請が必要であることは承知している。しかし、全日制と狭域通信制は届出で済むものが、広域通信制は申請が必要で、審議会に諮問するため届出に提出する必要があることから、準備の時間に余裕がない。軽微な案件は届出でよいとしていただければありがたい。」との意見が出ている。	学校教育法第4条及び同法施行令第23条において、私立の広域通信制高校では、すべての学則変更が知事の認可事項である。しかし、全日制狭域通信制高校では、取容定員に係る学則変更だけが認可事項で、その他は届出事項である。例えば、コース、授業料、表彰規程、面接指導施設(通信制のみ)等に関する学則変更は、全日制と狭域通信制では届出で足りるが、広域通信制では認可が必要である。広域通信制高校のみ、より強度の規制を課す必要性は希薄なことから、学則変更の認可事項を、取容定員に関するもの(例:教育区域の変更や協力校・面接指導施設の設置、廃止)に限定し、それ以外のものは届出事項としていただきたい。 なお、令和4年度施行の新学習指導要領の教育課程に対応するため、現行の制度では、令和3年度中に、すべての広域通信制高校で教育課程に係る学則変更(例:「公共」や「世界史探究」などの新科目、各科目単元を示す程度)の認可が必要となる。また、広域通信制高校の校長から、「法で県に対し変更認可申請が必要であることは承知している。しかし、全日制と狭域通信制は届出で済むものが、広域通信制は申請が必要で、審議会に諮問するため届出に提出する必要があることから、準備の時間に余裕がない。軽微な案件は届出でよいとしていただければありがたい。」との意見が出ている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teishobosyu/2021/teishobosyu/Jokka.html
R3	122	02.農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農作物有害動物防除実施要綱(以下「要綱」という。))及び「農作物有害動物防除実施要綱」について(平成30年5月15日農林振興局長通知)	荒廃農地に常農型太陽光発電設備を設置する場合、当該太陽光発電設備等についての農作物有害動物防除の取組を要する	荒廃農地に常農型太陽光発電設備を設置する場合、当該太陽光発電設備等についての農作物有害動物防除の取組を要する	荒廃農地に常農型太陽光発電設備を設置する場合、当該太陽光発電設備等についての農作物有害動物防除の取組を要する	荒廃農地に常農型太陽光発電設備を設置する場合、当該太陽光発電設備等についての農作物有害動物防除の取組を要する	荒廃農地に常農型太陽光発電設備を設置する場合、当該太陽光発電設備等についての農作物有害動物防除の取組を要する	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teishobosyu/2021/teishobosyu/Jokka.html		
R3	123	02.農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農作物有害動物防除実施要綱(以下「要綱」という。))及び「農作物有害動物防除実施要綱」について(平成30年5月15日農林振興局長通知)	農作物有害動物防除実施要綱(以下「要綱」という。))及び「農作物有害動物防除実施要綱」について(平成30年5月15日農林振興局長通知)	農作物有害動物防除実施要綱(以下「要綱」という。))及び「農作物有害動物防除実施要綱」について(平成30年5月15日農林振興局長通知)	農作物有害動物防除実施要綱(以下「要綱」という。))及び「農作物有害動物防除実施要綱」について(平成30年5月15日農林振興局長通知)	農作物有害動物防除実施要綱(以下「要綱」という。))及び「農作物有害動物防除実施要綱」について(平成30年5月15日農林振興局長通知)	農作物有害動物防除実施要綱(以下「要綱」という。))及び「農作物有害動物防除実施要綱」について(平成30年5月15日農林振興局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teishobosyu/2021/teishobosyu/Jokka.html		

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】</p> <p>(1)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平18法91)</p> <p>移動等円滑化のために必要な構造及び配置に関する基準等を定める建築物特定施設(2条20号)については、令和3年度中に省令を改正し、劇場の客席等を追加するとともに、現行の枠組みにおいても柔軟に基準設定が可能であることについて、授乳場所等の具体的な事例を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p> <p>また、地方公共団体からの要望を継続的に把握するための相談窓口を令和3年度中に設置する。</p>	<p>—</p>	<p>【前段】</p> <p>・移動等円滑化のために必要な構造及び配置に関する基準等を定める建築物特定施設(2条20号)については、省令を改正し、劇場の客席等を追加した。</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第30号)</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の公布等について(技術的助言)(令和4年3月31日付け国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長通知)</p> <p>【後段】</p> <p>地方公共団体からの要望を継続的に把握するための相談窓口を設置することについて、HPにて周知した。</p>	<p>【国土交通省】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第30号)</p> <p>【国土交通省】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の公布等について(技術的助言)(令和4年3月31日付け国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長通知)</p> <p>【国土交通省】(別紙)条例による建築物バリアフリー基準への基準付加の事例</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_117</p>	<p>国土交通省住宅局建築指導課・参事官(建築企画担当)</p>
<p>【総務省】</p> <p>(9)住民基本台帳法(昭42法81)</p> <p>(a)DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のとおりとする。</p> <p>・転送の方法や内容等を明確化し、地方公共団体に通知する。</p> <p>【措置済み(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)】</p>	<p>—</p>	<p>支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村から他の市区町村に、当該措置の対象となっている者に係る情報を転送する運用については、電話等により、申出者の氏名・生年月日・住所(必要に応じて、前住所・本籍地・前本籍地等)を併せて支援を受ける者の氏名、加害者の氏名・住所、延長の場合には従前の申出からの変更箇所などを連絡することと適当である旨、また、事務処理の取り等により支援対象者の住所の情報が加害者に知られてしまった事例について、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【総務省】ドスタテック・バイオレンス、スーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施に関する質疑応答について(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_119</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課</p>
<p>【内閣官房(5)】【内閣府(17)】</p> <p>まち・ひと・しごと創生法(平26法136)</p> <p>都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証に努め、一層推進するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令和4年内閣府地方創生推進室)を策定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>令和3年10月より「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」の改訂に係る調査を実施し、調査結果を踏まえ、令和4年5月に手引きを改訂し、地方公共団体へ通知した。</p>	<p>【内閣官房】内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」 https://www.chissou.go.jp/sousei/about/chihouban/index.html</p>	<p>—</p>	<p>内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府地方創生推進事務局</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>(2)学校教育法(昭22法26)</p> <p>(イ)広域通信制高等学校の学期要に係る都道府県知事等の認可(施行令第23条1項11号)については、都道府県及び高等学校の事務負担軽減の観点も踏まえ、届出とすることを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【文部科学省】</p> <p>(1)学校教育法(昭22法26)</p> <p>広域通信制高等学校の学期要に係る都道府県知事等の認可(施行令第23条1項11号)については、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担を軽減する観点も踏まえ、令和4年度中を目途に政令及び省令を改正し、質の保証・向上と直接的に関わらない軽微な事項は届出事項とする旨を地方公共団体に通知する。</p>	<p>広域通信制高等学校の学期要に係る都道府県知事等の認可(施行令第23条1項11号)のうち、軽微なものについては、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、届出とする政令改正を行った(令和4年12月28日公布、令和5年4月1日施行)。</p> <p>広域通信制高等学校の学期要に係る都道府県知事等の認可について、政令及び省令を改正し、高等学校通信教育の質の保証・向上と直接的に関わらない軽微な事項は届出事項とする旨を通知した。</p>	<p>【文部科学省】「学校教育法施行令の一部を改正する政令新対照表」(令和4年12月28日)</p> <p>【文部科学省】「学校教育法施行令の一部を改正する政令等の公布について(通知)」(令和5年3月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_121</p>	<p>文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付企画係</p>
<p>【農林水産省】</p> <p>(9)農地法(昭27法229)</p> <p>(イ)農地転用許可(4条1項及び5条1項)については、令和3年度中に「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平30農林水産省農林振興局長)を改正し、以下の措置を講ずる。</p> <p>一団地の農地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可については、当該農地の2分の1以上が荒廃農地を再生利用するのち、荒廃農地とそれ以外の農地とを区分して活用することが困難な場合には、荒廃農地以外の農地も含め、当該許可の期間を10年(現行制度上、原則として3年)とすることが可能であることを明確化する。</p> <p>・当該通知が技術的助言であることを明記し、当該許可の期間については、農地転用許可権者が判断することが可能であることを明確化する。</p>	<p>—</p>	<p>農地転用許可(4条1項及び5条1項)については、令和3年度中に「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平30農林水産省農林振興局長)を改正し、以下の措置を講ずる。</p> <p>一団地の農地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可については、当該農地の2分の1以上が荒廃農地を再生利用するのち、荒廃農地とそれ以外の農地とを区分して活用することが困難な場合には、荒廃農地以外の農地も含め、当該許可の期間を10年(現行制度上、原則として3年)とすることが可能であることを明確化した。</p> <p>・当該通知が技術的助言であることを明記し、当該許可の期間については、農地転用許可権者が判断することが可能であることを明確化した。</p>	<p>【農林水産省】「農地法の運用について」の制定について」等の一部改正について(令和4年3月31日付け農林水産省農林振興局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_122</p>	<p>農林水産省農林振興局農政策部農林計画課</p>
<p>【農林水産省】</p> <p>(4)植物防疫法(昭25法151)</p> <p>農作物有害動物植物防除実施要綱(昭47農林水産省次官)で都道府県の行う防疫(29条から33条)に関する措置として規定されている都道府県防除実施方針及び市町村防除実施計画については、当該要綱が技術的助言であり、策定しないことが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。</p> <p>【措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)】</p>	<p>—</p>	<p>都道府県防除実施方針及び市町村防除実施計画については、当該要綱が技術的助言であり、地方公共団体の判断により、策定しないことが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【農林水産省】農作物有害動物植物防除実施要綱の解釈について(周知)(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_123</p>	<p>農林水産省消費・安全局植物防疫課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (a)市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条4第2項)の様式について、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」を改正し、地方公共団体に通知する。</p>	—	市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条4第2項)の様式について、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、「国土調査事業事務取扱要領」を改正した。	【国土交通省】「国土調査事業事務取扱要領」の一部改正について(令和4年3月30日付「国土交通省大臣官房国土政策審議官及び国土政策局長通知」) 【国土交通省】(別添)国土調査事業事務取扱要領(昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taisanbosyu/2021/r3fu_tsuchi.htm#r3_124	国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課
<p>【環境省】 (2)自然公園法(昭32法161) 環境大臣が指定公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、都道府県を経由せずに実施することとし、その旨を都道府県に令和3年度中に通知する。</p>	—	自然環境局長通知を改正し、環境大臣が指定公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、都道府県を経由せずに実施することとし、都道府県に通知した。	【環境省】「指定公園の指定及び公園計画の決定等」についての全部改正について(令和4年4月1日付け環境省自然環境局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taisanbosyu/2021/r3fu_tsuchi.htm#r3_125	環境省自然環境局国立公園課
<p>【内閣官房(1)】【内閣府(2)】 請願法(昭22法13) 請願法に基づく官公署に対する請願については、電子署名による署名簿の添付等は現行制度上も可能である旨を、ホームページで周知する。 【措置済み(内閣府ホームページ「北方領土返還要求運動」にて公表)】</p>	—	内閣府ホームページ「北方領土返還要求運動」において、請願法に基づく官公署に対する請願については、電子署名による署名簿の添付等も制度上可能である旨を公表した(令和3年11月30日掲載)。	【内閣府】ホームページURL https://www8.cao.go.jp/hoppo/henkan/01.html	—	内閣官房内閣総務官室 内閣府北方対策本部
—	—	—	—	—	—
<p>【厚生労働省】 (30)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160) 都道府県献血推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止も都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>	<p><令5> 5【厚生労働省】 (18)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160) 都道府県献血推進計画(10条5項。以下この事項において「計画」という。)については、記載事項のうち当該年度に献血により確保すべき血液の目標量(以下「目標量」という)以外の事項は変更が生じたときのみ変更することであり、国の献血推進計画(同条1項)の告示前であっても計画を策定すること及び計画策定に当たって献血推進協議会を開催するか否かは都道府県が判断できることを明確化し、都道府県に【措置済み(令和5年3月1日付け厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課事務連絡)】</p>	<p>都道府県献血推進計画について、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを都道府県に通知した(令和4年3月2日付け厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課事務連絡)。 また、「都道府県献血推進計画について」(令和5年3月1日付け事務連絡)にて、都道府県に以下、通知した。 「計画記載事項のうち、「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」については、引き続き毎年度策定し、「献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項」及び「その他献血の推進に関する重要事項」については、変更が必要が生じたときのみ変更することとし、変更が必要が生じたときについては、従来は当該計画の告示後の2月末～3月末の期間で策定していたところ、今後は、都道府県と採血事業者の協議によって各都道府県別の血液目標量が実質的に確定し、血液事業部会の審議をもって厚生労働大臣に答申される11月末～3月末を策定に充てる時期とすることとし、変更しないこととする。 ・計画の策定に伴う手続(協議会開催等)については、各都道府県の判断に基づいて実施することとし、変更しないこととする。</p>	<p>【厚生労働省】「都道府県献血推進計画について」(令和4年3月2日付け厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課事務連絡) 【厚生労働省】「都道府県献血推進計画について」(令和5年3月1日付け厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課事務連絡)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/taisanbosyu/2021/r3fu_tsuchi.htm#r3_128	厚生労働省医薬局血液対策課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R3	131	07.産業振興	都道府県	山形県、山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、上山市、村山市、天童市、花巻市、花巻市、西川町、朝日町、大江町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、高品町、川西町、白鷹町、飯沼町、川町、遊佐町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	採石法第33条の4	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(法第33条の4)採石採取計画(認可基準の改正)	採石法において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を発生させることが出来るよう、採石法の採石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう、採石法第33条の4を改正すること(ただし、採石法第33条の規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)	豊富な伏流水が流れる県内市町村において、県内某山麓の水源地域で採石が行われ、採石業者と清水への影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が続いている。採石業者は事業計画の認可期間と25年に限定された法律で、採石採取計画の認可は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和46年の創設当時のままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。採石業者と一般公益との調整を図る公害等調整委員会は、自治体における採石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、過去の裁定では、自治体が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可をすることは認められないとの判断が示されている。認可事務は自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内での不認可理由を示すことが出来ないため、自治体が地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来ない状況となっている。環境保護への関心が全国的に高まる中で、採石事業も環境に配慮しながら実施することが求められており、自治体が豊かな地域環境を積極的に保全していくためには、採石事業の根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。	—
R3	132	03.医療・福祉	指定都市	仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜府、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	民法第98条、地方税法第20条の2	被保護者が場所不明となった場合の生活保護の停止に係る生活保護の明確化	被保護者が場所不明となった場合の生活保護の停止に係る生活保護の明確化	生活保護の停止または廃止は、書面によって被保護者に送達しなければ効力が生じないこととなっているが、被保護者が住所不明等の場合において、住所不明の場合に書面の送達を行う方法としては公示送達と考えられるが、民法の規定による公示送達は裁判所の掲示が必要であり、裁判所の許可を得るための申請書や調査報告書、申立手数料等の準備に多大な労力が必要である。また、裁判所の許可を得るための申請書や調査報告書、申立手数料等の準備に多大な労力が必要である。また、裁判所の許可を得るための申請書や調査報告書、申立手数料等の準備に多大な労力が必要である。また、裁判所の許可を得るための申請書や調査報告書、申立手数料等の準備に多大な労力が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html
R3	133	12.その他	都道府県	岡山県、中国地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第13条 ・地域再生法施行令(平成17年政令第115号)第9条 ・地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定) ・地方創生推進交付金制度要綱(平成26年4月20日付付地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対策第1604201号環境事務次官通知)	地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。	地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。	①重複事項の省略化 ・実施計画及び地域再生計画の記載事項において、主な項目(目標、目指す将来像、全体の概要、事業の内容、KPI、事業が先導的であると認められる理由、評価の方法等)はほぼ重複している。作成支援ツールが提供されているが、適切な記載になっているかの確認や、ツールで記載できない部分の記入(対象区域、評価方法等)が必要となる。また、2年目以降の場合はツールが使用できず、作業が必要となる。 ②窓口の一本化 ・実施計画、地域再生計画はどちらも内閣府所管であるが、窓口が異なることから、片方で修正指示があった場合、もう片方で整合性を図るための修正作業や差戻しが発生している。例えば、実施計画に修正があった場合、再生計画の修正作業が必要だが、実施計画の窓口と再生計画の窓口とそれぞれ連絡し、内容説明をして、それぞれが決定する適切なやりかたに対応する必要がある。また、実施計画が不採択となった場合、再生計画も自動で不採択とはならず取り下げの手続きが必要であり、こうした一連の作業に対し職員負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html
R3	134	12.その他	都道府県	岡山県、中国地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条及び13条 ・地域再生法施行令9条 ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付付地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対策第1604201号環境事務次官通知) ・令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和2年12月22日 内閣府地方創生推進事務局)	地方創生推進交付金実施計画について、①事前相談期限から提出までのスケジュールの見直し②交付金採択の内示期間の見直しを求める。	地方創生推進交付金実施計画について、①事前相談期限から提出までのスケジュールの見直し②交付金採択の内示期間の見直しを求める。	①事前相談期限から提出までのスケジュール見直し ・令和3年度分の場合、実施計画の事前相談受付期間は令和2年12月22日から令和3年1月8日となっているが、期間内に送付した実施計画に対する内閣府からの回答(コメント)は1月19日までを目途に行うこととされていた。 ・内閣府の回答を踏まえて、計画の修正や事業の見直しを行い、実施計画を提出することになるが、提出期間は1月20日から1月22日となっており、内閣府の回答が遅くなる場合提出期間までの期間が短くなる。仮に1月19日以内の回答があった場合、修正ができる期間は実質1日しかない。また、事前相談を踏まえた修正依頼のほとんどが、語句の訂正ではなく、内容に踏み込んだ依頼となるため、作業としては、実施計画書全体の見直しとなり、負担となっている。 ・その他に、実施計画に修正が発生した場合、短時間で地域再生計画も修正しなくてはならず、負担が大きくなっている。(地域再生計画提出期限(令和3年度の場合1/22)以降は、地域再生計画は修正できないため) ②交付金採択の内示期間の見直し ・実施計画の交付金採択の内示は13月下旬を予定されているところだが、当県にその内示の連絡があったのは、令和3年3月30日午後3時であった。そのため、市町村への通知を3月31日、さらに関係者への周知はそれ以降となり、事業が開始できる時期が遅れ、事業ができる期間にタイムロスが発生することとなった。また、仮に人事異動により担当者が変わる場合、よりタイムロスが発生するものと思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html
R3	135	02.農業・農地	都道府県	岡山県、中国地方知事会	財務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	毎年3月に財務省(主計局)から関係各省庁に通知される「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告書」について上記調査のため、地方農政局が上乗せで行っている事業執行状況調査	公共事業等施行状況調査等の簡素化	地方農政局から毎月依頼される公共事業等施行状況調査等の簡素化	毎月、地方農政局から国庫補助事業等に関して内容が重複する調査が2種類行われているため、都道府県にとって大きな事務負担となっている。また、地方農政局各事業担当課から、毎月「公共事業等施行状況調査」が依頼されており、調査への対応に当たっては、県担当者(計7人)が調査票の作成作業等を行っている。取戻りの作業等を行っている。上記2つの調査は重複する事項(予算額、交付決定額、契約額、支出額)も多いため、二重に調査を行う必要はないと思われる。また、特に「事業執行状況調査」においては、「公共事業等施行状況調査」よりも調査区分が細分化(事業別)されており、調査に対応する職員の負担が大きく、毎月報告を求めなければならない期間である。地方農政局からは、ダブルチェックのため類似する2つの調査を依頼しているが、法的根拠が明らかでない調査のために、都道府県に過大な事務を行わせることは不合理である。したがって、都道府県の事務負担を軽減するよう、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要な最小限とするよう簡素化を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html
R3	136	02.農業・農地	都道府県	岡山県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	消費・安全対策交付金実施要綱	消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に関する要望調査の運用改善	消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に関する要望調査について、都道府県が事業実施の検討期間を十分確保できるように、照会から回答までのスケジュールの改善を求める。	当該交付金に関する都道府県への要望調査は、農林水産省から地方農政局を経由して都道府県に対して照会があるが、照会スケジュールが非常に短く、対応に苦慮している。具体的には、当該交付金の要望調査は、県庁関係機関、市町村、農協など照会先(事業実施主体)が多方面にわたる中で、照会先(事業実施主体)においても見直し作業等同等の時間を確保することができず、結果として要望しない回答を返す場合もある。また、県の事務処理期間が短いため、現場での十分の調整ができず、利用促進につながっていない。なお、本件については、農林水産省から地方農政局に当該交付金の情報がない後に、地方農政局内部の決裁に時間がかかり、照会スケジュールが短くなる間において、国側の内部手続きを理由として、真に必要な事項について交付金を申請できないこととは不合理と考える。 (令和2年5月の要望調査の場合の例) ・5/19地方農政局から県に照会 ・5/22県から地方農政局への提出締切 ※ 締切までの期間が短すぎるため県内に照会できず、要望なしとして回答 (令和2年7月の要望調査の場合) ・7/10農政局から照会 ・7/20県から農政局への提出締切	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><各6> 4【厚生労働省】 (23)生活保護法(昭25法144) (iii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態を調査した上で、通知に関する基本的な考え方や事務の実施に当たって参考となる情報を整理し、地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和6年5月2日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)】</p>	<p>令和4年度調査研究事業において、被保護者が居所不明となったことにより生活保護の継続/廃止の決定に困っている事業やその際の判断基準、対処の内容等について、自治体に対してアンケート調査やインタビュー調査を行うなどして実態調査を行った。また、令和4年度に実施した事業の成果等を踏まえつつ、令和5年度においても、法的・専門的な観点等から検討を行い、被保護者が居所不明となった場合の具体的な事務の取扱いを整理したものを示した。</p>	<p>【厚生労働省】令和5年度社会福祉推進事業「被保護者の居所不明を理由とした保護の廃止・停止に係る福祉事務所の事務取扱に関する調査研究」報告書について(令和6年5月2日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2021/r36tsuchi.html#3_132</p>	<p>厚生労働省社会・援護局保護課</p>
<p>【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iii)地域再生計画や実施計画等の審査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度から国の審査担当間の連携強化を図る。また、提出窓口について、令和5年度事業に係る申請から窓口を一本化する。 (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるようにより様式一体化や記載事項の見直し等を行う。</p>		<p>【(iii)国の審査担当間の連携強化】令和3年12月下旬の令和4年度第1回募集開始以降、地方公共団体からの相談対応等における担当間での情報共有や相談への回答窓口を統一するなど、国の審査担当間の連携強化を図った。 このため、上記募集開始に先立つ令和3年12月10日、地方創生推進交付金実施計画審査担当及び地域再生計画審査担当の間において、審査担当間の連携に関する事前打ち合わせを実施した。 【(iii)提出窓口の一本化】地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出にあたり、両計画の提出先メールアドレスを統一することにより、提出窓口の一本化を実施。 【(iv)様式一体化】地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とすることにより、様式一体化を実施。 【(v)記載事項の見直し等】地方公共団体職員の事務作業の円滑化に資するよう、令和4年度の地方創生拠点整備交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、記載事項を減らすなどの見直しを実施した。 さらに、第6回認定回(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に取り下げたものと取り扱う仕組みを講じた。</p>			<p>内閣府地方創生推進事務局</p>
<p>【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (i)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。 (ii)地域再生計画(5案1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。</p>		<p>(i)国会での予算審議状況や、内示後の交付申請に係る作業に関する情報を事前に地方公共団体にメールで周知した(令和4年2月25日)。 (ii) (a)地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、募集開始に先立ち、令和3年12月15日に地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の令和4年度事業における対応の方向性について、事務連絡を发出し、周知を図った。 (令和3年12月15日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) ・また、実施計画等の事前相談に対する内閣府からの回答期限と申請開始日の間に一定期間を設けるとともに、地域再生計画と実施計画等の提出期限を異ならせることとした。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地域再生計画)、令和3年12月27日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地方創生推進交付金)) なお、内示期間の見直しに関連して、国の令和4年度予算の国会での成立を受け、令和4年3月25日に内示(採択事業の公表)を行った。</p>			<p>内閣府地方創生推進事務局</p>
<p>【農林水産省】 (25)公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査 農林水産省が行う公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度から、両調査を一本化するとともに、調査項目を削減するなど、運用の改善を図る。</p>		<p>農林水産省が行う公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度から、両調査を一本化するとともに、調査項目を削減するなど、運用の改善を行った。</p>	<p>【農林水産省】令和4年度公共事業等の施行状況調査及び予算の進捗管理について(作業要領)(令和4年3月31日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2021/r36tsuchi.html#3_135</p>	<p>農林水産省大臣官房予算課</p>
<p>【農林水産省】 (21)消費・安全対策交付金 消費・安全対策交付金の特別交付型交付金については、地方公共団体の円滑な事務の実施に資するよう、要望額の調査期間を十分確保するとともに、事業の予算額が参考となる情報を、可能な限り早期に地方公共団体に提供する。 【措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局総務課長通知)】</p>		<p>消費・安全対策交付金の特別交付型交付金について、地方公共団体の円滑な事務の実施に資するよう、要望額の調査期間を十分確保するとともに、事業の予算額が参考となる情報を、可能な限り早期に地方公共団体に提供することとし、その旨を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【農林水産省】消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に係る要望調査の期間の確保について(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局総務課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2021/r36tsuchi.html#3_136</p>	<p>農林水産省消費・安全局総務課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個等)
R3	145	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県	厚生労働省	A 権限移譲	生活保護法第64条、第65条	生活保護の審査請求に関する裁決権限の道府県から指定都市への移譲	裁決の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲すること。	【現状】生活保護の決定事務は、①道府県・市の福祉事務所、②指定都市では区が担い、その事務監査の権限は、①は道府県(本市)が、②は、指定都市(本市)が担い、生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限については、①、②いずれについても都道府県にある。令和2年度における兵庫県内の審査請求は令和3年3月30日時点で259件あったが、そのうち、指定都市に関する審査請求は127件(49.0%)である。大都市特例等により、指定都市(区)に対する事務監査など、県と同等の包括的な権限を有している(なお、中核市は指定都市と比べ権限移譲が限定的)。区/地区に対する審査請求では、指定都市市長が裁決を行う場合(保護費の不交付に係る徴収決定処分等)、生活保護法の特別の定めにより都道府県知事が裁決を行う場合(保護の決定・実施に係る事務)があり、審査分が分かれている。行政不服審査法の改正により、平成28年度から指定都市にも審判員と行政不服審査会が設置され、裁決の客観性・公平性が高まっている。【支障】①指定都市は指定都市に対して、事務監査権限を持っていないため、指定都市の区が行った処分の情報把握に時間と手間を要し、②指定都市の案件が道府県総件数の約半数を占めるなど膨大な事務であることから、道府県が指定都市の審査請求を処理することは、行政運営上の多大な負担に繋がり、却って被保護者の迅速な救済に支障を来している。審査請求は、50日以内(行政不服審査会等へ諮問する場合は70日以内)に裁決しなければならない(生活保護法第65条)が、実際、この期間内に裁決に至らない案件が多数発生し、裁決の長期化が課題となっている。※令和3年3月末時点で未採決の事実(50日以上)は663件あり、うち263件が指定都市の事実	
R3	146	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	警察庁、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第3条、第64条、第77条、第80条、第84条、第85条、第90条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条	スノーモービルの例に似て、災害対応等を行う四輪バギーについては、車両登録の有無に関わらず、被災地域内の指定区域に限定して、公道走行を可能とする。なお、被災地の指定区域の範囲は、物理的な走行管理上におけるスノーモービルの活用について(平成23年2月18日付国土省答申等)、国連職安第53号、国連第178号)。	【現状】災害などの有事の際に活躍できる四輪バギーやスノーモービルなどのオフロードビークルは、一部を除き運転免許やナンバー登録の制度が無いため公道での走行ができないが、災害時においては、通行止め区域において、公道走行できないスノーモービルの活用が認められており、令和4年12月の問題自動車道計画においても道路状況や交通の確保等で活躍している。災害時において道路途絶時等の対応強化が求められている中、必要な機能(整備地帯走行性能や資機材等の輸送力)を有し機動的な救援救助活動の展開が可能となる四輪バギーについては、民間の所有する車両と認識されない車両も含め今後活躍の場がある可能性があることとあるが、一部の大型特殊車両登録が可能な車両を除き、公道走行が不可能である。また、その多くはジョーシ施設等の限られた施設内での利用にとどまっている。【支障】災害時には迅速な被災地に到着し人命救助等にあたる必要があるが、スノーモービルの事例のように、道路途絶時等に機動的な活動を可能とする四輪バギーの公道走行に係る制度整備がなされていない。特に、各所で道路途絶が想定されるような大規模災害時には、救援活動に従事する職員(主として消防職員を想定)も限られ、一部の車両登録された四輪バギーのみでは活動に限がある事も想定され、現地到着が遅れるなど適切な対応が妨げられれば、被害の拡大を招くおそれがある。		
R3	147	12_その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について(令和元年9月11日付け閣議第396号、府令第117号、総府情報第49号、府令(第85号))、マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者への委託が可能な業務の範囲について(令和2年12月28日付け総行第212号)	例えば、暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基本カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定を伴わない機動的な作業については、市町村の適切な管理下で短期性の高い情報漏れ防止措置(民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等)を条件に、民間業者への委託が可能とすること。	【現状】マイナンバーカード関連業務は、「交付・不交付の決定や、請求・届出内容の審査、住民基本台帳ネットワークシステムの運用・統合端末の操作を除き、市町村の適切な管理下にある状況であれば、基本的には委託が可能な」とされている(「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付け閣議第396号))。さらに、カードの交付事務に係る統合端末の操作について、「個人番号カード交付前設定(届末情報と表面情報の照合)」の操作権限のみに限定して、民間事業者への委託が可能とされたこと(「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について」(令和2年12月28日付け総行第212号))。【支障】カード交付の準備作業のうち、暗証番号の設定及び事後における住基本カード又は再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理は、作業者の意思決定を伴わない機動的な作業であるが、情報漏れ防止のため民間委託が認められていない。暗証番号設定は1分程度、枚、旧カードの廃止処理(新規交付時の割程度が該当)は2分程度、枚を要するため、例えば1日あたり500件程度のマイナンバーカードを交付する自治体では10時間/日の業務量となる。令和4年度末の全住民のカード取得に向けて、今後さらに交付ペースを加速させる必要があるが、自治体職員だけではカード交付枚数の増加に対応できるマンパワーを確保できない。	https://www.cao.go.jp/bunko-suishin/seisnasyou/2021/seisnasyou-jokaku.html	
R3	148	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第139条第2項、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第9				

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】 (14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (15) 個人番号カードの交付に係る民間事業者への事務の委託については、暗証番号の入力及び返納された住民基本台帳カードや個人番号カードの廃止処理等の事務について、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【総務省】 (24) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (15) 個人番号カードの券面更新などの統合端末の操作を行う事務については、令和5年度から、市町村長(特別区の長を含む。)の適切な管理下において外部委託を可能とする。</p>	<p>個人番号カードの券面更新などの統合端末の操作を行う事務については、市町村長(特別区の区長を含む。)の適切な管理下において外部委託を可能とし、「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について(令和6年3月5日付総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)」を各都道府県及び各指定都市の社会保障・税番号制度担当部長宛てに通知。</p>	<p>【総務省】マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について(令和6年3月5日付総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/136n_1suchi.htm#3.147</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室</p>
<p>【総務省(10)】【厚生労働省(40)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び介護保険法(平9法123) 介護保険料の選付事務については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能であることを地方公共団体に通知し、明確化する。 【措置済み(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡)】</p>		<p>介護保険料の選付事務について、現行の法令により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能である旨を、令和3年12月9日に地方公共団体に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】介護保険料等の選付事務に係る住民基本台帳ネットワークシステムの利用について(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課及び高齢者医療課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/136n_1suchi.htm#3.148</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課 厚生労働省老健局介護保険計画課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】 (1) 地方自治法(即22法67) (2) 個人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった職人の取納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。</p>		<p>個人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった職人の取納の事務について私人に委託することを可能とした。</p>	<p>【総務省】地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第46号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/336_tsuuchi.html#3_153</p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>
<p>【内閣府】 (12) 地域再生法(平17法24) (iv) 地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。</p>		<p>(iv・様式の一体化) 地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とするこにより、様式一体化を実施。 (地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分):令和4年12月7日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分):令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) (iv・記載事項の見直し等) 地方公共団体職員の仕事作業の円滑化に資するよう、令和4年度地方創生拠点整備交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、記載事項を減らすなどの見直しを実施した。 さらに、第63回認定届(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に取り下げたものと取り扱う仕組みを講じた。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) ※なお、上記の措置をもって本件は全て措置済み。</p>			<p>内閣府地方創生推進事務局</p>
<p>【内閣府】 (12) 地域再生法(平17法24) (iv) 地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。</p>		<p>(iv・様式の一体化) 地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とするこにより、様式一体化を実施。 (地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分):令和4年12月7日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分):令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) (iv・記載事項の見直し等) 地方公共団体職員の仕事作業の円滑化に資するよう、令和4年度地方創生拠点整備交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、記載事項を減らすなどの見直しを実施した。 さらに、第63回認定届(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に取り下げたものと取り扱う仕組みを講じた。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) ※なお、上記の措置をもって本件は全て措置済み。</p>			<p>内閣府地方創生推進事務局</p>
<p>【厚生労働省】 (5) 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (5) 児童福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の2第1項及び33条の2第2項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定と同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。</p>	<p><令5> 5【こども家庭庁(4)(i)】【厚生労働省(3)(i)】 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の2第1項及び33条の2第2項) (以下この事項において「計画」という。)については、告示を改正し、以下の措置を講ずる。 ・計画期間については、3年を基本としつつ、柔軟な期間設定を可能とした。 ・計画における任意的記載事項については、地方公共団体の実情に応じて定めることが可能であることを明確化した。 【措置済み(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示(令和5年こども家庭庁「厚生労働省告示第1号」)令和5年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)】</p>	<p>令和5年5月19日に、障害(児)福祉計画について、 ・3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定をすること ・サービスの見込み・量以外の活動指標について、地方公共団体の実情に応じて任意に定めること を可能とする告示の改正を行い、当該改正内容について地方公共団体に周知した。 また、令和5年6月30日に、障害(児)福祉計画に定めるよう努めらるゝとされている事項を記載するの否や、地方公共団体の判断によるものであることを明確化し、周知した。</p>	<p>【こども家庭庁】【厚生労働省】障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について(通知)(令和5年5月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知) 【こども家庭庁】【厚生労働省】第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&Aについて(令和5年5月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡) 【こども家庭庁】【厚生労働省】第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&A(第2版)について(令和5年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/336_tsuuchi.html#3_157</p>	<p>こども家庭庁支援局障害児支援課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R3	158	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、和歌山県、西宮市、三木市、三田市、六甲市、たつの市、神戸市、三宮区、京都府、鳥取県、徳島県、堺市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第61条並びに「基本指針(平成26年内閣府告示第159号)」 「子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き(平成26年1月20日内閣府通知)」 「第2期子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方(平成31年4月23日内閣府通知)」	子ども・子育て支援事業計画において定められている「量の見込み」の算出方法の見直し 市町村子ども・子育て支援事業計画において定められている「量の見込み」の算出方法の見直し 市町村子ども・子育て支援事業計画において定められている「量の見込み」の算出方法の見直し	市町村子ども・子育て支援事業計画において定められている「量の見込み」の算出方法に係る手引きでは、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を行い、これを踏まえて「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められる。 一方、幼児教育・保育の無償化の実施により、これまで各市町村では把握することができなかった幼稚園に通う就労家庭等の状況も把握することが可能になり、アンケート調査の活用によらずとも、詳細な分析が可能となっている。 【支障事例】 第1期(平成27年～令和元年)、第2期(令和2年～令和6年)の策定に際して、国の手引きに基づいてアンケート調査により算出したところ、項目によっては実施にそぐわない結果となった自治体がある。アンケート調査そのものにも多大な労力や費用が必要となっているに加え、情報量が多く、調査結果の分析にも長時間を要している。また、計画と実績値が乖離する場合は中間見直し(補正)を行う必要が生じる。手引きは、「具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において、地方版子ども・子育て会議等の協議を経て、適切に判断すべき。」や「教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、レシオや稼働率、地域の実情等を十分に踏まえること。」といった記載があるものの、結局、国の基本指針と手引きを照らし合わせてアンケート調査を実施するわけにはいかない。そのため、アンケート調査を実施し、実績から乖離している場合は実績と過去の平均値等を参考に改めて「量の見込み」を算出し直すという作業を行っており、調査項目によってはアンケート調査が無駄なプロセスになっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html	
R3	159	09.土木・建築	都道府県	徳島県、香川県、愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公的賃貸住宅実対策調整補助金交付要綱 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の家賃低減化に関する法律第8条	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(以下、「セーフティネット住宅」という)の家賃低減化に係る国庫補助が受けられる期間については、補助要綱上「管理開始から10年以内(家賃に係る補助の総額が限度額の10年部分を越えない場合)とあり、20年以内で地方公共団体が定める期間のもの」とされているが、高齢者世帯等に限定する一定の要件をかけた上で、当該期間に関する要件を厳格するとともに、補助総額(現行:国240万)の増額を求め、	セーフティネット住宅は、今後、公営住宅の老朽化が進んでいる中で、民間賃貸住宅のストックを活用し、要配慮者のための住宅を確保するという観点で非常に有用であると考えられる。現行制度では、地方公共団体が賃貸人に家賃低減化補助を行う場合に国庫補助が受けられるが、補助要綱上その期間は、「管理(補助)開始から10年(20年)以内」とされている。この場合、当該補助期間の終了に入居する者は、短期間しか家賃低減化補助を受けられることができず、それ以降は入居者負担が大きくなるため、実質的には入居を勧めることになる。また、要配慮者は、家賃低減化補助を受けた物件を複数歩かすことも可能であるが、同一生活圏にラインアップし長く補助期間が十分残った物件があるとは限らず、高齢者世帯や障がい者世帯に、家賃低減化補助のある住宅を確保することができず、	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka_yosana.html	
R3	160	12.その他	都道府県	徳島県、愛媛県、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法13条 地域再生法施行令9条 地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境府発第1604201号環境事務次官通知) 令和3年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和2年12月22日内閣府地方創生推進事務局) 令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に関するQ&A	地方創生推進交付金の対象経費の拡大	地方創生推進交付金について、交付対象経費の要件を、移住者の暮らしや移動への支援が可能となるよう、緩和すること。	個人への給付が対象外とされているため、移住希望者が移住を検討する上でネットと意見が揃っていない。移住先における住居の家賃や生活関連経費、移動経費(移動手段としての、タクシーや航空機、高速バス、レンタカー代等の経費等)といった移住者の「地方での暮らし」への支援には、活用が困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html
R3	161	12.その他	都道府県	徳島県、愛媛県、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法13条 地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境府発第1604201号環境事務次官通知) 令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和2年12月22日内閣府地方創生推進事務局)	地域再生計画認定手続きの見直し	地方創生推進交付金の交付申請の前提となる地域再生計画の策定について、推進交付金実施計画の提出時期と時期とずらすなど、負担の緩和を図ること。	交付金実施計画の提出とほぼ同時に、地域再生計画も提出する必要があるが、実施計画については事前相談後に国から受けた指摘事項について提出期限間際まで修正や調整を行うため、実施計画と地域再生計画を同時進行で作成する作業が大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html
R3	162	12.その他	都道府県	徳島県、愛媛県、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法13条 地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境府発第1604201号環境事務次官通知) 地方創生テレワーク交付金の取扱いについて(令和3年1月18日内閣府地方創生推進部)	地方創生テレワーク交付金の制度拡充	地域の実情に応じ、対象経費のソフト事業への重点配分を可能とする。また、テレワークの活用を促進するため、小規模多数のハード整備が可能となるよう、件数制限を緩和するとともに、単独入居型を対象とすること。	当該では、既にある程度サテライトオフィスの進出が進んでいることから、ハード整備よりも、進出企業間や地域企業との協働事業や地域支援のための活動経費等のソフト支援に重点を置きたいところ、ソフト事業への経費配分が1団体あたり200万までと低く、施設整備件数が「最大件数」で、かつ単独入居型は対象外とされているため、進出企業が地域の空き家や夜勤を誘引した施設等のタイアップを自ら探し(あるいは行政によるマッチングの上)、小規模な改修を行うことにより、サテライトオフィスとして整備し、単独で活用する形態での支援により、多数の企業を呼び込みたい場合に活用できないことから、本交付金の十分活用を図っていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka_yosana.html
R3	163	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2、第14条の2 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金要綱 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画における第二種特定鳥獣管理計画との統合等	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合するなど、規定を見直すこと。	【現行制度】 鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。 また、同法第14条の22より、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施するときは、指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の種類ごとに「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を定めることとし、当県では、ニホンジカに関して同計画を策定している。なお、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」の採択要件として、同交付金実施要綱で「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定していること」と規定されている。 両計画の一般的な違いとして、実施期間について、基本指針により「第二種特定鳥獣管理計画」は原則として3～5年程度とされている一方、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」は、原則として1年以内と規定されている。このため、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」については、毎年度策定する必要がある。 【支障事例】 上記のとおり、「第二種特定鳥獣管理計画」とは別に、毎年度、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定する必要があり、過大な負担が生じている。具体的には、毎年度の計画案の策定、利害関係人(林野庁や猟友会等)からの意見聴取、関係地方公共団体との協議を実施することが義務付けられている。また、鳥獣の管理を図るための計画として、管理計画と実施計画が存在するため、計画体系としても分がらう。 【懸念の解消】 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定している場合は、当然に当該指定管理鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」を策定していることから、別に実施計画を定めなくても管理計画で内容を規定することは可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html
R3	164	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2、第14条の2 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金要綱 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針	第二種特定鳥獣管理計画の見直し	鳥獣保護管理法において、「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に当たって、環境審議会の代わりに鳥獣管理の有識者からの意見聴取を可能とする。	【現行制度】 鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。 また、同条第3号により鳥獣保護管理事業計画の規定(同法第4条第4項)が準用され、計画策定に当たり自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならない。 【支障事例】 当県では計画策定に当たり「環境審議会」の意見を聴取することとなるが、「環境審議会」は特定鳥獣の個体数管理や捕獲等に関する「有識者(鳥獣管理に関する学識経験者、狩猟者等)」等が少ない委員構成となっており、必ずしも当審議会の審議にはそぐわないものとなっている。 また、「環境審議会」からの意見聴取に加えて、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、学識経験者等から構成される検討会等の設置及び意見聴取を事実上義務付けており、過大な負担となっている。 【懸念の解消】 実質的には、指針を根拠とする検討会の構成員である学識経験者等によって具体的な提案が行われており、法の本来の趣旨は充足している。 また、本計画の上位計画である「鳥獣保護管理事業計画」においては、引き続き「環境審議会」での調査・審議が行われるため、本計画と県全体の環境保全及び自然保護の方針との整合性は図られる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【内閣府(16) (v)】【文部科学省(11)(w)】【厚生労働省(50)(w)】 子ども子育て支援法(平24法65) 市町村子ども子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すると等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>5【内閣府(9)】【文部科学省(15)】【厚生労働省(49)】子ども子育て支援法(平24法65) (1)市町村子ども子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に通知する。 また、市町村の取組事例等について調査を行い、アンケート調査以外の手法を用いた事例について、市町村に通知する。 [措置済み(令和4年3月18日付け内閣府子ども子育て本部参事官(子ども子育て支援担当)事務連絡、令和4年9月13日付け「地方版子ども子育て会議の取組に関する調査」報告書)]</p>	<p>第二期市町村子ども子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(令和4年3月18日事務連絡)にて通知済み 令和3年度子ども子育て支援調査研究事業として取りまとめられた「地方版子ども子育て会議の取組に関する調査」報告書(令和4年3月一般社団法人日本開発構想研究所)を令和4年9月13日に参考送付済み</p>	<p>【内閣府】第二期市町村子ども子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(令和4年3月18日事務連絡) 【内閣府】「地方版子ども子育て会議の取組に関する調査」報告書(令和4年3月)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_158</p>	<p>内閣府子ども子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局総務課</p>
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (a)地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直し。</p>	-	<p>(a) 地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、募集開始に先立ち、令和3年12月15日に地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の令和4年度事業における対応の方向性について、事務連絡を发出し、周知を図った。 (令和3年12月15日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) また、実施計画等の事前相談に対する内閣府からの回答期限と申請開始日との間に一定期間を設けるとともに、地域再生計画と実施計画等の提出期限を異ならせることとした。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地域再生計画)、令和3年12月27日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地方創生推進交付金)) なお、内示期間の見直しに関連して、国の令和4年度予算の国会での成立を受け、令和4年3月25日に内示(採択事業の公表)を行った。</p>	-	-	内閣府地方創生推進事務局
-	-	-	-	-	-
<p>5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (1)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(14条の2第1項。以下この事項において「実施計画」という。)と管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一体のものとして策定し、都道府県がその実施に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)] (4)指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を行い、都道府県に通知する。 [措置済み(令和4年3月29日付け環境省自然環境局長通知、令和4年3月29日付け環境事務次官通知)]</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画について、一定の条件を満たす場合には、統合して策定することも可能であること、その際、都道府県がその実施に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知した。 また、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、様式の簡略化や記載事項の省力化のため、交付要綱等を改正し、都道府県に通知した。</p>	<p>【環境省】第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に係る取扱について(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡) 【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金交付要綱の一部改正について(令和4年3月29日付け環境事務次官通知) 【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱の一部改正について(令和4年3月28日付け環境省自然環境局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_163</p>	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
<p>5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (4)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。 管理計画を策定するに当たり自然環境保全法(昭47法85)51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下この事項において「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならないとされていること(7条の2第3項において準用する4条4項)については、管理計画に別添設置される検討会等を合議制機関の下に部会等を設置することで代替するなど、都道府県の判断で柔軟に手続の簡素化・合理化を図ることが可能である旨を明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)]</p>	-	<p>都道府県の判断により、必要に応じて審議会の下に部会等の組織を設置し、当該部会等の決議をもって審議会の決議とする規定を設けることで、「基本的な指針」で意見聴取することとしている検討会・連絡協議会を代替することが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。</p>	<p>【環境省】第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に係る取扱について(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_164</p>	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】 (20)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平19法112) 都道府県賃貸住宅供給促進計画(5条1項)については、住生活基本計画(住生活基本法(平18法61)17条1項)と一体のものとして策定する際は、都道府県がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化するとともに、実際の策定の手続等についても、令和4年中に実施調査を行い、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策について、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>	—	令和4年10月に実施調査を実施し、都道府県賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画とを一体的なものとして策定するもの等について、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策を、都道府県に対して通知した。	【国土交通省】都道府県賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画の一体的な作成について(周知)(令和5年3月20日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_165	国土交通省住宅局住宅総合整備課
<p>【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び畜科工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び畜科工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令4 > 【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び畜科工士法(昭30法168) (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び畜科工士法(昭30法168) (16)保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び畜科工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするともに、当該届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築し、令和4年度中に運用を開始する。</p>	令和4年の業務従事者届からの、医療従事者届出システムを通じて、インターネットによるオンライン届出が可能となった。 なお、保健師届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みについては、令和4年衛生行政報告例(提出期限:令和5年2月末日)の報告から保健師等の届出については、オンラインによる届出について、令和4年12月から運用を開始した。 また、都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みについては、令和4年衛生行政報告例(提出期限:令和5年2月末日)の報告から運用を開始した。	【厚生労働省】令和4年における保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届の届出について(令和4年10月21日付け厚生労働省医政局看護課長通知) 【厚生労働省】令和4年畜科衛生士及び畜科工士の業務従事者届の届出について(令和4年11月4日付け厚生労働省医政局畜科保健課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_166	厚生労働省医政局看護課、畜科保健課、政策統括官付参事官付行政報告統括室
<p>【厚生労働省】 (32)調理師法(昭33法147) 調理の業務に従事する調理師の届出(5条の2第1項)については、令和4年度の次回届出までに省令を改正し、本籍地都道府県の記載を削除する。また、「デジタル・ガバナンス実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において検討することとされている国家資格証のデジタル化の取組を踏まえて、調理師の届出に関する手続のオンライン化に向けて検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令4 > 【厚生労働省】 (19)通訳案内士法(昭24法210)、クレーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クレーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等及び登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【再掲】 (関係府省:デジタル庁、総務省及び国土交通省)</p>	調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第81号)を令和4年4月8日付けで公布・施行し、調理師法施行規則第4条の2第2項に規定する調理師業務従事者届の届出事項から本籍地都道府県名の記載を削除した。 調理師業務従事者届(調理師法5条の2第1項)については、申請者及び都道府県の負担を軽減するため、当面の措置として、届出をオンライン化している事例やその導入手順について調査し、オンライン化に向けて参考となる情報を都道府県あてに周知した。 調理の業務に従事する調理師の届出について、廃止する方向で検討を進めるとの結論を得た。	【厚生労働省】調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第81号) 【厚生労働省】調理師法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)(令和4年4月8日付け厚生労働省健康局長通知) 【厚生労働省】調理師業務従事者届出のオンライン化による効率的な実施について(情報提供)(令和7年4月14日厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_167	厚生労働省健康・生活衛生局健康課
<p>【厚生労働省】 (9)児童福祉法(昭22法164) (1)小児慢性特定疾病の指定医の指定の申請(施行規則7条の10第1項)については、都道府県等並びに指定医の負担軽減を図るため、令和3年度中に省令及び小児慢性特定疾病指定医の指定について(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)を改正し、診断を行う医療機関のある一都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長又は児童相談所設置市の長のみ申請を行うこととし、その旨を都道府県等及び関係機関に周知する。</p>	—	小児慢性特定疾病の指定医の指定の申請(施行規則7条の10第1項)については、民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第201号)により修繕を先行医療機関のある一都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長又は児童相談所設置市の長のみ申請を行うこととし、(令和3年12月27日公布、令和4年4月1日施行)とともに、令和4年3月17日付けで「小児慢性特定疾病指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)の改正通知を発出した。	【厚生労働省】民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第201号) 【厚生労働省】小児慢性特定疾病指定医の指定について(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_168	厚生労働省健康局難病対策課
—	—	—	—	—	—
<p>【環境省】 (1)大気ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (1)大気ダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できよう。関係者の意見を踏まえて、関係者の意見を踏まえて、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令4 > 【環境省】 (12)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (1)大気ダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、測定地点数の算定方法の合理化を図ることにより、地域の実情に応じて測定地点数を削減することを可能とする。 【措置済み(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)】</p>	大気の大気ダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できよう。関係者の意見を踏まえて、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、通知した。	【環境省】大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について及び「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気ダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_170	環境省水・大気環境局大気環境課
<p>【環境省】 (4)大気汚染防止法(昭43法97) 大気汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できよう。関係者の意見を踏まえて、測定局数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令4 > 【環境省】 (2)大気汚染防止法(昭43法97) 大気汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、測定地点数の算定方法の合理化を図ることにより、地域の実情に応じて測定局数を削減することを可能とする。 【措置済み(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)】</p>	大気の大気汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できよう。関係者の意見を踏まえて、測定局数に係る基準の緩和について検討し、通知した。	【環境省】大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について及び「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気ダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_171	環境省水・大気環境局大気環境課
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
R3	175	12.その他	町	三宅町、浜松市	内閣府等、財務省	B 地方に対する規制緩和	地域再生法(平成17年法律第24号)第13条の2、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第39号)第14条、別添様式第3、3ま、ひととして創生寄附活用条例に附するQ&A(第3巻)＜事業実施・実施状況報告編＞(2020年1月28日)、国税徴収法(昭和37年法律第66号)第16条、法人税法(昭和40年法律第34号)第74条	地方創生支援税(企業版ふるさと納税)における物品による寄附について、寄附価額の算定方法、及び寄附物品の取扱い方法等手続きを明確化すること。	地方創生支援税(企業版ふるさと納税)において、事業者より金銭ではなく、物品による寄附の申し出があったが、寄附価額(物品の価額)を算定する基準等が示されていないため、寄附の額を証する書面の作成による高額について、寄附価額の算定方法、及び寄附物品の取扱い方法等手続きを明確化すること。	地方創生支援税(企業版ふるさと納税)において、事業者より金銭ではなく、物品による寄附の申し出があったが、寄附価額(物品の価額)を算定する基準等が示されていないため、寄附の額を証する書面の作成による高額について、寄附価額の算定方法、及び寄附物品の取扱い方法等手続きを明確化すること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokoku.html	
R3	176	03.医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法第33条、保健師助産師看護師法施行規則第3号様式	保健師等の業務従事状況に係る届出について、①本人からではなく提案先からの届出を可能とすること②電子での届出も可能とする	保健師等の業務従事状況に係る届出について、①本人からではなく提案先からの届出を可能とすること②電子での届出も可能とする	現状、本届出については本人⇒就業先⇒市町⇒町の流れで取りまとめ、最終的には県が確認・集計作業を行っている。様式は厚生労働省令で定められているため、上記の作業はすべて紙書面で行われており、特に県における確認・集計作業については職員のみでは対応が困難であるため、業務委託を行っている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokoku.html	
R3	177	06.環境・衛生	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県	環境省	B 地方に対する規制緩和	土壌汚染対策法第4条第1項、土壌汚染対策法施行規則第23条	土地の掘削等を行う場合の届出の添付書類の削減	土地の掘削等を行う場合の届出の添付書類の削減	土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出は全都道府県で年間1万件程度であるが、調査命令が発せられるのはその内1%程度であり、大多数の届出においては同意書が活用されることはない中、事業者から届出を受けている状態である。	土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出は全都道府県で年間1万件程度であるが、調査命令が発せられるのはその内1%程度であり、大多数の届出においては同意書が活用されることはない中、事業者から届出を受けている状態である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokoku.html
R3	178	08.消防・防災・安全	都道府県	広島県、宮城県、中国地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法第5条第1項第1号、第8条、第14条、第20条 液化石油ガス保安規則第9条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4、第37条の5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条、第72条	ハルローラーに係る許可等の一本化	ハルローラー(LPガスの運搬機)の許認可等について、高圧法上の許可に係る関係書類を共通とする必要とすること ※液化石油ガス:液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ※高圧法:高圧ガス保安法	高圧法のハルローラーは、高圧法による移動式製造設備としての許認可等、液状ガスによる固定式設備としての許認可等を受けている。液状ガス運搬機は、高圧法上の許認可等に係る基準は同一であるにもかかわらず、充てん用の充てんに応じて、両法の許認可を個別に受けねばならない。それぞれに手数料が必要となる等、事業者にとっては事務的・経済的な負担が生じている。	高圧法のハルローラーは、高圧法による移動式製造設備としての許認可等、液状ガスによる固定式設備としての許認可等を受けている。液状ガス運搬機は、高圧法上の許認可等に係る基準は同一であるにもかかわらず、充てん用の充てんに応じて、両法の許認可を個別に受けねばならない。それぞれに手数料が必要となる等、事業者にとっては事務的・経済的な負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokoku.html
R3	179	06.環境・衛生	都道府県	広島県、宮城県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法、下水道法	下水道事業計画の協議及び下水道に関する都市計画事業の認可に係る提出資料の簡素化	下水道法に基づき下水道事業計画の協議及び都市計画法に基づき下水道に関する都市計画事業の認可に係る提出資料について、電子媒体により提出を可能とすることを求める。	下水道事業を運営するにあたっては、下水道法に基づき下水道事業計画の協議、及び都市計画法に基づき都市計画事業の認可が必要である。下水道に関する都市計画事業認可に係る申請書類及び下水道事業計画の認可に係る申請書類の統一等について(平成26年1月28日国土交通省都市計画課建設専門官事務連絡等)により、下水道事業計画の協議、都市計画事業の認可に係る関係書類を共通とする必要とすること。一方で作成した資料を転用することが可能となる。しかし、当該資料を紙媒体で2部用意し、地方整備局にそれぞれ提出することによって、印刷費用等に負担が生じている。このため、政府全体で行政手続のデジタル化が進んでいること踏まえ、電子媒体による提出を申請可能とすべきである。また、紙媒体で提出する場合であっても、一方の手続の中で提出した資料は、地方整備局内で共有し取り扱えるようにするため、もう一方の手続のために地方公共団体間の資料の提出を改めて求めるべきではないと考える。【資料の提出までに要する委託費用】下水道事業計画の協議申請に関する資料-900万円 都市計画事業の認可に関する資料-約200万円 ※上記はデータ作成費用も含まれているが、紙媒体での提出が前提となっているため通常の印刷費では対応できない印刷等を委託していることから、これを略すことにより、相当程度の委託費用の節約が期待できると考えている。	下水道事業を運営するにあたっては、下水道法に基づき下水道事業計画の協議、及び都市計画法に基づき都市計画事業の認可が必要である。下水道に関する都市計画事業認可に係る申請書類及び下水道事業計画の認可に係る申請書類の統一等について(平成26年1月28日国土交通省都市計画課建設専門官事務連絡等)により、下水道事業計画の協議、都市計画事業の認可に係る関係書類を共通とする必要とすること。一方で作成した資料を転用することが可能となる。しかし、当該資料を紙媒体で2部用意し、地方整備局にそれぞれ提出することによって、印刷費用等に負担が生じている。このため、政府全体で行政手続のデジタル化が進んでいること踏まえ、電子媒体による提出を申請可能とすべきである。また、紙媒体で提出する場合であっても、一方の手続の中で提出した資料は、地方整備局内で共有し取り扱えるようにするため、もう一方の手続のために地方公共団体間の資料の提出を改めて求めるべきではないと考える。【資料の提出までに要する委託費用】下水道事業計画の協議申請に関する資料-900万円 都市計画事業の認可に関する資料-約200万円 ※上記はデータ作成費用も含まれているが、紙媒体での提出が前提となっているため通常の印刷費では対応できない印刷等を委託していることから、これを略すことにより、相当程度の委託費用の節約が期待できると考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokoku.html
R3	180	12.その他	都道府県	広島県、宮城県、中国地方知事会	デジタル庁、外務省	B 地方に対する規制緩和	旅券法第3条、第8条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項、第20条第2項、第21条の3、デジタルバザメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)	旅券事務について、現在、電子申請の導入に向けた検討が認められているが、各県では、分権改革の進展を機に、「身元確認窓口」(身元)利用できるようにする。住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができるような仕組みを構築していき、新たな電子申請の導入に当たっては、国は、地域の実情を十分に把握し、全国一律の仕組であること、当該システムが住民サービス拡充に努める。当該システムが住民サービス拡充に努める。当該システムが住民サービス拡充に努める。	旅券事務について、現在、電子申請の導入に向けた検討が認められているが、各県では、分権改革の進展を機に、「身元確認窓口」(身元)利用できるようにする。住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができるような仕組みを構築していき、新たな電子申請の導入に当たっては、国は、地域の実情を十分に把握し、全国一律の仕組であること、当該システムが住民サービス拡充に努める。当該システムが住民サービス拡充に努める。	旅券法第3条、第8条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項、第20条第2項、第21条の3、デジタルバザメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokoku.html	
R3	181	02.農業・農地	中核市	呉市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、強い農業・強い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)の活用ができる期間の拡大	強い農業・強い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)の活用ができる期間の拡大	強い農業・強い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)の活用ができる期間の拡大	令和20年7月豪雨災害の被災者に対して、(経営者育成支援事業)の被災農業者向け(経営者育成事業)を活用し、農業施設等の復旧を予定していたところ、その農業施設等を設置する農地の災害復旧事業が完了したことから、こうした場合においても、事業要件を災害発生年度の翌年度までと終了することにより当該交付金を活用できる期間を拡大することを求める。	強い農業・強い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)の活用ができる期間の拡大	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokoku_yosano.html
R3	182	05.教育・文化	指定都市	広島市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、公立学校施設整備補助金等に関する法律第22条、公立学校施設整備補助金等に関する法律第22条、公立学校施設整備補助金等に関する法律第22条	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に関する報告書の提出時期の見直し	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に関する報告書の提出時期の見直し	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分には文部科学大臣の承認を要するが、承認手続の簡素化を図るため、補助事業終了後10年以上経過した財産の無償による処分などの場合は、文部科学大臣への報告書の提出時期を報告書の提出時期から報告書の提出時期の前月とする。報告書の提出時期を報告書の提出時期の前月とする。報告書の提出時期を報告書の提出時期の前月とする。	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分には文部科学大臣の承認を要するが、承認手続の簡素化を図るため、補助事業終了後10年以上経過した財産の無償による処分などの場合は、文部科学大臣への報告書の提出時期を報告書の提出時期から報告書の提出時期の前月とする。報告書の提出時期を報告書の提出時期の前月とする。報告書の提出時期を報告書の提出時期の前月とする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokoku.html
R3	183	01.土地利用(農地除く)	指定都市	広島市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、離島活性化交付金事業実施要綱	離島活性化交付金の弾力的な運用	離島活性化交付金を活用し整備する災害時電力供給システムについて、当該交付金を目的(緊急時における利用)を妨げない範囲において、目的使用(平時における利用)が可能となる。当該交付金を目的(緊急時における利用)を妨げない範囲において、目的使用(平時における利用)が可能となる。	当該交付金を活用し整備する災害時電力供給システムについて、当該交付金を目的(緊急時における利用)を妨げない範囲において、目的使用(平時における利用)が可能となる。当該交付金を目的(緊急時における利用)を妨げない範囲において、目的使用(平時における利用)が可能となる。	当該交付金を活用し整備する災害時電力供給システムについて、当該交付金を目的(緊急時における利用)を妨げない範囲において、目的使用(平時における利用)が可能となる。当該交付金を目的(緊急時における利用)を妨げない範囲において、目的使用(平時における利用)が可能となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokoku.html
R3	184	06.環境・衛生	指定都市	広島市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2、同法施行令第14条、平成12年9月28日付厚生省環境整備課長通知第12号	農林水産物を営む者が行方不明の場合の廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の解釈の明確化	農林水産物を営む者が行方不明の場合の廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の解釈の明確化	農林水産物を営む者が行方不明の場合の廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の解釈の明確化	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokoku.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【5】内閣官房(3)【内閣府(8)】財務省(7)】法人税法(昭34)及び商標法(昭17)法24)地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、寄附物品の価額の算定の考え方及び寄附物品受領後の取扱いに関し、地方公共団体に令和4年中に文書で周知する。</p>	—	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きについて明確化する事務連絡を发出するとともに、「まら・ひまろし創造生寄附活用事業に関するQ&A」の改訂を行った。	【内閣官房】内閣府「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きについて(令和4年11月14日付け内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2021/r36tsuchi.tml#r3.175	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府地方創生推進事務局
<p>【5】厚生労働省】(16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科工士法(昭30法168)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科工士法(昭30法168)</p>	<p>＜令4＞ 【5】厚生労働省】(16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科工士法(昭30法168)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科工士法(昭30法168)</p>	<p>令和4年の業務従事者届出、医療従事者届出システムを通じて、インターネットによるオンライン届出が可能となった。 なお、当該届出より都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みについては、令和4年衛生行政報告例(提出期限:令和5年2月末日)の報告から運用を開始した。 保健師等の届出については、オンラインによる届出について、令和4年12月から運用を開始した。 また、都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みについては、令和4年衛生行政報告例(提出期限:令和5年2月末日)の報告から運用を開始した。</p>	<p>【厚生労働省】「令和4年における保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届出の届出について」(令和4年10月21日付け厚生労働省医政局看護課長通知) 【厚生労働省】「令和4年歯科衛生士及び歯科工士の業務従事者届出の届出について」(令和4年11月4日付け厚生労働省医政局歯科保健課長通知)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2021/r36tsuchi.tml#r3.176	厚生労働省医政局看護課、歯科保健課、政策統括官付参事官付行政報告統計室
<p>【5】農林水産省(17)【環境省(12)】土壌汚染対策法(平14法53)一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等と土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることを明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令4＞ 【5】農林水産省(12)【環境省(15)】土壌汚染対策法(平14法53)一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、省令を改正し、その添付を必須とせず、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面を添付することとし、</p>	一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、同意書の添付を必須とせず、「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」を添付することとし、	【環境省】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月24日付け環境省令第6号) 【環境省】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付け環境省水・大気環境局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2021/r36tsuchi.tml#r3.177	環境省水・大気環境局土壌環境課
<p>【5】経済産業省】(2)高圧ガス保安法(昭26法204)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149)バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可(高圧ガス保安法5条1項)に係る届出(4条1項)等に係る事務手続の合理化については、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令5＞ 【5】経済産業省】(1)高圧ガス保安法(昭26法204)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149)バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可(高圧ガス保安法5条1項)に係る届出(4条1項)に係る事務手続のうち、充てん設備の許可(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項)に係る審査結果を利用するものについては、手数料を引き下げ、当該審査に係る事務の運用の考え方を併せて、地方公共団体に通知する。</p>	令和5年12月6日地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正を行い、バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可(高圧ガス保安法5条1項)に係る手続のうち、充てん設備の許可(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項)に係る審査結果を利用するものについて、手数料を引き下げた。(施行日:令和6年4月1日)また、バルクローリーの審査に係る事務の運用の考え方(事務手続きの合理化等)について地方公共団体に通知した。(20240219保局第1号)	【経済産業省】「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和5年12月6日付け政令第347号)」 【経済産業省】「液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充てん設備に係る運用について(令和6年2月29日付け20240219保局第1号)」	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2021/r36tsuchi.tml#r3.178	経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室 経済産業省産業保安グループガス安全室
<p>【5】国土交通省】(12)下水道法(昭33法79)及び都市計画法(昭43法100)地下水道又は流域下水道の事業計画の協議等(下水道法4条2項及び4項並びに25条の23第2項及び6項)及び下水道に関する都市計画事業の認可の申請(都市計画法60条1項)に係る提出書類については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方整備局及び地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和3年11月1日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知、令和3年11月1日付け国土交通省都市局都市計画課長通知)】</p>	—	下水道法に基づき事業計画の協議及び都市計画事業の認可申請に係る提出書類については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方整備局及び地方公共団体に通知した。	【国土交通省】下水道法に基づき事業計画の協議等において提出する書類の取扱いについて(技術的助言)(令和3年11月1日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知) 【国土交通省】都市計画事業等の認可等において提出する申請書等の取扱いについて(技術的助言)(令和3年11月1日付け国土交通省都市局都市計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2021/r36tsuchi.tml#r3.179	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課、都市局都市計画課
<p>【5】デジタル庁(3)【外務省(2)】旅券法(昭26法267)一般旅券の発給の申請及び給失又は喪失に係る事務(3条1項及び17条1項)については、令和4年度からオンラインによる申請等を可能とするに当たり、可能な限り都道府県や事務処理特別制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)に基づき委託を受けた市区町村の事務の執行に支障を来さないよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、オンライン申請等に係るシステムの構築に努める。</p>	—	都道府県との意見交換会を実施しつつ、習熟(操作テスト)等を令和5年1月に実施。令和5年3月27日より電子申請の運用を開始した。	—	—	デジタル庁国民向けサービスグループ 外務省領事官放務課
<p>【5】文部科学省】(10)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)公立学校施設整備費補助金等に係る財源処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請書については、地方公共団体の事務の効率化のため、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災施設助成課)」の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。</p>	—	地方公共団体の申請事務の効率化に資するよう、「財産処分手続ハンドブック」の内容を充実させる改訂を行い、令和4年3月31日付け事務連絡で地方公共団体に周知した。	【文部科学省】「財産処分手続ハンドブック」の改訂について(令和4年3月31日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災施設助成課事務連絡) 【文部科学省】「財産処分手続ハンドブック」(令和4年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災施設助成課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2021/r36tsuchi.tml#r3.182	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災施設助成課
<p>【5】国土交通省】(7)離島振興法(昭28法72)離島活性化交付金の防災機能強化事業については、地方公共団体での効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、災害時の確実な利用に影響を及ぼさない認められる場合に限り、非常用電源設備を平常時に利用することを可能とし、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>	—	離島活性化交付金の防災機能強化事業については、災害時の確実な利用に影響を及ぼさない認められる場合に限り、非常用電源設備を平常時に利用することを可能とし、地方公共団体に通知した。	【国土交通省】令和4年度離島活性化交付金事業の要綱調査について(令和3年12月24日付け国土交通省国土政策局離島振興課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2021/r36tsuchi.tml#r3.183	国土交通省国土政策局離島振興課
<p>【5】環境省】(5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)廃棄物の処理禁止(16条の2)については、その例外である同条3号に掲げる場合においても必要に応じて、措置命令(19条の4第1項)その他行政指導等を行うことが可能であると、その根拠等を明確にした上で、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和3年11月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)】</p>	—	廃棄物の処理禁止については、その例外である場合においても必要に応じて、措置命令その他行政指導等を行うことが可能であることを地方公共団体に通知した。	【環境省】廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定に基づき廃棄物の処理禁止の例外とされる処理行為に対する行政処分等の適用について(通知)(令和3年11月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianboosyu/2021/r36tsuchi.tml#r3.184	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (x1)新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間(施行規則38条)及び要支援認定有効期間(施行規則52条)の延長については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (x2)介護認定審査会における審査及び判定(27条4項及び32条3項)に係る事務については、市区町村における事務の実態を踏まえつつ、社会保障審議会の意見を聴いた上で市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令5＞ 【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (ii)介護認定審査会における審査及び判定(27条4項及び32条3項)に係る事務については、市町村(特別区を含む。)の要介護認定及び要支援認定に関する期間の短縮を図るため、簡素化の導入に当たつての調整内容や事務フロー等を記載した介護認定審査会の簡素化に関する取組事例を地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和5年5月8日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)】	令和4年12月20日付け「介護保険制度の見直しに関する意見」(社会保障審議会介護保険部会)が取りまとめられ、意見書において、「公正な立場にある専門家の合議による審査を行わない場合、要介護認定の公平性・医学的妥当性を確保することが困難になることから、慎重に考える必要がある。」一方、保険者が審査の簡素化に取り組むことができるよう、事例を収集・周知することが適当である。とされたことを踏まえ、介護認定審査会における審査等を省略することは困難であるが、今後の要介護認定審査業務の参考となるよう、具体的などのように審査を簡素化しているかの事例を収集し、「介護認定審査会の簡素化に関する取組事例の周知について」(令和5年5月8日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)を地方公共団体に対して発出し、周知を行った。	【厚生労働省】「介護認定審査会の簡素化に関する取組事例の周知について」(令和5年5月8日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_187	厚生労働省老健局老人保健課
5【法務省(6)】【国土交通省(10)】 租税特別措置法(昭32法26) 住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置(72条の2等)における市区町村長の証明事務(施行令11条及び14条1項)については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。		施行令41条及び42条1項に規定する要件の審査に係る市区町村の事務負担を軽減するため、市区町村長の証明事務において、宅地建物取引業者が発行する確認書を活用できることとし、その旨を地方公共団体及び宅地建物取引業の業界団体に通知した。	【国土交通省】「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市区町村長の証明事務の実施について」及び「住宅用家屋の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市区町村長の証明事務の適切な実施について」の一部改正について(令和6年4月1日付け国土交通省住宅局長通知) 【国土交通省】住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る宅地建物取引業者の事務について(依頼)(令和6年4月1日付け国土交通省住宅局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_188	法務省民事局民事第二課 国土交通省住宅局住宅経済・法制課
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (x1)新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間(施行規則38条)及び要支援認定有効期間(施行規則52条)の延長については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (56)保育所等利用待機児童数調査 10月1日時点における保育所等利用待機児童数調査については、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、令和3年度調査から全国集計を行わないこととする。 【措置済み(保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)及び「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」集計結果の概要資料(令和3年8月27日厚生労働省子ども家庭局保育課)】		10月1日時点における保育所等利用待機児童数調査については、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、令和3年度調査から全国集計を行わないこととし、その旨ホームページにて周知した。	【厚生労働省】保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)及び「子育て安心プラン」新子育て安心プラン集計結果の概要資料(令和3年8月27日厚生労働省子ども家庭局保育課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_191	厚生労働省子ども家庭局保育課
5【内閣府】 (18)子ども・子育て支援法(平24法68) (ii)特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)の利用に関して、特定子ども・子育て支援提供者(30条の11第3項、以下この事項において「提供者」という。)が、市町村(特別区を含む。以下この事項において「同じ。))から施設等利用費(30条の2)の支払を受ける場合については、提供者及び市町村の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、提供者から施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を不要とし、その旨を地方公共団体に通知する。		特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)の利用に関して、特定子ども・子育て支援提供者(30条の11第3項、以下この事項において「提供者」という。)が、市町村(特別区を含む。以下この事項において「同じ。))から施設等利用費(30条の2)の支払を受ける場合については、関係府令を改正し、提供者から施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を不要とするのと、その旨を地方公共団体に通知を発生し、周知を行った。	【内閣府】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年10月府令第25号) 【内閣府】子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_192	内閣府子ども・子育て本部
5【文部科学省】 (10)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認手続のうち、包括承認事項に関する申請事務については、地方公共団体の事務の効率化のため、財産処分手続ハンドブック(平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。		地方公共団体の申請事務の効率化に資するよう、「財産処分手続ハンドブック」の内容を充実させる改正を行い、令和4年3月31日付け事務連絡で地方公共団体に周知した。	【文部科学省】「財産処分手続ハンドブック」の改訂について(令和4年3月31日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課(現地施設係事務連絡)) 【文部科学省】「財産処分手続ハンドブック」(令和4年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboosyu/2021/r3fu-tsuchi.htm#r3_193	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
R3	194	01.土地利用(農地除く)	高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から別表第六までを総務省令で定める事務を令で第2条、第3条、第4条、第5条	住民基本台帳法別表へ国土調査法に関する事務事項の追加	住民基本台帳法別表へ国土調査法に関する事務を追加することにより、土地所有者や世帯の住所情報等の現住所の特定を行うため、住基ネットを活用できるように求める。	地方公共団体は、国土調査(特に地籍調査)の実施にあたっては土地所有者等に実施時期や立会いすべき旨を通知することになっている。土地所有者等が現住所を確認しない場合は、登記簿に記載されている所有者等の氏名及び住所(登記した当時の住所)をもとに、当該住所の市町村に対して公用請求をし、戸籍簿本、除籍簿本、住民票、除籍簿等に当該者がいづら確認を取っている。しかし、本人が転居、転出等をしている場合には、本籍地、あるいは現住所にたどり着くまでに調査を行う必要があり、多くの時間と手間がかかっている。また、所有者が死亡していることが判明した場合は、対象者を相続人に切り替えて再度同様の調査を行う必要があり、さらに時間と手間がかかることになる。例として、当該県の市における二地区の地籍調査(3,296件)の実施にあたって、1,500人程度の公用請求が必要だった。なお、1度目の公用請求で所有者の住所等が明らかならなかった場合は、更に公用請求を行う必要がある。 * 公用請求を受けた各市町村の戸籍担当課においても、対象戸籍の抽出、子世代、孫世代の戸籍調査などの事務が多く発生している。 令和2年の国土調査法改正により、固定資産課税台帳等を確認することによって速やかに立会を求めた所有者の住所を確認できるようになったものの、 * 確認していない山林や農地は固定資産課税台帳で所有者の確認ができない。 * 林地台帳制度開始前から相続登記されていない山林は現所有者が確認できない。 * 固定資産課税台帳等で立会人を確認した場合でも、住民への説明に備えて立会人と登記名義人との関係を明らかにする(家系図を作る)必要がある。 等から、依然として戸籍や住民記録を調査しなければならないケースも多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html	
R3	195	03.医療・福祉	都道府県	高知県、福島県、香川県、愛媛県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ(資金改善要件)及び施設型加算Ⅱ(資金改善要件)及び施設型加算Ⅲの基準年度の運用の見直し	保育所等における処遇改善等加算Ⅰ(資金改善要件)の場合、令和2年度に新規事由に該当する場合に限られた経過措置(子ども子育て支援法による確認の効力が生ずる年度の前年度(平成26年度以前)からある保育所については平成24年度)以下(従前の基準年度より)を基準年度として適用について、当分の間、新規事由の有無を問わず適用できるように求める。 また、施設改善加算Ⅱについても同様に柔軟に基準年度を選択できるように求める。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ(資金改善要件)以下(加算Ⅰ以下)について、改善の比較対象となる基準年度の見直し(従前の基準年度)から「加算の前年度」に見直し)が行われ、令和2年度に新規事由に該当する場合(加算Ⅰの新規取組)と、この一部の場合)には、追加で改善を要する額(特定加算額)を上回ることを要件とした。また、その際、新規事由に該当する場合は、令和2年度に限り(従前の基準年度)を基準年度とする経過措置が適用された。 見直し前は、公布された加算された加算額(資金改善要件)を超える資金改善が行われていることが要件とされており、多くの保育所等では、保育士確保のため、すでに当該要件を超える資金改善を実施しており、また、毎年の経営状況に応じて追加で賃金を支給するなどの対応を行ってきた状況がある。 以上の状況を踏まえ、令和2年度に新規事由に該当する場合に限って見直し(従前の基準年度)を基準年度とできる)について、「新規事由に該当しない場合にも適用できるようにすること、改めて当分の間、施設改善等加算Ⅱについても、同様の見直しが行われたが、加算Ⅰと同様に基準年度を柔軟に選択できるようにと可能とする必要がある」と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka_yosha.html	
R3	196	12.その他	都道府県	高知県、徳島県、愛媛県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	漁業法第119条、水産資源保護法第4条、都道府県漁業調整規則規則例の案の送付について(令和2年1月22日付け水産庁資源管理課管理調整長通知)	都道府県漁業調整規則の変更の内、法制執録に係ること等については、同規則の認可の際、都道府県の裁量を広げること(国の規則例が技術的助言であること)の明確化を含む)を求める。	都道府県漁業調整規則(案)の送付について(令和2年1月22日付け水産庁資源管理課管理調整長通知)により、水産庁から都道府県漁業調整規則例が示されている。各都道府県において、当該規則例を基に各都道府県漁業調整規則案を作成し、農林水産大臣の認可を受けて定めることができるとされている。 地方創生推進交付金交付要綱(平成28年8月1日府地第291号)第3条において、「内閣府大臣が別に定める日までに、大臣に対し、別記様式第1による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。例、3月29日頃内示があり、4月1日は県が市町村分を取りまとめて交付申請書を提出するよう非常にタイトなスケジュールとなっていることから、各団体において十分な内容精査が行えないなど、事務処理の適正化に支障をきたしているほか、年末頃から当初にかけた事務負担が非常に増大している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html	
R3	197	12.その他	都道府県	高知県、徳島県、香川県、愛媛県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付要綱	地方創生推進交付金の内示を早期に行うなど、交付金交付申請の円滑化に向けて見直し	地方創生推進交付金交付要綱(平成28年8月1日府地第291号)第3条において、「内閣府大臣が別に定める日までに、大臣に対し、別記様式第1による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。例、3月29日頃内示があり、4月1日は県が市町村分を取りまとめて交付申請書を提出するよう非常にタイトなスケジュールとなっていることから、各団体において十分な内容精査が行えないなど、事務処理の適正化に支障をきたしているほか、年末頃から当初にかけた事務負担が非常に増大している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html	
R3	198	03.医療・福祉	中核市	八王子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第33条の20第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項、障害者福祉サービス等及び障害者交通手段等の円滑な実施を確保するための基本法的指針(平成18年厚生労働省告示第395号)	市町村障害者(児)福祉計画(児)福祉計画について、計画期間の延長を求める。	市町村障害者(児)福祉計画(児)福祉計画について、計画期間の延長を求める。 関係法令等により策定が義務付けられている、市町村障害者(児)福祉計画(児)福祉計画について、計画期間の延長を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html	
R3	199	01.土地利用(農地除く)	中核市	八王子市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第43条、都市計画法施行令第35条、第36条、開発許可制度適用指針	市街化調整区域における建築物の用途変更に係る都市計画法上の許可不要要件の見直し	市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の用途変更について、前面積の合計が10以内の場合、都市計画法第43条第1項の許可を受ける必要がないこととされているが、その許可が不要な規模については、現在の10㎡から、100㎡または200㎡へ見直しを求める。	当市の市街化調整区域に位置する道路集落においては、地域コミュニティの維持や地域振興を図っているが、人口減少、高齢化などの問題が顕著に表れており、当該問題を解決するため、空き家を利用し、集会所などへ用途を変更することが地域住民から求められている。 しかし、都市計画法上の用途変更の許可を受けるには、申請者となる地域住民としては計画立案から設計、事前協議、許可申請、都市計画法に基づく技術基準への適合のための工事などの多くの専門的プロセスや市の開発審査会を経る必要があり、費用と時間がかかることから、許可の見込みが立たずから、当該許可申請まで至らないケースが多いため、既存建築ストックの活用が進まない状況にあり、地域コミュニティの活動の場が制限されている。 国、建築物の用途変更について、令和元年度に建築基準法を改正し、確認申請が必要となる面積を200㎡に引き上げる規制緩和を行うなど、既存建築ストック活用の観点から、柔軟な対応姿勢を打ち出したが、都市計画法上の許可不要規模と整合しておらず、地域活性化のネックとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html
R3	200	09.土木・建築	中核市	八王子市、福島県、さいたま市、横浜	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第85条、第87条の3、新設インフルエンザ等対策特別措置法第31条の2	新型コロナウイルス感染症対応の応急仮設建築物の存続期間の延長	建築基準法第85条1項及び第2項の応急仮設建築物については、その建築工事が完了した後9ヶ月間存続させることが可能だが、特定行政庁が発生上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときに限り、許可により2年以内の期間を限り延長が可能となっている。 新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時の医療施設などについて、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、東日本大震災や特定非常災害の際に踏まえつつ、特定行政庁が2年3ヶ月を超えて存続期間を柔軟に許可できるように制度の見直しを求める。	新型コロナウイルス感染症の発生以降、全国的に隔離診療施設やPCR検査棟などの応急仮設建築物が設置されたことと認識されているが、存続期間が最長2年3ヶ月であることから、早ければ令和4年夏には許可期が到来することとなり、コロナ禍の収束時期が見えない中、応急仮設建築物について2年3ヶ月を超えて利用できるような場合は、全国で支障が生じることがある。 B市の場合、令和2年8月以降、仮設診療所などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ13件となっている。 C市の場合、令和2年12月以降、新型コロナウイルス対応応急外来施設などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ4件となっている。 D市の場合、令和2年8月以降、仮設診療所などの応急仮設建築物について多数の相手が寄せられており、現在申請中が1件となっている。 コロナ禍の収束時期が見えない中、地域によってコロナの感染状況や仮設建築物の状況が異なることから、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、特定行政庁が安全性等の観点から支障がないと認めるときに限り、2年3ヶ月を超えて応急仮設建築物の存続期間を許可できるように、制度の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html
R3	201	03.医療・福祉	中核市	八王子市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	児童手当法第18条、同第19条、同第26条、児童手当法施行規則第1条の4第2項	児童手当法第18条及び第19条で使用する被用者数における情報連携サーバー統計数値の活用	児童手当法第18条及び第19条で使用する被用者数は情報連携サーバーを使用した統計数値を使用し、個別の照会・確認が行われない形とする。(具体的には、認定請求・年度更新の際、照会・個別の照会・確認を行うのではなく、国が統計情報として一括でデータ照合し、処理を行う)	児童手当法の認定請求書等の提出については、マイナンバーによる保険情報の情報連携により書類添付の省略が可能となっているが、児童手当法第18条の費用負担及び同法第19条の拠出金を算出するために行っている被用者・非被用者区分の確認(出生日・毎月6月1日加入保険及びその重層者の確認)については、認定請求・年度更新のたびに情報照会を行い、算出する業務負担が膨大である。システムによる保険情報の情報連携開始により、被用者・非被用者区分の確認は、国において、システムによる確認が可能となったため、市が個人情報保護法を個別に確認し必要な数字を算出するのではなく、国がシステムを利用し、統計情報として一括して提出して貰いたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html
R3	202	03.医療・福祉	中核市	八王子市、福井市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	児童手当法第7条第3項、第8条第3項	児童手当関係法令上の意義に対する回答について(昭和47年18日自治体手続第20号厚生労働省長官通知)	現在、児童手当制度において「住所を変更した日」は、転出(転入をしない日)に改める。児童手当関係法令上の意義を転出(転入をしない日)に改める。(具体的には、児童手当法第8条第3項における「住所を変更した日」は、原則として住所異動の確定日を基準とし、転出(転入)後、長期転入(転入をしない日)を除くのみ、調査の上、職権で転出(転入)日より支給資格を消滅する形に改めたい。	現在の児童手当制度において「住所を変更した日」は、転出(転入をしない日)に改める。児童手当関係法令上の意義を転出(転入をしない日)に改める。(具体的には、児童手当法第8条第3項における「住所を変更した日」は、原則として住所異動の確定日を基準とし、転出(転入)後、長期転入(転入をしない日)を除くのみ、調査の上、職権で転出(転入)日より支給資格を消滅する形に改めたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2021/teianbosyuu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭22法81)</p> <p>(1)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項、以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。</p> <p>・国土調査法(昭26法180)に基づき、地方公共団体が地籍調査(同法2条1項3号)の実施に関する事務を処理する場合</p>	—	<p>国土調査法(昭26法180)の規定に基づき、地籍調査の実施に関する事務について、地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができるものとする旨を住民基本台帳法(昭42法81)の改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を第208回国会に提出した。</p> <p>また、令和4年8月19日に住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)を改正(令和4年8月20日施行)するとともに、事前に国土交通省から各都道府県地籍調査担当部局宛てに通知を発生し、国土調査において住民基本台帳ネットワークシステムの活用が可能となる旨等を周知した。</p>	<p>【総務省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年8月19日付け総務省令第55号)</p> <p>【国土交通省】地籍調査における住民基本台帳ネットワークシステムの活用について」(令和4年8月19日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2021/r36tsuchi.htm#r3_194</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課</p> <p>国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課</p>
—	—	—	—	—	—
<p>【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313)</p> <p>都道府県が漁業調整規則の制定及び改正(漁業法37条4項及び119条2項並びに水産資源保護法4条1項)に当たって参考とする都道府県漁業調整規則例(令2水産庁長官)については、都道府県の円滑な事務の実施に資するよう、その解釈を明確化し、改めて都道府県に令和3年度中に周知する。</p>	—	<p>令和4年3月15日に開催された海区漁業調整委員会事務局職員研修会において、参加した都道府県職員(計140名)に対して、都道府県漁業調整規則の解釈について説明を行うとともに、都道府県漁業調整規則の認可に係るプロセスについて改めて周知を図った。</p>	<p>【農林水産省】都道府県漁業調整規則例について(令和4年3月15日水産庁資源管理部管理調整課会議資料)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2021/r36tsuchi.htm#r3_196</p>	<p>水産庁管理調整課</p>
<p>【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24)</p> <p>(1)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。</p>	—	<p>(1)国会での予算審議状況や、内示後の交付申請に係る作業に関する情報を事前に地方公共団体にメールで周知した(令和4年2月25日)。</p>	—	—	<p>内閣府地方創生推進事務局</p>
<p>【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(4)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。</p> <p>これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>・基本指針の改正及び障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。</p>	<p><令5> 【子ども家庭庁(4)(1)】【厚生労働省(3)(1)】 【児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)】 障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)(以下この事項において「計画」という。)については、告示を改正し、以下の措置を講ずる。 ・計画期間については、3年を基本としつつ、柔軟な期間設定を可能とした。 ・計画における任意的記載事項については、地方公共団体の実情に応じて定めることが可能であることを明確化した。 【措置済み(障害福祉サービス等及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A)】 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)】 【児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)】 【障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)】 【子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号】、令和5年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、子ども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡】</p>	<p>令和5年6月19日に、障害(児)福祉計画について、 ・3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とする旨を告示の見込み見直し以外の活動指針について、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることを可能とする告示の改正を行い、当該改正内容について地方公共団体に周知した。 また、令和5年6月30日に、障害(児)福祉計画に定めるおぼろげなものとされている事項を記載するか否か、地方公共団体の判断によらぬものであることを明確化し、周知した。</p>	<p>【子ども家庭庁】【厚生労働省】障害福祉サービス等及び障害児福祉計画の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について(通知)(令和5年5月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、子ども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)</p> <p>【子ども家庭庁】【厚生労働省】第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&Aについて(令和5年5月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、子ども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)</p> <p>【子ども家庭庁】【厚生労働省】第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&A(第2版)について(令和5年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、子ども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2021/r36tsuchi.htm#r3_198</p>	<p>子ども家庭庁支援局障害児支援課</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課</p>
<p>【国土交通省】 (15)都市計画法(昭43法100)</p> <p>(8)市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における、建築物の用途変更の許可(43条1項)については、周辺における市街化を促進するおそれがない等と認められるものとして、条例で定められるもの(施行令36条1項3号ハ)及びあらかじめ開発審査会の議を経るもの(同号ホ)の基本的な考え方を参考とする事例を示しつつ改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。</p>	—	<p>市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における、建築物の用途変更の許可(43条1項)については、周辺における市街化を促進するおそれがない等と認められるものとして、条例で定められるもの(施行令36条1項3号ハ)及びあらかじめ開発審査会の議を経るもの(同号ホ)の基本的な考え方を参考とする事例を示しつつ改めて明確化し、地方公共団体に対し、令和4年3月28日にメールにて周知した。</p>	<p>【国土交通省】市街化調整区域における建築物の用途変更許可について(メールによる周知資料)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2021/r36tsuchi.htm#r3_199</p>	<p>国土交通省都市局都市計画課</p>
<p>【内閣府(2)】【厚生労働省(20)】【国土交通省(2)(ロ)】 建築基準法(昭25法201)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応のために建築する応急仮設建築物の存続期間(85条4項)又は建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間(87条の3第4項)については、特定行政庁が、一定の手続きを経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ない認められる場合は、2年3か月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【内閣府(2)】【厚生労働省(20)】【国土交通省(2)(ロ)】 【建築基準法(昭25法201)】 【新型コロナウイルス感染症対応のために建築する応急仮設建築物の存続期間(85条4項)及び建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間(87条の3第4項)】については、特定行政庁が、一定の手続きを経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ない認められる場合には、2年3か月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする。 【関係府省(厚生労働省及び国土交通省)】 【措置済み(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第203号)】</p>	<p>応急仮設建築物等について、2年3か月を超えて存続期間の延長を可能とする建築基準法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(令和4年3月4日閣議決定)を第208回国会に提出(令和4年3月4日)した。</p> <p>本法案は、全会一致により決・成立(令和4年5月13日)、公布(令和4年5月20日)された。なお、建築基準法に係る部分については、令和4年5月31日に施行した。</p>	<p>【国土交通省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について(技術的助言)(令和4年5月20日付け国土交通省住宅局建築指導課)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2021/r36tsuchi.htm#r3_200</p>	<p>国土交通省住宅局建築指導課・参事官(建築企画担当)付</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)		
R3	203	06.環境・衛生	都道府県	愛媛県、松山県、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊予町、松野町	農林水産省、環境省	B 地方に対する規制緩和	土壌汚染対策法第4条第1項、土壌汚染対策法施行規則第23条第2項	土地の形質変更に関する申請書の提出	土壌汚染対策法第4条に基づき届出に係る同意について、土地改良事業の実施に係る同意書で代替可能とする	土地の形質変更の対面積が3千㎡を超える事業地区について、土壌汚染対策法(以下、法)第4条第1項に基づき届出を行う必要があり、土壌汚染対策法施行規則(以下、規則)において、届出者が土地の所有者である場合は土地の所有者等の全員の同意を事前で届出する旨が定められているが、近申請により関係人調査等に時間を要する事業が発生して、届出に時間を要する大きな要因となっている。一方、土地改良事業を実施する農業振興地域は、土地利権に制限があることから、これまで当該県において特定有害物質による汚染状況調査が必要とされる場合(法第4条第3項)は無く、使用しない同意書の徴収が負担となっている実情である。規則で届出を求める同意書は、土地の形質の変更が行われる場合に指定調査機関を行うことと同意及び調査結果を法第4条第1項の届出に併せて届出することの同意が目的であるが、土地改良事業においては、既に事業実施の際に土地改良法に基づき同意を徴収し事業を実施してより、事業実施に伴う一連の調査等に対して既に了解を得ている実態がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2021/teianbosyu_jekka.html	
R3	204	12.その他	都道府県	愛媛県、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、西予市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊予町、松野町	消費者庁	B 地方に対する規制緩和	消費者基本法第9条、消費者教育の推進に関する法律第9条、第10条、地方消費者行政強化作戦2020(政策目標7)	地方版消費者基本計画の位置付けの明確化	地方版消費者基本計画の位置付けの明確化。加えて、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることを明確化し、かつ、消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の計画期間を一致させることで、地方において計画を統合して作成しやすくすること。	1.地方版消費者基本計画の策定については、国の「地方消費者行政強化作戦2020」の政策目標の中で、「全都道府県で策定」と掲げられているが、消費者基本法には同計画に関する定めがなく、自治体による計画策定に当たっての明確な根拠がなく支障となっている。 2.国の消費者基本計画の対象期間(現行第4期:令和2年度～6年度)と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の対象期間(現行:平成30年度～令和4年度)を踏まえ地方公共団体が策定することを求める2つの地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等について、統合して策定できるかが不明であり、また、国の計画と指針の計画期間が異なるため、地方自治体が統合した計画を策定し又は改定する上での支障が生じていることから、国において両計画の計画期間の一致も含めて検討された。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2021/teianbosyu_jekka.html	
R3	205	04.雇用・労働	指定都市	横浜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条第3項、高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の実施についての一部改正について(平成16年11月30日付け厚生労働事務次官通知)	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下、「法」という。)に基づき就業支援業務(請負・委任、派遣、職業紹介)のシルバー人材センターの連携(以下、「連携」という。)の業務移譲の明確化	超高齢社会を迎える中、高齢者の活躍促進は当市として掲げる戦略の大きな柱(中期計画)であり、シルバー人材センター(以下、「SC」という。)は、その要である。就業支援業務のうち、派遣は、事業開始の平成16年以來、連合からSCへの業務移譲の実例がない。SCは契約の実施主体として業務を遂行できるが、業務移譲の根拠や手続、運用方法を通知等で明確化することを求める。また、この仕組みの実効性を確保するため、業務移譲を希望するSCについては、連合はこれに応じること原則とすることについての明記も求める。	1.地方版消費者基本計画の策定については、国の「地方消費者行政強化作戦2020」の政策目標の中で、「全都道府県で策定」と掲げられているが、消費者基本法には同計画に関する定めがなく、自治体による計画策定に当たっての明確な根拠がなく支障となっている。 2.国の消費者基本計画の対象期間(現行第4期:令和2年度～6年度)と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の対象期間(現行:平成30年度～令和4年度)を踏まえ地方公共団体が策定することを求める2つの地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等について、統合して策定できるかが不明であり、また、国の計画と指針の計画期間が異なるため、地方自治体が統合した計画を策定し又は改定する上での支障が生じていることから、国において両計画の計画期間の一致も含めて検討された。	現行においても、連合からの業務移譲により、SCは契約の実施主体として就業支援業務(請負・委任、派遣、職業紹介)が可能とされているが、平成16年以來、連合及びSCいずれも、派遣についての業務移譲が可能と認識していないため、以下の支障が生じてきた。 【1】市民サービスの低下 現行では、労働者派遣事業について、当市シルバー人材センター(以下、「当市SC」という。)が、会員登録、発注者との調整事務、契約事務など、実質的業務をすべて担っており、連合は、報告・統計業務等の形式的な事務に留まっている。平成16年の通知では、連合のみ契約当事者になれるようにSCに認識できず、会員や発注者として、不都合が生じ、市民サービスの低下を招いた。 【2】事務の非効率性 限下の派遣業務全体の契約金額、取扱枚数の半分以上を当市SCが占めている中で、契約事務や消費費の支払い等、個々の手続きにおいて、連合を介するの必要があり、処理期間が伸びるなど、非効率で過剰な事務の発生を招いている。 【3】派遣事業の画一化による柔軟性・機動性の阻害 派遣事業が可能となつてから17年が経過する中で、連合加入の各SCの事業規模や取組姿勢も大きく異なっている。現行の仕組みでは、発注者の地域特性や会員の事情及び要望を反映させながら、柔軟で機動的な業務移譲を希望するSCには、原則契約の実施主体となり併せて明記した厚生労働省通知の発出により、連合との業務分担を見直すことが可能となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2021/teianbosyu_jekka_yosun.html
R3	206	03.医療・福祉	指定都市	横浜市、札幌市、川崎市、さいたま市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、京都市、北九州市、熊本市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府令第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号)	特定教育・保育施設に要する費用の額の算定方法の見直し	特定教育・保育施設の定員について、地域の実情(ニーズ)にあわせて0歳児の定員を減らし、かつ、2歳児の定員を増やした場合には、公定価格の算定に係る経過措置として、一定期間1、2歳児についても0歳児と同等の基本分単価とする。公定価格の算定加算部分の乳児が人上り利用している施設という加算要件について、乳児の利用を要件としない、又は1歳児の利用も加算の要件に加えるなどの見直しを行うことを求める。	当市が実施したアンケートでは、1歳未満で育児休業からの職場復帰を希望している保護者は6.2%であったが、実際には34.0%の保護者が1歳未満で職場復帰している。このような状況は、1歳児の新規受入れ定数(0歳児と比べて)の減少と、1歳児の新規入所が困難となっていること起因していると考えられる。当市では、保育のニーズに合わせた受入れ確保のために、平成30年度から定員変更事業による定員変更を実施している。各施設において既に0歳児に対応できる保育士を雇用している中で、0歳児の定員を減らした1、2歳児の定員を増やした場合、定員変更により0歳児と1、2歳児の公定価格における基本分単価の差が減少する上、主任保育士専任加算及び高齢者等活路確保加算等の特定加算が受けられなくなることを懸念し、事業者が定員変更を行わない状況となっている。公定価格の基本分単価については、各年齢区分の乳児及び児童を保育するために必要な単価を設定しているとされているが、地域のニーズにあわせて0歳児の定員を減らした場合であっても、当該年度の0歳児を受け入れるための人員を急に削減することはできないことから、職員配置や取組を調整するための徴収額と措置が必要と考える。また、特定加算部分についても、現在、0歳児のニーズが減少しているなかで、乳児の利用を要件とする必要性を感じられない。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2021/teianbosyu_jekka_yosun.html	
R3	207	03.医療・福祉	一般市	長野市、長野県、飯山市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第42条第2項、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準第32条	保育室等の居室面積に係る基準について、「従前基準」から「参酌すべき基準」への変更	乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組むよう、「従前基準」から「参酌すべき基準」へ変更を求める。	国制度による幼児教育・保育の無償化により、子どもの数は減っているが、想定以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。 保育所等の施設整備に十分なも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難になっている。 (参考)現行市における保育所等入所児童数 1,277人(平成30年)⇒1,021人(令和3年) ※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む	変更交付申請書について、「地域支援事業交付金交付要綱」では、毎年度1月末日までに地方厚生(支)局長に提出するのとなっているが、例年、期間満了は期限後に変更交付申請に係る内示及び変更交付申請書の提出の指示があるため、当該申請書について要綱に示された期限後の提出を余儀なくされるなど、支障が出ている。 【現行】※令和2年度のスケジュール ・12月中旬(国一県) 変更交付申請事前協議書提出の指示(期限:1月上旬) ・1月上旬(県一市) 変更交付申請事前協議書提出 ・1月末、国交作業員上の変更交付申請書提出期限 ・2月中旬(国一県) 変更交付申請に係る内示 ・2月中旬(県一市) 変更交付申請書提出の指示(期限:2月中旬) ・2月下旬(県一市) 変更交付申請書提出	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2021/teianbosyu_jekka.html
R3	208	03.医療・福祉	都道府県	岩手県、青森県、宮城県、岩手県、宮古市、久慈市、西和賀町、田野畑村、一戸町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域支援事業交付金交付要綱	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付の申請時期の見直し	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付の内示の時期を早めるが、変更交付申請書の提出期限を見直すこと。なお、提出期限の遅くとも2週間前には変更交付の内示をいただくことが可能となるスケジュールが望ましいこと。	変更交付申請書について、「地域支援事業交付金交付要綱」では、毎年度1月末日までに地方厚生(支)局長に提出するのとなっているが、例年、期間満了は期限後に変更交付申請に係る内示及び変更交付申請書の提出の指示があるため、当該申請書について要綱に示された期限後の提出を余儀なくされるなど、支障が出ている。 【現行】※令和2年度のスケジュール ・12月中旬(国一県) 変更交付申請事前協議書提出の指示(期限:1月上旬) ・1月上旬(県一市) 変更交付申請事前協議書提出 ・1月末、国交作業員上の変更交付申請書提出期限 ・2月中旬(国一県) 変更交付申請に係る内示 ・2月中旬(県一市) 変更交付申請書提出の指示(期限:2月中旬) ・2月下旬(県一市) 変更交付申請書提出	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2021/teianbosyu_jekka.html	
R3	209	06.環境・衛生	都道府県	岩手県、宮城県、秋田県	環境省	B 地方に対する規制緩和	循環型社会形成推進交付金(指導監督交付金)交付要綱	循環型社会形成推進交付金(指導監督交付金)に係る交付対象経費の算定に当たり、交付金額の規模に対して過大な事務量を要することから、算定方法の簡素化を求める	県は、循環型社会形成推進交付金に係る事業を実施する自治体に対して指導する権限を国が受任している。その指導監督事務に係る経費に対して指導監督交付金の交付を受けているが、交付金額の算定に当たって、交付金額の規模に対して過大な事務量を要することから、算定方法の簡素化を求められている。交付金額を算定する上での支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2021/teianbosyu_jekka.html		
R3	210	12.その他	都道府県	岩手県、盛岡市、宮古市、久慈市、陸前高田市、八幡平市、葛巻町、西和賀町、一戸町、宮城県	内閣府、内閣府	B 地方に対する規制緩和	移住支援事業(マッチング支援事業)について(令和2年12月22日付け内閣府地方創生推進事務局)	地方創生移住支援事業に係る移住要件の緩和	地方創生移住支援事業における移住支援対象者の移住要件については、年数要件を廃止するとともに、居住地域要件を緩和すること。	地方創生移住支援事業における移住支援対象者の移住要件については、年数要件を廃止するとともに、居住地域要件を緩和すること。 具体的には、 ・現在設定されている居住や就業に係る年数要件を廃止いただくこと、 ・居住地・就業地要件については、 ・東京圏への人口集中の是正を加速するためには、条件不利地域を除く東京圏から地方への移住の促進が必要であることから、移住支援対象者の移住要件について、より一層緩和いただきたい。 現在の「東京23区内に在住」又は「東京圏への在住かつ東京23区内への通勤」から、「東京23区内に在住」又は「東京圏への在住かつ通勤」に緩和いただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2021/teianbosyu_jekka_yosun.html	
R3	211	02.農業・漁業	都道府県	熊本県、福岡県、茨城県、群馬県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業人材強化法総合支援事業実施要綱、新規就農者確保促進化対策実施要綱	新規就農促進に係る類似事業の一本化	農業次世代人材投資事業(準備型)と就職氷河期世代の新規就農促進事業の一本化	農業次世代人材投資事業(準備型)と「就職氷河期世代の新規就農促進事業」は事業スキームが類似している。対象者については、同様の制度が2つあることで、混乱を招く恐れがある。また、交付主体として、定める実施要綱の違いにより、補助金業務を各事業として行うこととなるため事務量が倍々となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2021/teianbosyu_jekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【農林水産省(17)】【環境省(12)】 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【農林水産省(12)】【環境省(15)】 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書については、省令を改正し、その添付を必須とせず。登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面を添付することとする。</p>	<p>一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、同意書の添付を必須とせず。〔登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面〕を添付することとした。</p>	<p>【環境省】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月24日付け環境省令第6号) 【環境省】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付け農水大土発第2202212号環境省水・大気環境局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_203</p>	<p>農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課 環境省水・大気環境局土壌環境課</p>
<p>【消費者庁】 (1)消費者基本法(昭43法78)及び消費者教育の推進に関する法律(平24法61) (イ)地方版消費者基本計画並びに都道府県消費者教育推進計画及び市町村消費者教育推進計画(消費者教育の推進に関する法律10条1項及び2項)については、以下の措置を講ずる。 ・地方版消費者基本計画の策定状況のホームページ等における公表については、地方公共団体を明示しないこととする。 【措置済み(地方消費者行政強化作戦2020 政策目標ごとの現状(令和2年度現況調査))】 地方版消費者基本計画を策定するか否かは地方公共団体の判断によること、地方版消費者基本計画は都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (ロ)消費者基本計画(消費者基本法9条1項)と消費者教育の推進に関する基本的な方針(消費者教育の推進に関する法律9条1項)については、両者の対象期間を一致させるため、次期消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間について、消費者教育推進会議の意見を聴いた上で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 【消費者庁】 (2)消費者基本法(昭43法78)及び消費者教育の推進に関する法律(平24法61) 消費者基本計画(消費者基本法9条1項)と消費者教育の推進に関する基本的な方針(消費者教育の推進に関する法律9条1項。以下この事項において「方針」という。)については、消費者教育推進会議において次期方針の対象期間を7年とすることが承認されたことを踏まえ、両者の対象期間の統一を図る。</p>	<p>前段について、地方版消費者基本計画の策定状況を公表する際は地方公共団体を明示しないこととした。 消費者基本計画(消費者基本法9条1項)と消費者教育の推進に関する基本的な方針(消費者教育の推進に関する法律9条1項。以下この事項において「方針」という。)については、消費者教育推進会議において次期方針の対象期間を7年とすることが承認されたことを踏まえ、両者の対象期間の統一を図る。</p>	<p>【消費者庁】地方版消費者基本計画の位置付けの明確化及び地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の一体的な策定について(令和4年3月25日付け消費者庁地方版消費者教育推進要綱) 【消費者庁】地方消費者行政強化作戦2020 政策目標ごとの現状(令和3年4月1日時点) 【消費者庁】消費者教育の推進に関する基本的な方針(概要) 【消費者庁】消費者教育の推進に関する基本的な方針(本文)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_204</p>	<p>消費者庁地方協力課、消費者教育推進課、消費者政策課</p>
<p>【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (イ)地域支援事業に係る交付金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、省令を改正しその算定期間を見直すことにより、変更交付申請に係る手続の運用の改善を図る。 【措置済み(介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号)、令和3年3月31日付け厚生労働省老健局長通知等)】</p>		<p>令和3年3月に省令改正を行い、地域支援事業に係る交付金の算定期間を前倒すことにより、変更交付申請を行わずとも、当初交付申請において、介護給付費の実績値ベースで申請できる改正を行った。 また、上記運用改善を行う旨を、令和3年9月に各地方厚生(支)局を通じて地方公共団体にメールにて周知した。</p>	<p>【厚生労働省】介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号) 【厚生労働省】介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について(通知)(令和3年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)</p>		<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	212	01.土地利用(農地除く)	一般市	群馬塩原市、栃木県佐野市、高根沢町	法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土調査法による不動産登記に関する法令、国土調査法	地籍調査における既存地籍簿と現地の非照合に係る修正方針の統一明確化	市町村等の地籍調査の実施に当たっては、その成果が登記簿に送付された後に、登記簿の修正指示を最小限とし地籍簿に送付を行うこととなる。既存地籍簿と現地の非照合に係る修正方針を統一明確化することを求める。	地籍調査の成果(地籍簿)による一筆地立会いや測量に均決定した境界)について、既存公園(相続公園等)との非照合を理由に法務局の登記官からの修正指示を受け、地籍書等再調整が必要となる筆多数が想定されている。相続公園は、距離や形状、長狭物の幅や境界線の位置等の関係で、現況と相違の幅が生じ、登記官の指示により公園の境界の形状と厳密に合わせることは一度地籍簿が了承した境界を再調整することとなるため、再度の手続きが得られにくく、相当の事業負担が生じる結果となっている。現在、各筆の形状や接合部、長狭物の幅等の疑問点がある場合は、全て登記官に相談して立会いを実施しているが、特に内閣府や農林省、河川局等はその相談件数が年々増加傾向にある。また、立会い前に判明した疑問点は、事前に登記官に相談した後現地立会い等の対応をしているが、立会い時や立会い後に発生した疑問点は後日登記官に相談し、その後に再立会いを実施するため、当該箇所の新設に時間がかかることとなる。加えて、現地立会い時に現況と公園の境界との非照合の程度や修正可能な筆数の把握が不十分なため、地籍簿への説明及び了解を得ることに苦慮している。本来、地籍簿の整備は法務局の業務であるが、全国的に法務局の地籍簿整備をこの地籍調査で揃えているのが現状である。地籍調査の迅速かつ円滑な実施及びその成果の活用のため、修正指示を最小限とし地籍簿の成果が作成でき、既存公園と現地の非照合に係る修正方針の統一明確化が必要と考え、地籍調査事業では、正確な地図を作成するために地区あたりに数ヶ月の地籍書の立会いをいたした。1回の立会いで手承をとりながら非立会いを実施しても、地籍簿が作成でき、その後地籍簿と、現況と非照合しているが、土地の形状、隣接地等の接合部、長狭物の形状、調査地区全体の形状等、全く異なる場合に遵守するのでは、公園と現況を照合する必要があり、地籍簿を再調整する意味がなくなってしまう。地籍調査は地籍書の立会いのみならず、形状や距離等の公園の歪みや修正していくことが目的の一つであるため、ある程度幅を持たせて修正していくことが重要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceambosy/2021/ceambosy_jokka.html
R3	213	02.農業・農地	一般市	群馬塩原市、さくら市、高根沢町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法第96条の4、第87条の5	市町村が行う土地改良法に基づく災害復旧工事に係る修正方針の見直し	土地改良法第96条の4の運用規定により、市町村が土地改良法に基づく災害復旧工事を行う場合には、国の都道府県と異なる。応急工事計画に当該市町村の議会の議決を経ることが必要とされている。迅速な災害復旧工事の実施のため、市町村が行う災害復旧工事についても、国や都道府県と同様とすることを求める。	土地改良法に基づく災害復旧工事については、国や都道府県がこれを行う場合には、農業者の申請によらないという点では市町村が事業と同じであるにもかかわらず、議会の議決を要せず応急工事計画を定めて実施できる。一方、市町村が災害復旧工事を行う際には市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定めて実施する必要があることとされている。土地改良法第199条の規定に基づく議決処分は、議決を待たずに災害復旧工事に着手してきたが、議会手続きには1～3か月を要すること、議会の内容には原形復旧であり、審議において意見が異なることは通常であり、当市では否決した例がないこと、議会で当該応急工事計画に係る予算も議決しており、工事内容の当否は予算の審議でも議論することができると、都道府県が土地改良法に基づく災害復旧工事は、市町村が行う災害復旧工事に同じく、農業者からの申請によらないにもかかわらず、市町村の場合に限り議会の議決を経ることとする理由はないと考えられること、応急工事計画は、通常事業とは異なり、公告や異議申出が省略されていること、議決を得た応急工事計画の変更についても再度議決を得る必要があることから、迅速な災害復旧の観点から、市町村が行う災害復旧工事に際しても議会の議決を不要とすべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceambosy/2021/ceambosy_jokka.html
R3	214	09.土木・建築	都道府県	福井県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領 別紙3/91	複数年契約を行方大規模な完成までに複数年を要することの支援	大規模な公共建築物の本造で建設する場合は、木材調達に工期(時間)を要するため、複数年での契約が必要であるが、農林水産省(林野庁)の事業では単年度契約が補助要件となり、工期が複数年となった。近年では博物館の本造建築において、材料(集成材等)調達から工費まで1年以内で約1年を要している。支援事業としては、当該の市町村が消化した。本造の木造化が単年度で工事が終了しないことから申請を断念した事例がある。国土交通省所有の社会資本整備総合交付金では一括審査として、複数年度の事業が認められるものもあり、当該交付金についても複数年度事業を補助対象とすべき。	大規模な公共建築物の本造で建設する場合は、木材調達に工期(時間)を要するため、複数年での契約が必要であるが、農林水産省(林野庁)の事業では単年度契約が補助要件となり、工期が複数年となった。近年では博物館の本造建築において、材料(集成材等)調達から工費まで1年以内で約1年を要している。支援事業としては、当該の市町村が消化した。本造の木造化が単年度で工事が終了しないことから申請を断念した事例がある。国土交通省所有の社会資本整備総合交付金では一括審査として、複数年度の事業が認められるものもあり、当該交付金についても複数年度事業を補助対象とすべき。	—
R3	215	12.その他	都道府県	福井県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条	地域再生計画に係る事業の簡素化	地域再生法第5条で定められた地域再生計画の作成を不要とすること	地域再生計画の作成に際しては、地域再生法に基づき交付金については、地域再生計画の作成を不要としている。しかしながら実施として、地域再生計画の記載内容は、交付金申請に合わせて提出する修正実施計画の転記であり、実施計画の作成と同時並行で作成されている。またどちらとも内閣府所管であるが、交付金と地域再生計画の窓口が異なることから、片方で修正指示があった場合、整合性を図るための修正作業や差戻しが発生している。なお、新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金については、地域再生計画の作成を不要としている。	—
R3	216	03.医療・福祉	一般市	苫小牧市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第117条	介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画の見直し	介護保険法に基づき市町村介護保険事業計画について、3年を一期として定められていることを、6年を一期として定めるとし、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、日常生活支援・介護予防・重度化防止等及び介護給付等費用適正化に関する取組、その他市町村が実施する施策等に関するものは6年ごとに定め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量の算定並びに介護保険料の設定は、介護報酬決定にあわせて3年ごとに市町村介護保険事業計画の見直しを行うこと。	介護保険法に基づき市町村介護保険事業計画について、3年を一期として定められていることを、6年を一期として定めるとし、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、日常生活支援・介護予防・重度化防止等及び介護給付等費用適正化に関する取組、その他市町村が実施する施策等に関するものは6年ごとに定め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量の算定並びに介護保険料の設定は、介護報酬決定にあわせて3年ごとに市町村介護保険事業計画の見直しを行うこと。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceambosy/2021/ceambosy_jokka.html
R3	217	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、徳島県、香取県、兵庫県、徳島県、大阪府、堺市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年9月31日付厚生労働省令第37号)第85条第1項第2号	管理栄養士による居宅療養管理指導の普及に向けた基準の見直し	在宅の要介護者に対して、適切な栄養管理を行い、自立支援・重度化防止を推進するため、「薬局に勤務する管理栄養士」についても居宅療養管理指導の実施を可能とすること。	医療機関等の管理栄養士は、居宅療養管理指導を実施できるが、こうした施設に勤務する者は施設内業務が多忙であるため、現実には、勤務中に外出して要介護者宅へ訪問することは困難である。一方、薬局の管理栄養士は、制度上、居宅療養管理指導が実施できないものとされている。その結果、地域における在宅の要介護者に対する栄養管理は不十分となっており、自立支援・重度化防止の阻害要因となっている。居宅療養管理指導について、要介護者における栄養管理の重要性に鑑み、薬局の管理栄養士がサービス提供できるように、基準を見直すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceambosy/2021/ceambosy_jokka.html
R3	218	07.産業振興	都道府県	鳥取県、徳島県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第4条	農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し	実質的に都道府県に策定が義務付けられている農村地域産業等導入基本計画(以下「基本計画」といふ)を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方式の導入を求める。	農村地域産業(自農工業)については、平成29年12月改正が行われた際、国等の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえ、都道府県・市町村が各計画を策定することとされた。その一方で、都道府県は、市町村の農村地域産業等導入実施計画(以下「実施計画」といふ)の意向や実施に合わせて、基本計画を策定・変更することとなったが、当該改正によって基本計画は、都道府県が望む姿やファンクショナルな観点から薄れたため、その存在意義や必要性が乏しくなっている。また、法律上は基本計画の策定に任意とされているが、都道府県が基本計画を策定しなければ、市町村は実施計画の策定ができないスキームとなっていることから、都道府県は基本計画の策定が実質的に義務付けられている。そのため、当該においても、市町村からの具体的なニーズに基づき、この20年以内に基本計画を変更しなければならなくなったが、基本計画の存在意義等が低下する中において、関係機関の調整や国への同意付協議など、計画変更に関する多大な事務負担が生じている。そのため、農村地域産業についても、都道府県は、基本計画によらない手法での調整(導入すべき産業の種類や農用地等の利用調整に関する事項等)を何らかの形で決定するなど)を行った上で、国の基本方針等を踏まえた市町村の実施計画に対する意向を国へ見直し、事務負担の軽減を図ることができると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceambosy/2021/ceambosy_jokka.html
R3	219	06.環境・衛生	都道府県	鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	気候変動適応法第12条、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項、環境教育等に関する法律第9条	環境分野における各種計画策定の統廃合	気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律、環境教育等に関する法律において策定が求められる各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。	当該では、環境の保全及び創出に関する基本条例を制定し、条例に基づき環境基本計画を策定し、環境基本法第36条が定める環境保全のための必要な施策を総合かつ計画的に推進している。当該では、これらの計画の一部は上記環境基本計画に包含して策定している計画もあり、複数の計画を策定している現状がある。また、全国知事会による調査によれば、地域気候変動適応計画について122/309府県が、温室効果ガス排出削減等実行計画について121/309府県が法の法に基づき計画と一体的に策定している実施にあることが判明した。加えて、調査によれば、温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に当たっては平均して16,626千円(人件費:10,657千円、事業費:5,969千円)を要しており、計画を個別に策定すれば、計画の内容や規模により差があったとしても多くのコストを要している状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceambosy/2021/ceambosy_jokka.html
R3	220	01.土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、徳島県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土調査法第6条の3第2項、国土調査事業事務取扱要領第31	地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止	法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止すること。	都道府県が定める地籍調査事業計画について、市町村(字単位)ごとの調査面積や調査手法などの詳細な記載を求められ、市町村等の事業主体が策定する地籍調査事業実施計画はほぼ同一の内容を定めることとなっていることに加え、国土調査法には、地籍調査事業計画の変更に関する規定がなく、軽微な変更を含む全ての変更が法令に基づかない手続きとなっている現状がある。因して地籍調査事業の進捗状況を把握する必要性は薄れつつあるが、国負担金等の交付額の変更や併当などの重要な変更については、実務上、国負担金等の交付・変更手続きにおいて把握が可能であり、地籍調査事業計画の変更も必要とされているところがある。また、従来、国負担金等の交付額の変更を伴わない地籍調査事業計画の軽微な変更(調査地域、調査面積、実施工程等の変更)については、国への報告は不要であったが、令和2年6月から遅滞なく国に報告することとした。事業の進捗調整等を目的に、軽微な変更は、多くの市町村が毎年行われており(令和2年度:5回)、地籍調査事業計画の記載内容が詳細すぎることも相まって、その度々生じる計画の変更、国への報告が負担となっている。また、当該年度の調査面積等と併せて、前年度までの実績について記載しているところ、年度途中に変更の情報を国が把握する必要性は低いと考えられ、都道府県及び市町村に新たな業務負担が発生していることも踏まえ、地籍調査事業計画の変更手続きは廃止すべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceambosy/2021/ceambosy_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【法務省(3)】【国土交通省(3)】【ⅱ】 国土調査法(昭26法180) 地籍調査(2条1項3号)については、円滑な実施を図るため、地方公共団体と法務局及び地方方法務局の連携を促進するとともに、地方公共団体の作業の効率化を図り事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 地籍調査における境界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を、法務局及び地方方法務局並びに地方公共団体に令和5年度中に通知する。 上記通知については、運用状況や関係者の意見を踏まえつつ、随時見直しを図ることとする。</p>	—	<p>地籍調査(2条1項3号)については、円滑な実施を図るため、地方公共団体と法務局及び地方方法務局の連携を促進するとともに、地方公共団体の作業の効率化を図り事務負担を軽減するため、地籍調査における境界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を通知した。</p>	<p>【法務省】地籍調査の実施主体に対する登記官の助言等について(通知)(令和4年3月23日付け法務省民事局民事第二課発通知) 【国土交通省】地籍調査の実施主体に対する登記官の助言等について(令和4年3月23日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r36tsuchi.htm#r3.212</p>	<p>法務省民事局民事第二課 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課</p>
<p>【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) 【ⅲ】市町村(特別区を含む。)が災害又は突発事故被害のため急速に行う土地改良事業(96条の4第1項において準用する87条の5第1項)については、その応急工事業に係る議会の議決を不要とするなど、都道府県と同様の手続とする。</p>	—	<p>第208回国会に提出した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」において、「土地改良法」(昭和24年法律第195号)を一部改正(令和4年法律第44号)。</p>	<p>【農林水産省】土地改良法に基づく市町村が行う復旧事業等の手続の見直しについて(令和4年6月1日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課課長補佐、防災課課長補佐、水資源課課長補佐通知) 【農林水産省】土地改良法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第40号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r36tsuchi.htm#r3.213</p>	<p>農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課</p>
—	—	—	—	—	—
<p>【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xiii)介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、効果的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事業の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(116条1項)の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令5> 【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (30)介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・当該計画の効果的な作成に資するよう、複数の手引や報告書に記載されている計画作成・進捗管理の手法等を改めて整理した手引の作成や、調査の集計・分析に係る負担軽減のための自動集計ツールの作成・改修を行い、地方公共団体に通知した。 【指針策定】(令和5年4月26日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡) ・当該計画に記載する目標については、令和5年度中に告示を改正し、必要に応じて中長期で設定することが可能であることを明確化する。</p>	<p>当該計画の効果的な作成に資するよう、複数の手引や報告書に記載されている計画作成・進捗管理の手法等を改めて整理した手引の作成や、調査の集計・分析に係る負担軽減のための自動集計ツールの作成・改修を行い、地方公共団体に通知した。 当該計画に記載する目標について、令和5年度中に告示を改正し、必要に応じて中長期で設定することが可能であることを明確化した。</p>	<p>【厚生労働省】第9期介護保険事業(支援)計画の作成に向けた研究事業について(情報提供)(令和5年4月20日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡) 【厚生労働省】令和6年度厚生労働省告示第18号</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r36tsuchi.htm#r3.216</p>	<p>厚生労働省老健局介護保険計画課</p>
<p>【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xiv)管理栄養士が行う場合の居宅療養管理指導費(Ⅱ)(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12 厚生省告示19))に、指定居宅療養管理指導事業所となつては病院又は診療所と連携している薬局に所属する管理栄養士が居宅療養管理指導を行う場合を追加することについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	—	—	—
<p>【農林水産省】 (13)農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112) 都道府県が定めることのできる当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画(4条)については、都道府県の当該計画の変更に係る事務負担を軽減するため、当該計画の記載事項に係る見直しを行う。</p>	—	<p>第208回国会に提出した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」において、「農村地域への産業の導入の促進に関する法律」(昭和46年法律第112号)を一部改正(令和4年法律第44号)。 「農村地域への産業の導入に関する基本方針の変更の公表について」(令和4年5月20日付け官報掲載)を发出。 「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドラインの制定について」(令和4年5月25日付け厚生労働省職業安定局長、農林水産省農村振興局長、経済産業省経済産業政策局地域産業グループ長通知)を发出。</p>	<p>【農林水産省】農村地域への産業の導入の促進に関する法律(昭和46年法律第112号)の一部改正(令和4年法律第44号) 【農林水産省】農村地域への産業の導入に関する基本方針の変更の公表について(令和4年5月20日付け官報掲載) 【農林水産省】「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和4年5月25日付け職発0520第1号、4農振第503号、20220517地局第1号厚生労働省職業安定局長、農林水産省農村振興局長、経済産業省経済産業政策局地域産業グループ長通知) 【農林水産省】農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r36tsuchi.htm#r3.218</p>	<p>農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課</p>
<p>【環境省】 (8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10 法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15 法130)及び気候変動適応法(平30法50) (1)地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。))21条)、行動計画(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(8条1項)及び地球気候変動適応計画(気候変動適応法(18条))については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体的なものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。</p>	—	<p>地方公共団体実行計画、行動計画及び地域気候変動適応計画については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体的なものとして策定することが可能であることを地方公共団体に通知した。</p>	<p>【環境省】地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定について(令和4年3月31日付け環境省大臣官房環境計画課、環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室、環境省地球環境局総務課気候変動適応室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r36tsuchi.htm#r3.219</p>	<p>環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室</p>
<p>【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (1)都道府県が毎年定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続については、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」(昭47経済企画庁総合開発局長)を改正し、廃止する。</p>	—	<p>都道府県が毎年定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続について、「国土調査事業事務取扱要領」を改正し、廃止した。</p>	<p>【国土交通省】「国土調査事業事務取扱要領」の一部改正について(令和4年3月30日付け国土交通省大臣官房土地政策審議官及び国土政策局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r36tsuchi.htm#r3.220</p>	<p>国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課</p>